

平成 27 年 3 月会議

津幡町議会会議録

平成27年 3 月 4 日再開

平成27年 3 月13日散会

津 幡 町 議 会

平成27年津幡町議会 3 月会議会議録 目 次

第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第2号～議案第42号）	4
1. 散 会（午前11時16分）	17

第2号（3月5日）

1. 出席議員、欠席議員	19
1. 説明のため出席した者	19
1. 職務のため出席した事務局職員	19
1. 議事日程（第2号）	20
1. 本日の会議に付した事件	20
1. 開 議（午前10時00分）	21
1. 議事日程の報告	21
1. 会議時間の延長	21
1. 議案上程（議案第2号～議案第42号）	21
1. 議案に対する質疑	21
1. 委員会付託	21
1. 町政一般質問	21
17番 河上孝夫議員	21
1 番 八十嶋孝司議員	24
13番 南田孝是議員	29
9 番 塩谷道子議員	34
10番 多賀吉一議員	42
1. 休 憩（午前11時57分）	43
1. 再 開（午後1時00分）	43
10番 多賀吉一議員	43
4 番 荒井 克議員	44
5 番 中村一子議員	47
2 番 西村 稔議員	55

7 番 角井外喜雄議員	59
1. 休 憩（午後 2 時43分）	62
1. 再 開（午後 3 時05分）	62
11番 向 正則議員	62
6 番 森山時夫議員	67
1. 散 会（午後 3 時53分）	70
第 3 号（3 月13日）	
1. 出席議員、欠席議員	73
1. 説明のため出席した者	73
1. 職務のため出席した事務局職員	73
1. 議事日程（第 3 号）	74
1. 議事日程（第 3 号の 2）	74
1. 本日の会議に付した事件	74
1. 開 議（午後 1 時30分）	75
1. 議事日程の報告	75
1. 会議時間の延長	75
1. 議案等上程（議案第 2 号～議案第42号、請願第 2 号～請願第 4 号、陳情第 1 号）	75
1. 委員長報告	75
1. 委員長報告に対する質疑	80
1. 討 論	80
1. 採 決	88
1. 休 憩（午後 2 時49分）	91
1. 再 開（午後 2 時50分）	91
1. 議会議案上程（議会議案第 1 号）	91
1. 提案理由・質疑・討論の省略	91
1. 採 決	91
1. 閉議・散会（午後 2 時52分）	92
1. 署名議員	93

平成27年 3 月 4 日（水）

○出席議員（18名）

議 長	道 下 政 博	副議長	多 賀 吉 一
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	11 番	向 正 則
13 番	南 田 孝 是	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	小 倉 一 郎	長寿介護課長	寺 本 紀 子
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	宮 川 真 一	上下水道課長	八 田 信 二
生活環境課長	伊 藤 和 人	会 計 管 理 者	岡 本 昌 広
会 計 課 長	橋 屋 俊 一	監査委員事務局長	田 縁 義 信
消 防 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	竹 本 信 幸	教育総務課長	石 庫 要
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第1号）

平成27年3月4日（水）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第2号～議案第42号）

議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算

議案第3号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第4号 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

議案第5号 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成27年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第7号 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計予算

議案第8号 平成27年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第9号 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第10号 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第11号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算

議案第12号 平成27年度津幡町水道事業会計予算

議案第13号 平成27年度津幡町下水道事業会計予算

議案第14号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

議案第15号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第19号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第2号）

議案第24号 平成26年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第25号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

議案第26号 津幡町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

議案第27号 津幡町教育長の勤務時間等に関する条例について

議案第28号 津幡町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第29号 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第30号 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第31号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第32号 津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第33号 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 津幡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について
- 議案第35号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 議案第36号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 津幡町特定教育・保育施設の保育料に関する条例について
- 議案第38号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 津幡町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例について
- 議案第42号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○道下政博議長 ただいまから、平成27年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○道下政博議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月13日までの10日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

○道下政博議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において15番 山崎太市議員、16番 洲崎正昭議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○道下政博議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本 3 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 2 号から請願第 5 号までおよび陳情第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による平成26年12月分および平成27年 1 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○道下政博議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第 2 号から議案第42号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成27年津幡町議会 3 月会議が開かれるに当たり、町政運営の基本方針および施策につきまして申し上げますとともに、提案いたしました平成27年度一般会計は

か各会計の当初予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

3月14日の北陸新幹線金沢開業がいよいよ間近に迫ってまいりました。思い起こせば、昭和40年、東京、金沢、大阪を結ぶ新幹線構想が発表され、それから50年目を迎え、我々が待ち望んだ北陸新幹線の東京ー金沢間がようやく開業いたします。この50年を振り返って見ますと、巨額の赤字を計上した国鉄の緊縮財政やオイルショックによる建設費高騰などの影響により建設計画が凍結され、一向に進まなかった時期もございました。この開業にたどりつくまでの険しい道のりを思い返しますと、先人の方々の熱意とご努力は並々ならぬものであり、改めて敬意を表する次第でございます。

人口減少や高齢化が続く社会情勢の中、地域の活力や賑わいを取り戻すためには人やものの交流拡大が重要であり、北陸新幹線の金沢開業は交流人口の拡大と地域活性化への大きな起爆剤になると確信をしております。議員の皆さまや町民の方々の中にも開業前の試乗会に参加された方がいらっしゃると思いますが、私自身も先月の5日に金沢ー長野間を往復する北陸新幹線の試乗会に参加する機会をいただきました。金沢駅を出発し、明神トンネルを抜けた直後に目にするはずの新幹線の見える丘公園を確認しようと目を凝らして楽しみにしておりましたが、そのかいもなく、あっという間に通り過ぎてしまいました。残念に思うと同時に、これが新幹線のスピードなのかと改めて驚き、感心もいたしました。そして、車窓から公園を見るためではなく、新幹線の見える丘公園の名のとおり、さっそうと駆け抜ける北陸新幹線を多くの方々にこの公園から眺望していただくために整備したのだと自分自身に言い聞かせ、その後も長野駅までの試乗会を満喫させていただいたところでございます。

さて、その新幹線の見える丘公園、新聞やテレビでも何度も取り上げていただいておりますが、この2月末に完成し、本日から利用を開始いたします。町の観光スポットとして多くの鉄道ファンを初め、町民の方々も利用していただきたいと考えているところでございます。

同じく3月14日には、I R いしかわ鉄道株式会社がJ R から引き継いだ並行在来線の営業を始めます。同社では、これまで営業開始の周知と利用の促進を図るため、津幡町と金沢市の沿線地域におきまして、運賃やダイヤ、切符の買い方などの説明会を開催するとともに、当日は金沢ー倶利伽羅間の5つの駅の記念入場券の発売や一日フリーきっぷなどの企画乗車券を発売しております。町もこれまで利用者の利便性向上のために、J R とともに、津幡駅やその周辺の整備を図ってまいりました。また、すでに並行在来線への移行にあわせ、学生定期運賃の負担増を軽減すべく、通学定期乗車券購入費補助金交付要綱を定め、単独で助成することとしております。津幡駅では、中条地区振興会の皆さんが開業1週間前からプラントー100個を設置して、まさに花を添えてくださることになっております。3月14日の当日は町も出資者の一員として、この開業を祝うとともに利用促進を図るため、津幡駅と倶利伽羅駅におきまして、I R いしかわ鉄道とともに開業イベントを行うこととしております。津幡駅では、町商工会青年部・女性部・商業観光部会、J A 石川かほく、おまん小豆の会、町健康ウオーク会、津幡いいとこ山ほどあつろの会などの皆さんがそれぞれ工夫を凝らし、開業イベントを盛り上げていただくこととなっております。議員の皆さまにおかれましてもご臨席をお願いするものでございます。また、倶利伽羅駅では、倶利伽羅地区振興会の皆さんが主体となって、地元児童や園児による源氏太鼓の演奏や倶利伽羅峠の唄の合唱で電車を出迎えます。今後もI R いしかわ鉄道と協力しながら、町民の皆さまに愛され、末永く利用していただけるよう、しっかりとサポートしていきたいと考えているとこ

ろでございます。

さて、ことし1月12日に行われました第93回全国高等学校サッカー選手権大会決勝で、石川県代表の星稜高校が延長の末、前橋育英高校を破り、見事初優勝を飾ったことは皆さまの記憶にも新しいところでございます。去る2月26日、その星稜高校サッカー部を30年間指導し、全国優勝するまでに育て上げた津幡町出身の河崎 護監督と大会中背番号2を背負い、不動の左サイドバックとして大活躍されました津幡町在住の宮谷大進選手に対し、津幡町特別功労スポーツ賞を贈呈させていただきました。河崎監督は「今後も活躍することで感動を届けていきたい」と語られ、宮谷選手も「これからも活躍して町に恩返ししたい」と話されるなど、ともに今後の飛躍を誓ってくださいました。町といたしましても、お二人のさらなる活躍を期待するものでございます。

さて、我が国は著しい人口減少、超高齢化社会を迎えると言われており、将来、人口は急速に減少し、経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが危惧されております。政府は、この構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよびこれを実現するためのまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、昨年末に閣議決定いたしました。またそれを実行し、景気回復の波が全国に行き渡るよう、地方において消費を喚起する施策、地方版総合戦略を策定し、地方創生を加速させるといたしました。本町におきましても、みずから考え、責任をもってこの戦略を推進する観点から、再度、本町の特性を踏まえ、目指すべき将来の方向を提示する津幡町人口ビジョンと今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する津幡町創生総合戦略を策定することとし、これを推進するための組織として、津幡町地方創生推進本部を直ちに設置させていただきました。事業の実施に当たりましては、地域の消費の喚起をスピードをもって対応するため、今3月会議に提出いたしました平成27年度当初予算と平成26年度の一般会計補正予算の一部を合わせ、一体的に取り組むたいと考えているところでございます。

まず、地域消費喚起・生活支援型の地域住民生活等緊急支援事業として、町販売事業協同組合が1万円に対し2,000円、20パーセントのプレミアムつき商品券を発行する経費助成を行う消費喚起プレミアム商品券発行事業を創設いたします。また、住宅改修だけでなく、エアコンやシャワートイレなどの設備も含め、さらにアパートや借家の居住者も対象とし、その経費の一部を町商工会加入店舗で使用可能な商工会発行の商品券で助成する快適居住環境推進助成・商工会商品券発行事業も創設いたします。さらに、地方創生先行型として、多子世帯の子育て支援事業に取り組みます。現行では、子どもが3人以上同時に保育園に入園している場合に限って、第3子以降を無料としておりましたが、新年度からの県の補助制度では、所得制限を設けた上で第1子が18歳以下であれば、第3子のお子さんからは保育料が無料となります。この場合、第2子には軽減措置はございませんので、本町ではさらに多子世帯を支援するため、独自に第2子にも軽減措置を拡充することとし、第3子が生まれた月の明くる月から保育園に入園している第2子の保育料を半額とする支援をしてまいります。また、幼稚園におきましても第1子は小学3年生までとしていたものを18歳以下までに引き上げ、同様に扱うことといたします。そのほか、新たな買い物支援、観光振興、定住促進等の対策も講じたいと考えております。これらの事業を契機に、将来にわたって活力ある津幡町を維持し、子、孫の時代に個性豊かで潤いのある社会を形成するために着実に取り組んでいくことが我々に課せられた責務であると考えております。効果があらわれるまでにはある程度の時間を要することと思いますが、将来の成長、発展の礎となるような

施策を議論し、またその施策に大胆に取り組み、推進したいと考えているところでございます。

またこれと並行して、将来における本町のあるべき姿や進むべき方向性の指針となる第5次津幡町総合計画の策定にも引き続き取り組んでまいります。本総合計画は、平成28年度から37年度を計画期間とするものでございます。策定に当たり、町民の皆さまからこれまでのまちづくりの評価と今後のまちづくりについて、中学生、新成人、年代別に無作為抽出した方を対象にアンケート調査を実施いたしました。町の好感度・住みやすさの項目では、約9割の方が本町を「好き・住みよい」と答えております。その理由としては、すべての年齢層において自然環境を一番の理由に上げております。満足度では、上下水道の整備やごみ処理対策など、生活の基盤や環境に関する満足度が高かった一方、買い物の利便性や就労の場など、産業の分野で比較的低いものになっております。また、優先的に改善すべき項目や積極的に伸ばすべき事項では、安全、安心な町、社会福祉の充実の重要度が高いものとなっております。そのアンケート調査結果を十分に分析するとともに、さまざまな機会をとらえて町民の皆さまのご意見を聞き、そして第5次総合計画審議会のご意見や審議を踏まえ、まちづくりの指針となる第5次総合計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

さて、平成27年度津幡町一般会計予算は、これまで一貫して推し進めてまいりました安全、安心なまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりをさらに進めることに加え、20年、30年先の子や孫の時代に向けた第一歩を踏み出すことも念頭に置き、国・県支出金などさまざまな財源を有効に活用し、歳入歳出それぞれ前年度比8億4,700万円、7.0パーセントの増となる128億8,000万円を計上いたしました。

防災・安全対策として、全小中学校とつばた幼稚園について、天井などの非構造部材に係る耐震改修を行います。また、平成28年4月の運用開始に向け、引き続き消防救急デジタル無線の整備を進め、消防本部庁舎の基地局、移動局を整備いたします。農業施設では、住宅や公共施設に影響のあるため池について安全性を検証するとともに、ため池ハザードマップを作成し、監視や管理体制の強化と災害の拡大防止を図ってまいります。さらに、地域の防災マップ作成事業や防災備蓄品の充実も図ってまいります。

子育て支援対策として、本年4月からスタートする子ども・子育て支援制度にあわせ、特定教育・保育施設の保育料を国の基準額を超えないように設定しながら、さらに低所得者の階層について軽減を図るとともに、現行では年齢区分が0歳、1・2歳、3歳以上の3区分が3歳未満と3歳以上の2区分になることによる保護者の負担増を和らげるため、2年間の激変緩和措置も行っています。また、これまで町立保育園での対応ができなかった病児保育につきまして、金沢医科大学病院内の病児保育室すまいるを利用できることとしたほか、子育て家庭の教育や保育施設の利用に当たっての相談や情報の集約、提供など、子ども・子育て利用者支援事業にも新たに取り組めます。さらに、放課後児童クラブへの入所希望児童数の増加に対し、早急に3施設の追加設置をするなど、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

高齢者や障害者支援対策として、すでに住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の見守りや買い物支援事業に取り組んでおりますが、新年度ではさらに災害発生時に支援や介助を必要とする方々や地域の支援、介助に携わる方々が日ごろから備えることや心がけておくべき事項などをまとめた冊子、防災ガイドの作成にも取り組めます。

教育振興対策といたしまして、まちなか科学館を拠点とした科学教育の推進をさらに進めると

ともに、姉妹校であるオーストラリアのノーザンビーチス校との交流を深め、国際理解や国際感覚を身につけるための人材育成を継続してまいります。また、学校給食ではアレルギー体質の児童生徒に対する食の安全管理を充実させるため、給食管理指導職員を配置し、食の安全、安心を図ってまいります。さらに、特別支援教育支援員を増員して、小中学校や幼稚園で特別に支援が必要な子どもたちの支援体制の充実を図り、図書館では、今年度から新たにセカンドブック事業の一環として、読書日記を小学校1年生から4年生に配付し、本に親しむ環境づくりを推進してまいります。平成27年度末に完成予定の（仮称）歴史資料館は、今後、町民が気軽に町の歴史を学び、伝え、歴史資源の情報の発信拠点となるよう期待するものでございます。

このほか、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、行政の効率化と利便性を高め、公平、公正な社会基盤を構築するための、いわゆるマイナンバー制度が始まります。町では運用に向けて制度やシステムの改修を進めているところでございますが、同時に、住民サービスの向上につながる住民票や印鑑証明等の交付サービスをコンビニエンスストアで受けることができるようにいたします。町税等のコンビニ納付は平成22年度からすでに開始しておりますが、住民票などの交付をあわせて利用できるのは県内で初めてとなります。これにより、仕事の帰りや出張先の県外でも利用でき、町民の利便性が大きく向上いたします。

以上、新年度に取り組む主要な施策の概要につきまして申し上げます。引き続き厳しい財政環境ではございますが、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの向上と地域活性化を進めてまいりたいと考えております。

それでは、平成27年度の当初予算ならびに平成26年度の補正予算ほか諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明いたします。

議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算について。

初めに、主な歳入につきまして説明いたします。

1 款町税は、雇用情勢の改善により個人の給与所得の伸びや企業業績が回復傾向にあることから、町民税においては、前年度に比べ2.3パーセント増となる19億3,400万6,000円を計上。固定資産税では評価がえに伴う家屋の減価償却の補正により1.8パーセント減の14億1,579万4,000円を見込み、そのほかの諸税を合わせ、町税合計では対前年度微増となる37億7,361万9,000円を計上いたしました。

6 款地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに伴う影響が平年化することから、前年度に比べ1億7,000万円の増となる5億1,000万円を計上いたしました。

10 款地方交付税は、国の地方財政計画で0.8パーセント減となっていることに加え、普通交付税で措置される地方債の残高も減少していることなどから、前年度に比べ1億5,000万円の減となる34億6,000万円を計上いたしました。

12 款分担金及び負担金は、町内私立保育園の一部が認定こども園に移行し、当該保育料がこども園で直接収入されることとなるなどの影響で、前年度に比べ9,357万円の減となる3億1,333万5,000円を計上いたしました。

13 款使用料及び手数料は、町体育施設の管理を一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブに管理を委託することに伴い、体育施設使用料が減となったことなどにより前年度に比べ460万1,000円の減となる6,804万3,000円を計上いたしました。

14 款国庫支出金は、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る民生

費国庫補助金が減額となったものの、町道の整備事業、橋梁長寿命化補修事業、あがた公園整備事業などのほか、小中学校の非構造部材耐震改修事業や（仮称）歴史資料館建設事業など、社会資本整備総合交付金の増額に伴い、前年度に比べ3億5,217万5,000円の増となる15億3,101万4,000円を計上いたしました。

15款県支出金は、民生費県補助金において子ども・子育て関連事業の一部が国庫補助金となったため減額があるものの、潟端地内の用排水路整備やため池ハザードマップ作成などに係る農林水産業費県補助金、さらに10月に全国一斉に実施されます国勢調査に伴う総務費委託金の増額などにより、前年度に比べ1億1,000万9,000円の増となる8億8,517万円を計上いたしました。

18款繰入金は、定住促進対策などの財源として環境整備基金繰入金の増額があるものの、計画的な財政運営を行うための財政調整基金繰入金や地域づくり推進事業基金繰入金の減額などにより、前年度に比べ1,559万2,000円の減となる5億3,465万7,000円を計上いたしました。

20款諸収入は、各種資金貸付金に係る元利収入が主なものでございますが、そのうち、延払機械設備貸与事業資金貸付金元利収入の減額により、前年度に比べ665万7,000円の減となる1億7,669万2,000円を計上いたしました。

21款町債は、各種道路整備事業や橋梁長寿命化補修事業などの土木債を初め、小中学校や幼稚園の非構造部材耐震改修事業および（仮称）歴史資料館建設事業などの教育債により、前年度に比べ4億7,010万円の増となる13億9,110万円を計上いたしました。町債増額の要因は、投資的経費の増に加え、前年度の当初予算分を国の緊急経済対策による前々年度補正予算として前倒ししたことがあげられますが、平成15年度に設定した町債発行額を各年度償還元金以内とするシーリングは堅持しております。今後も財政の健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率を見据えた行財政運用をしてまいります。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。

1款議会費は、議員報酬や議会だより発刊費、町村議会議員共済会負担金のほか、各常任委員会等の研修活動費が主なものでございますが、議員報酬、期末手当が見直され、また議会議員の共済会負担金や公務災害補償等組合負担金の割合が変更となったことなどにより、前年度に比べ1,088万4,000円の増となる1億6,382万9,000円を計上いたしました。

2款総務費は、前年度に対し微増となる11億3,609万円を計上いたしました。特別職および一般職の給与費やケーブルテレビ番組制作費、庁舎や機械車両等の財産管理費などの総務管理費および徴税費、戸籍住民登録費、選挙費などが主なものでございます。新規や継続事業では、I R いしかわ鉄道利用促進のための行政番組を制作するほか、マイナンバー制度対応のための基幹システム更新費、定住促進事業に係る助成金などを計上しております。

3款民生費では、私立保育園の2園が認定こども園に移行することなどから、前年度に比べ9,053万7,000円の減となる34億1,164万円を計上いたしました。1項社会福祉費では、民生児童委員活動費や社会福祉協議会活動費などの社会福祉総務費、障害者自立支援給付費などの障害福祉費、国民健康保険基盤安定繰出金などの国民健康保険費、介護保険特別会計繰出金などの介護保険費など合わせて14億1,692万2,000円を計上しております。2項児童福祉費では、児童手当費や放課後児童健全育成事業費などの児童福祉総務費、民間保育園運営費負担金を含めた児童保育運営費、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置を行う子育て世帯臨時特例給付金給付事業費など合わせて19億9,321万8,000円を計上いたしております。

4 款衛生費では、河北中央病院事業運営負担金やし尿処理施設整備事業の終了による河北郡市広域事務組合への負担金などが減額となったことから、前年度に比べ1億309万5,000円の減となる16億69万5,000円を計上いたしました。1 項保健衛生費では、母子保健事業や子ども医療給付費など衛生総務費、感染症予防費や高齢者インフルエンザ予防費などの予防費、基本健康診査費やがん検診費などの健康増進事業費のほか、後期高齢者医療費や河北中央病院事業運営費を負担する病院費など、合わせて8億7,176万2,000円を計上しております。2 項環境衛生費では、河北郡市広域事務組合に対する火葬場管理運営負担金や石川工業高等専門学校との共同研究による再生可能エネルギー導入促進事業などの環境保全費、水道事業会計などへの補助、負担金など、合わせて1億831万1,000円を計上いたしております。3 項清掃費では、町内のごみ収集委託料やごみ処理施設およびし尿処理施設の維持管理に係る河北郡市広域事務組合負担金など、合わせて6億2,062万2,000円を計上しております。

5 款労働費は、指定管理者によるサンライフ津幡管理費やシルバー人材センター運営費のほか、消費者トラブルに対する相談窓口対応の充実および啓発など、町民の皆さまの安全で安心できる消費生活を推進するための消費者行政活性化事業費など、2,463万6,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費は、新たに潟端地内における揚水ポンプの改修や農業用排水路を整備する事業や下流域に住宅地等を持つため池の耐震性の点検およびため池ハザードマップの作成に着手するほか、多面的機能支払事業で関係法令が改正されたことにより、町が国および県補助金も合わせて交付することとなったことなどから、前年度に比べ1億8,856万6,000円の増となる6億5,239万2,000円を計上いたしました。1 項農業費では、農業委員会費や中山間地域等直接支払制度事業費や各種農業振興補助金などの農業振興費、農業基盤整備促進事業費や土地改良施設維持管理適正化事業費、河北潟周辺排水対策費などの農地費、俱利伽羅塾管理費などの山村振興等農林漁業特別対策事業費、農業集落排水事業への補助、負担金など、合わせて5億7,208万円を計上いたしております。2 項林業費では、林業総務費と森林保全対策造林事業費や道整備交付金による林道整備事業費など、林業振興費合わせて8,031万2,000円を計上いたしております。

7 款商工費は、2億4,098万4,000円を計上いたしました。1 項商工費では、商工会育成費や延払機械設備貸与事業資金貸付金などの商工振興費、新たに着手する俱利伽羅公園整備費や大河ドラマ誘致推進事業や観光宣伝などの観光費のほか、企業誘致事務費や土地開発公社運営健全化助成費などの企業誘致費など、合わせて1億1,726万5,000円を計上いたしております。2 項交通政策費では、津幡駅前広場管理費、本津幡駅乗車券発売等管理費などのほか、新たに着手する中津幡駅前広場整備およびトイレの改修や本津幡、能瀬駅の周辺整備事業費などを計上した交通政策総務費、バス事業特別会計繰出金などを計上したバス対策費、並行在来線運行支援基金負担金やI Rいしかわ乗り継ぎ通学定期券購入費補助金などの北陸新幹線対策費など、合わせて1億2,371万9,000円を計上しております。

8 款土木費は、前年度に比べ5億6,602万3,000円の増となる17億4,371万7,000円を計上いたしました。2 項道路橋梁費では、町道の維持修繕や歴史国道の維持管理などを行う道路維持費、社会資本整備総合交付金や道整備交付金などを活用した道路新設改良費や橋梁維持費のほか、道路除雪や消雪施設整備などの除雪対策費など、合わせて5億6,300万1,000円を計上しております。

3 項河川費では、藤又川、倉見川、笠野川の堆積土砂除去工事費などの河川改修費や水防費など、合わせて2,302万円を計上しております。4 項都市計画費では、社会資本整備総合交付金を活用

して中須加地区の都市排水対策に係る居住環境整備事業費や横浜地内などの街路事業費、新年度完成予定のあがた公園および都市公園管理費などの公園事業費のほか、下水道事業会計への補助、負担金である公共下水道費など、合わせて11億2,084万6,000円を計上いたしております。5項住宅費では、既存住宅の耐震化を促進するための耐震診断費や耐震改修工事費補助金および町営住宅の維持管理を行う住宅管理費など、合わせて1,537万3,000円を計上しております。

9款消防費は、4億8,118万6,000円を計上いたしました。消防本部に係る常備消防費や消防分団に係る非常備消防費のほか、笠谷消防分団と種消防分団のポンプ自動車の更新費、能瀬、上野、渦端地内における耐震性防火水槽整備費や平成28年4月運用予定の消防救急デジタル無線化整備に係る消防施設費を計上いたしております。

10款教育費では、（仮称）歴史資料館建設事業や全小中学校および幼稚園の天井などの非構造部材に係る耐震改修に着手することなどから、前年度に比べ4億6,893万5,000円の増となる15億5,549万8,000円を計上いたしました。1項教育総務費では、英語活動補助員を配置する語学指導事業費や学校図書館司書配置事業費のほか、科学教育推進費や教育センター運営費など、合わせて1億7,959万7,000円を計上しております。2項小学校費では、9つの小学校の一般管理費や耐震改修費のほか、津幡小学校グラウンド北側擁壁の改修整備費などを含む学校管理費やパソコンによる情報教育推進事業費や特別支援学級費、就学奨励費などの教育振興費、合わせて4億3,526万4,000円を計上しております。3項中学校費では、2つの中学校の一般管理費や耐震改修などの学校管理費および遠距離等通学費やスクールバス運行費、パソコンによる情報教育推進事業費、放課後課外活動推進費、中学生海外派遣交流事業などの教育振興費、合わせて3億329万2,000円を計上しております。4項幼稚園費では、つばた幼稚園の一般管理費や耐震改修費および私立幼稚園運営助成費などで6,837万3,000円を計上しております。5項社会教育費では、各種生涯学習活動費や公民館管理費、図書館費や文化会館費に加え、小学生国内派遣交流事業などの青少年対策費や（仮称）歴史資料館建設事業費など、合わせて4億4,695万6,000円を計上しております。6項保健体育費では、生涯スポーツ推進事業費のほか、各種大会開催費、体育施設管理費に加え、全国市町村交流レガッタ開催費や屋内温水プールに係る基本構想調査費など、合わせて1億2,201万6,000円を計上いたしております。

11款災害復旧費は、公共土木施設に係る現年災害復旧事業費328万1,000円でございます。

12款公債費18億6,405万2,000円は、長期借入金元金償還費16億5,290万2,000円、同じく利子償還費2億1,110万円などでございます。なお、平成27年度末における一般会計の町債残高は、前年より約2億6,180万円減の163億9,000万円余りとなる見込みであります。

第2表債務負担行為は、固定資産デジタルデータ整備費について、事業の期間および限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表地方債は、県営土地改良事業ほか20件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案第3号から第13号までの11件の議案は、平成27年度各特別会計および事業会計の当初予算についてでございます。

議案第3号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、保険財政共同安定化事業拠出金に係る算定方法が変更となったため、歳入歳出ともに増額となったことにより、前年度当初に比べ11.6パーセント増となる38億4,997万2,000円を計

上するものであります。

次に、**議案第4号** 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。

本予算は、345万円をもって河合谷診療所を運営し、地区住民の健康と適正医療を保持するものであります。

次に、**議案第5号** 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績の動向などを参考に、前年度当初比2.7パーセント減となる3億337万6,000円を計上し、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るため、共通運営経費負担金等を石川県後期高齢者医療広域連合へ納付するものなどであります。

次に、**議案第6号** 平成27年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績などを参考に、前年度当初比1.6パーセント減となる25億3,208万6,000円を計上し、介護予防の推進と要支援、要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

次に、**議案第7号** 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は、618万円を計上し、上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

次に、**議案第8号** 平成27年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、8,526万4,000円をもって、廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行経費でございます。本年3月から町営バス河合谷線の延伸や津幡駅を発着する町営バスの運行をできる限りI Rいしかわ鉄道やJ Rのダイヤに合わせるなど、公共交通機関として一体的な運行と、町民の通院、通学、買物等の利便性を図り、町民サービスに努めるものでございます。

次に、**議案第9号** 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を4,630万5,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

次に、**議案第10号** 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第11号** 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均54人の入院患者と150人の外来患者を見込み、収益的支出で11億7,951万5,000円を予定しております。資本的支出では1億6,281万4,000円を予定し、新たに骨密度測定装置を導入するとともに、大腸カメラシステムを更新するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第12号** 平成27年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で8億1,479万5,000円を予定しております。1日平均1万700立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。資本的支出では2億7,927万8,000円を予定し、第8次拡張事業として太田、北中条地内の配水幹線の拡張を実施するほか、下水道工事に合わせ、老朽管更新事業や水道管布設替工事を実施するものであります。企業債については、老朽管更新事業ほか3件について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

次に、**議案第13号** 平成27年度津幡町下水道事業会計予算について。

本事業会計は、新年度より現金収支のみならず、すべての経済活動の発生という事実に基づき経理が行われる複式簿記の企業会計方式へ移行することといたしました。収益的支出で17億293万5,000円を予定しております。1日平均8,474立方メートルの生活排水等処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものであります。資本的支出では17億8,501万円を予定し、浄化センターポンプ棟耐震工事や污水管渠築造工事等の建設改良事業を予定するとともに、過去の整備財源とした企業債の償還を行い、下水道事業の普及、推進に努めるものであります。企業債につきましては、公共下水道事業ほか4件について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

続いて、議案第14号から第24号までの11件の議案は、平成26年度一般会計および特別会計ならびに事業会計の補正予算についてでございます。

議案第14号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、さきほど述べましたまち・しごと創生法に係るまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよびこれを実現するためのまち・ひと・しごと創生総合戦略に呼応した津幡町創生総合戦略を策定するための費用のほか、年度末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ2億4,336万円を追加し、予算総額を130億4,154万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

1 款町税 1 億500万円は、平成26年度の収入実績を参考に見込んだもので、景気の回復基調などによる法人町民税および住宅の新增築増加などによる固定資産税の増額でございます。

6 款地方消費税交付金2,511万2,000円は、交付金額の確定による増額でございます。

14款国庫支出金5,590万8,000円は、各種国庫支出金充当事業費の確定による減額があるものの、国の補正予算で創設されました地域住民生活等緊急支援交付金などの増額が主なものでございます。

15款県支出金4,420万4,000円は、各種県支出金充当事業費の確定による減額があるものの、国民健康保険基盤安定負担金や地域住民生活等緊急支援補助金の増額が主なものでございます。

16款財産収入742万6,000円は、財産貸付収入のほか、基金の一括運用利息の増額でございます。

18款繰入金の減額1,730万6,000円は、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものでございます。

20款諸収入2,039万4,000円は、かほく市営バス基金積立金清算金や高額医療費の確定により心身障害者医療費返納金が増額となったことが主なものでございます。

21款町債の減額560万円は、農林水産業債や土木債で増額となったものの、事業費の確定により消防債などが減となり、全体で減額となったものでございます。

続いて、歳出の主なものをご説明いたします。

1 款議会費の減額160万1,000円は、各委員会の研修活動事業費の確定による減額が主なものでございます。

2 款総務費 2 億3,161万2,000円は、新基幹業務システムへの移行に係る電算費や本町に居住を決めた申請者の増加による定住促進事業費および先ほど申し上げました地域住民生活等緊急支援事業費などの増額が主なものでございます。

3 款民生費5,669万3,000円は、事業確定見込みによる臨時福祉給付金給付事業や老人保護措置

事業費などで減額となったものの、国民健康保険特別会計繰出金などが増額となったことが主なものでございます。

7 款商工費1,122万2,000円は、事業確定による津幡駅バリアフリー化事業費の増額やかほく市営バス基金積立金清算金をバス事業調整基金に積み立てするためのバス事業特別会計繰出金が増額となったことが主なものでございます。

8 款土木費の減額1,756万9,000円の主なものは、県営道路事業負担金など一部の事業で増となったものの、町道整備事業で1 路線を新年度事業に移行させたことで、全体で減額となったものであります。

9 款消防費の減額1,886万5,000円は、防火水槽設置事業費や消防救急無線デジタル化整備事業費などの事業の確定によるものでございます。

10 款教育費の減額389万6,000円は、小中学校や幼稚園、生涯教育施設や体育施設などの管理費で電気料や燃料代の高騰による光熱水費の増額があるものの、（仮称）歴史資料館建設に係る委託料や文化会館施設保守点検委託料など、各種事業費の確定による減額により、全体で減となったものでございます。

12 款公債費の減額1,041万3,000円の主なものは、長期借入金償還利子において平成25年度借入金の額と利率が確定したことにより減額となったものであります。なお、長期借入金元金償還で増となったのは、平成15年度に利率見直し方式で借り入れた町債の見直し後の金利が下がったことから、毎回の償還金に占める元金の割合が上がったことによるものであり、全体の元利償還額としては減額となっているものでございます。

第2 表繰越明許費につきましては、道路橋梁費において年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3 表債務負担行為補正は、第5 次総合計画策定費のほか7 つの事業について事業費の確定に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4 表地方債補正は、事業費の確定に伴い、県営土地改良事業ほか10 事業において限度額をそれぞれ変更するものであります。

議案第15号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ978万2,000円を減額するもので、事業費確定による保険財政共同安定化事業拠出金や高額医療費共同事業医療拠出金の減額が主なものであります。

議案第16号 平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ219万1,000円を増額するもので、介護予防サービスや高額医療合算介護サービスなど、利用実績に基づく各種事業費の増が主なものであります。

議案第17号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1 万8,000円を増額するもので、各種事業の確定によるものでございます。

議案第18号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ795万4,000円を減額するもので、各種事業費の確定による減額とそれに伴う財源の調整であります。

第2 表地方債補正は、事業費の確定に伴い、公共下水道事業について限度額を変更するものでございます。

次に、**議案第19号** 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。
本補正は、歳入歳出それぞれ235万6,000円を減額するもので、各処理区管理費および財源の調整が主なものでございます。

議案第20号 平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ664万6,000円を増額するもので、燃料費の高騰などによる町営バス運営費やバス事業調整基金積立金が主なものであります。

議案第21号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ59万6,000円を増額するもので、事業費の実績によるケーブルテレビ運営費でございます。

議案第22号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ35万4,000円を増額するもので、間伐材売払分収金を河合谷財産区基金に積み立てるものでございます。

議案第23号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正の主なものは、収益的支出において374万2,000円の増額補正を予定し、資本的支出において事業確定による病院改修事業や医療機器等購入費および企業債償還金など、合わせて1,862万6,000円の増額補正を予定するものでございます。

議案第24号 平成26年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、資本的支出において年度末の事業費確定による建設改良費502万2,000円を減額するものでございます。企業債につきましては、老朽管更新事業ほか2件について企業債の限度額を変更するものでございます。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第25号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、

議案第26号 津幡町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、

議案第27号 津幡町教育長の勤務時間等に関する条例について、

以上、3議案の条例の改正や制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことにより、平成27年4月1日以降に初めて任命される教育長について適用するもので、教育長が常勤の特別職となり教育委員長を兼務することとなることから、関係条例の制定や改正をするものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町行政手続条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続法の改正により、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める手続きや法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる手続きを加えるものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、消防団員の任用要件に管轄区域内に通学する大学生や専門学校などの学生を加え、消防団入団要件を広げるものでございます。

次に、**議案第30号** 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法の一部改正および介護保険事業計画の見直しに伴い保険料率を改定するほ

か、介護予防、日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるものでございます。

次に、**議案第31号** 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第32号 津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、

議案第33号 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第34号 津幡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について、

議案第35号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、

以上、5つの条例の改正や制定に係る議案につきましては、介護保険法の改正により、介護予防や介護支援サービスに係る従事者の人員、運営などの基準を厚生労働省令から町の条例で定めることになったため、それぞれ必要な基準などを定めるものでございます。

次に、**議案第36号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、利用対象となる児童の範囲を小学6年生までに引き上げるほか、児童クラブへの入所希望児童数の増加に伴い、中条小学校区および井上小学校区にそれぞれ放課後児童センターを追加設置するとともに、利用が見込まれる笠野小学校区内に新たに施設を設置するものなどがございます。

議案第37号 津幡町特定教育・保育施設の保育料に関する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町立幼稚園や保育園、町内外の保育園を利用する支給認定保護者から特定教育・保育施設の保育料を徴収するため、必要な事項を定めるものでございます。

議案第38号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、国で定める基準を限度として町立幼稚園の保育料に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第39号 津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、図書館資料等を複写する費用の負担額を定めるものでございます。

議案第40号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するものでございます。

議案第41号 津幡町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例について。

本案は、都市計画区域外からの公共下水道への流入に対する受益者負担金相当額の分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第42号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について。

本案は、平成21年第4回津幡町議会定例会におきまして議決されました議案第51号に係る議決の一部を変更するもので、財産の無償貸与に係る対象用地の種目を保育園から認定こども園に改めるものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げました議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、

詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長が説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜散 会＞

○道下政博議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時16分

平成27年 3 月 5 日（木）

○出席議員（18名）

議 長	道 下 政 博	副議長	多 賀 吉 一
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	11 番	向 正 則
13 番	南 田 孝 是	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	小 倉 一 郎	長寿介護課長	寺 本 紀 子
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	宮 川 真 一	上下水道課長	八 田 信 二
生活環境課長	伊 藤 和 人	会 計 管 理 者	岡 本 昌 広
会 計 課 長	橋 屋 俊 一	監査委員事務局長	田 縁 義 信
消 防 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	竹 本 信 幸	教育総務課長	石 庫 要
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 2 号）

平成27年 3 月 5 日（木）午前10時00分開議

日程第 1 議案上程（議案第 2 号～議案第42号）

（質疑・委員会付託）

日程第 2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○道下政博議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○道下政博議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案上程＞

○道下政博議長 日程第1 議案上程の件を議題とし、議案第2号から議案第42号までを一括して議題といたします。

＜議案に対する質疑＞

○道下政博議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○道下政博議長 ただいま議題となっております議案第2号から議案第42号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○道下政博議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

17番 河上孝夫議員。

〔17番 河上孝夫議員 登壇〕

○17番 河上孝夫議員 17番、河上孝夫です。

きょうは11の方が質問しますけども、一番最初ということで大変緊張しておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうから3点について一般質問をさせていただきます。

まず一番最初に、温水プール基本計画の中間報告の見直しについて質問をいたします。

平成26年の12月の全員協議会で、町民のだれもが生涯スポーツと健康づくりに活用できる快適で身近な温水プールの設備としての基本目標として建設計画の中間報告について説明がありましたが、その中で適地選定として温水プール候補地として17地区を抽出し、敷地としての評価を行

い、中橋インターチェンジ周辺地区、津幡中央公園地区、森林公園地区、津幡運動公園A地区、津幡運動公園B地区の5地区が適地として抽出されました。その中で、津幡中央公園地区、津幡運動公園体育館横の公園が有力と示されていますが、いまだに候補地が絞られておりません。いづろ建設場所を示せるのか。

また、開場時間は10時から18時となっていますが、かほく市の、近隣のかほく市のアクロスは10時から23時まで、夜の11時まで営業していますが、町民の通勤の帰りの利便性を考え、当温水プールもせめてその時間の、終わりの時間を11時までにしてはどうか。

また、駐車場の計画は167台となっていますが、金沢近辺、かほく市など周辺地域の人数も見込まれますし、また小学校の生徒の大会とか関係がありまして大変不足していると思いますので、この駐車場も約300台のスペースを確保できないかなどを見直して一日も早い基本計画を立ち上げ、温水プール建設の実現を図ってほしい。また、建設場所の、早く建設場所を絞れないか。

このことについて町長の答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河上議員の温水プールについてのご質問にお答えをいたします。

温水プールの計画につきましては、平成25年度の基本構想で候補地の選定と施設整備の基本的方針の検討を行い、今年度の基本計画ではプール施設としての必要な機能や設備の検討と施設規模の設定などの概略設計を進めているところでございます。

まず、建設場所につきましては現在、施設建設のための有利な財源確保ができる事業手法を研究しているところであり、決定できる段階ではございませんので、ご理解を願いたいと思います。また一方、建設時期につきましても東日本大震災の復興事業や東京オリンピック、パラリンピック開催に伴う建設資材と人件費の高騰の影響が大きい時期を避けまして、経費節減を図る検討もすべきと考えているところでございます。いずれにいたしましても、一日も早く着手したいところですが、短期間で多額の経費を伴う事業でもあり、財源確保を含め、さまざまな角度から検討し、着手したいと思っております。

次に、開場時間や駐車場の計画の見直しということでございますが、昨年12月の中間報告では開場時間は午前10時から午後6時としておりましたが、多くの方々がいつでも使えるプールとして夜間も利用できる開場時間に計画を見直してまいりたいというふうに思っております。具体的な時間帯は施設の利便性とメンテナンス等、施設管理のバランスを考慮し、より充実したプールの利用ができるよう設定したいと考えているところでございます。駐車場につきましては、基本計画では一般利用者用駐車場として167台、職員等管理用駐車場として28台を見込んでおりました。この駐車場の台数につきましては、他の施設の視察や近隣施設の駐車場を参考とし、設定したものでございます。プール施設は時間帯やイベント開催等によって利用者数が増減することから、できるだけ多くの駐車台数を確保できるよう検討していきたいと思っております。

今後行われます基本設計では、より具体的に建物の構造や配置、形状、敷地の土地利用などを決めていくため、中間報告でお示しした設計とは変更もあると思いますが、町民の要望と利便性をできる限り考慮したものとしてまいりますので、議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

○道下政博議長 17番 河上孝夫議員。

○17番 河上孝夫議員 今ほどの町長さんの答弁、大変ありがとうございました。

また、町民の要望でもありますので、また一日も早い建設場所と見直しをお願いしたいと思います。

次に、2点目に入ります。

庄51号線、これは通称、庄町のすみよし通りと津幡川間の旧津幡川の跡地と上流の八反田川雑排水施設周辺の環境整備について質問をいたします。

旧津幡川跡地は昔のままの河川形態をとどめていますが、流水がなく、沼地状態にあります。当該地は津幡川の水位が高い場合は逆流水が入水し、水位が低くなると水量が枯渇する状態にあり、河川としての流水がないため、町道側は汚泥、沼地状態にあります。このような河川跡地の状態にあって、積年にわたるごみ、廃棄物が堆積しているため、夏には蚊の発生源となり、さらに悪臭が発散し、油成分、気泡が湧出するなど、環境悪化を誘引する極めて不衛生であります。隣接する麻畑の菜園耕作者や近隣住民から苦情が寄せられています。また、八反田川雑排水処理施設も不要となり、現在は栗石が露出したままになっている状態で環境の悪化になっています。地元庄町では地域の歴史特性、景観などを地域周辺に周知し、関心が寄せられ、住居する地域住民にふるさと愛や誇りを持ってもらうため、地区では庄区八景の表示石柱を建立した由緒ある場所でもあり、当該跡地を緑化し、水辺公園など、旧津幡川と桜並木ゾーンの一帯として公園整備計画を示せないか。

岩本都市建設課長に答弁を求めます。

以上です。

○道下政博議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 庄51号線（すみよし通り）と津幡川間の旧津幡川跡地と上流の八反田川雑排水処理施設の環境整備についてのご質問にお答えします。

当該両箇所につきましては町が管理する準用河川八反田川の区域となっており、延長約270メートル、面積にして約4,500平方メートルとなっております。ご指摘のとおり、旧津幡川跡地については上流部からの流水はなく、現在、八反田川都市排水路の管理のみの役割となっており、八反田川雑排水処理施設についても公共下水道が普及したことにより役割を終えております。

ご提案の緑地化し、水辺公園などの公園整備とのことですが、近隣に住吉公園がある点や旧河川敷跡地の周辺はまだ農地である点など、河川の利用現況にあわせ、まちづくりの観点からも将来の土地利用も検証し、関係課とも協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

今後も住みよい環境整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○道下政博議長 17番 河上孝夫議員。

○17番 河上孝夫議員 いろんなことがあると思いますけども、また一日も早い環境整備計画をお願いしたいと思います。

次に、3点目の質問に入ります。

3点目につきましては、河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループ、通称WGについて質問をいたします。

待望の北陸新幹線金沢開業が3月14日に迫り、津幡町でも旭山工業団地に新幹線の見える丘として整備が行われ、きのう、4日に完成式が行われました。新幹線開業による経済効果が見込ま

れる中で河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループが発足し、河北エリアとしても新幹線開業を見据えた開業イベントなどを実施し、県の開業PRの取り組みとも連携して誘客を図りたいと考えられていると思いますが、観光スポットやグルメイベントなどの洗い出し作業が進められると思いますが、現状はどのようになっていますか。我が町に観光客を呼び込む対策として、倶利伽羅古戦場のPR、また歴史資料館の建設などが考えられていますが、その中で特に河合谷の即売所も25年度は約2万6,000人の人が利用しています。多いときは1日150人の人が利用しています。また、河合谷即売所、禁酒で建設された河合谷小学校の跡地にある祭事の館、また流しそうめんでは有名な大滝なども観光コースに取り入れる考えはないか、太田産業建設部長の答弁を求めます。

○道下政博議長 太田産業建設部長。

〔太田和夫産業建設部長 登壇〕

○太田和夫産業建設部長 河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループについてのご質問にお答えいたします。

平成26年12月会議の八十嶋議員のご質問にもお答えしたとおり、北陸新幹線金沢開業にあわせ、河北郡市内の観光推進を図るため、河北郡市1市2町の観光担当課が連携、協力し、さらに観光業者もアドバイザーに迎えワーキンググループを立ち上げ、民間の観光ノウハウも参考にしながら議論を重ねてまいりました。その中には、津幡町の観光エリアである倶利伽羅周辺や石川県森林公園周辺を初め、ご質問にもあります河合谷周辺の観光スポットなどもめぐるような取り組みが検討されております。当町といたしましても、河合谷地区は自然豊かで独自の歴史と伝統を持った地としてとらえており、この観光ルートの主要な候補として考えております。現在、ワーキンググループでは、平成27年10月からの北陸デスティネーションキャンペーンに向け、金沢市や能登地方とを結ぶ観光ルートや観光商品の開発に取り組んでおり、完成後は郡市内の観光関連業者に広く活用していただき、観光客の誘客につなげていきたいと考えております。

目前に迫っている北陸新幹線金沢開業によって、首都圏から訪れる多くの観光客に河北エリアの魅力を伝え、満喫していただけるような他にない観光スタイルを提供し、これからもかほく市、内灘町と連携を密にしながら、おのおのの特色を生かした地域観光の推進に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○道下政博議長 17番 河上孝夫議員。

○17番 河上孝夫議員 今ほどの答弁ありがとうございます。

また河北郡内、また連携をして、津幡町のいろんなことで観光スポットやイベントを開いていただきまして、たくさんの方が来てくれるように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○道下政博議長 以上で17番 河上孝夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

私のほうからは通告に従い、3点だけ質問させていただきます。

その前に、本年度をもって退職されます宮川環境水道部長、そして橋屋会計課長、そして寺本長寿介護課長、本当に長い間ご苦労さまでございました。退職されましても、また大所高所から

私たちにご指導をいただければと思います。ご苦労さまでございました。

さて、質問の1点に移らせていただきます。

まず、津幡町の地方創生を問うということで質問させていただきます。

地方の人口減少に歯どめをかける国の施策、地方創生が動き出しています。先般、議会全員協議会において津幡町地方創生推進本部の設置が公表され、いよいよ当町でもの感がいたしました。地方創生は国が自由度の高い交付金制度を創設し、やる気のある都道府県や市町村を財政面から支援する政策であります。そして、さらに先行する自治体には交付金を上乗せする先行型の交付金も閣議決定されるなど、安倍政権の重要な政策の一つであります。現在、日本社会では地域の人同士のつながりの希薄化、地域力の低下が問われています。そしてさらに、東京一極集中の企業ならびに人口問題、全国的な中山間地の過疎化など、地域の課題が山積しています。そのような中、国は総合戦略である人口減少の克服、地域経済活性化の基本理念を示したまち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方が元気になるため、さきに述べた自由度が高い交付金を支給する地方創生法の成立により、地方創生が動き出したものと理解しています。

さて、津幡町の人口は幸いにして微増傾向にあるものの、近年横ばい、将来は減少傾向に向かうことは当然予想されています。そのような中、町としても若者世代、子育て世代を中心に定住人口の促進のため、さまざまな施策を講じていることは、私は大変評価しております。しかし一方で、中山間地の人口減少となると、これは切実な問題であり、将来、一部集落の存続さえ危惧される事態になりかねない問題とも考えられます。このような事態はもはや津幡町にとどまらず、全国の自治体が抱える重要な課題であることは言うに及びません。

今盛んに新聞紙上では、各自治体が地方創生本部の立ち上げを報道しています。設置された段階で分かりませんが、恐らくどの自治体も交付金獲得のため、特色のある施策を講じてくるのは間違いありません。石破地方創生担当大臣はいろんな講演で「うちの町をよくするためにと地方から案を言ってくれば人も出だし、お金も支援する。しかし、やる気も知恵もないところはごめんなさい」とも述べたと言われています。このことはとりもなおさず、地方自治体の自発的な取り組みこそが支援の前提であることを明言しているわけです。さらに、新聞紙上でも今後、この地方創生なる交付金は自治体の分取り合戦になると報道もされています。

私は、人口減少対策は町の発展の根幹と考えています。そのためにも当町における交通の利便性を生かした施策、さらに新幹線開業による相乗効果策、そして雇用創出の企業誘致策、さらに子育て環境や教育環境整備、中山間地の再生策など、町の課題や特性を生かした、他の市町にならない奇抜で独自性のある取り組み策を打ち出すことこそ、今必要であると考えています。そのことが元気な町として活力と魅力があり、安全、安心に暮らせるまち・ひと・しごと創生に求められている重要なことではないかと私は思っています。

そこで、矢田町長に伺います。

当町での地方創生推進本部に関する基本方針および取り組みについて、現時点でのお考えをお尋ねいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の地方創生についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、目指すべき将来の方向を提示する津幡町人口ビジョンと今後5か年の目標や

施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する津幡町創生総合戦略を策定および推進するための組織として津幡町地方創生推進本部を去る2月23日に発足、設置いたしました。今後はまち・ひと・しごと創生法にありますように、国や石川県の総合戦略を勘案しながら、津幡町創生総合戦略を平成27年度中に策定することとしております。

この総合戦略の柱として現在考えているのは、まず安定した雇用の創出、次に町への新しい人の流れをつくる、3番目に、結婚から出産、子育ての環境を整える、そして町の実情と時代に応じた地域づくり、この4つでございます。ご存じとは思いますが、これまでの津幡町において、これら4つの柱に関する施策に対して決して手をこまねいていたわけではございません。

まず雇用という面では、平成25年度途中に、町内に事業所等を新設、増設し、町民を新規雇用した事業者に対し、奨励金を交付する新規雇用促進奨励金制度を創設いたしました。また、商工業振興促進助成金の対象を拡大し、企業誘致を推進するほか、オーダーメイド方式による企業誘致も実績を上げております。

定住促進策として、婚姻率の上昇を目的とした事業の実施に対する助成や結婚祝い金や住宅取得等奨励金といった制度も創設いたしました。従来から実施している不妊・不育治療への助成から妊婦健診の助成や出産祝い金、チャイルドシート購入や子ども医療費助成などとあわせ、出会いから結婚、出産、子育てと切れ目なく事業を展開させていただいております。また、中山間地域におきましても辺地対策事業債等を活用した道路、農業施設等の基盤整備や農村定住奨励金の交付などを実施いたしております。

政策課題は山積しておりますが、限られた財源の中で課題により短期的、中期的、長期的な対応を見きわめ、緊急度などを考慮し、優先順位をつけて実施してまいりたいと思っております。まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則として、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5つが挙げられております。津幡町におきましても、この5原則に基づき、いわゆるばらまきの事業ではなく、将来性、地域性を見据え、またPDCAサイクルによる検証を実施しながら、必要性や効果の薄い事業については見直すという大前提のもと、津幡町創生総合戦略を策定したいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○道下政博議長 1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 限られた財源の中、本当にこれからいろんな形でご苦労があるかと思っておりますけども、ぜひこの地方創生に関しては町民が期待しているところでございますので、頑張ってくださいなというふうに思っております。

ありがとうございました。

続きまして、質問の2番に移らさせていただきます。

昨日の議案上程の中でも、るる町長さんのほうからご説明がございましたけども、私のほうも通告してございましたので、かなり重なる部分があるかと思っておりますけども質問させていただきます。

個人消費喚起、町の活性化のためプレミアムつき商品券を発行せよということでございます。きのうも新聞に出てましたけども、重なる部分かなりあると思っておりますけども、今言いましたように通告してございましたので、質問させていただきます。

政府は昨年12月、緊急経済対策を閣議決定し、本年1月、その具体策を明らかにしました。経済対策では地域住民生活等緊急支援交付金を創設し、このうち地域消費喚起・生活支援型に

2,500億円を充てるとしており、プレミアム商品券発行支援はその一環であり、対策の目玉とされています。これを受けて、全国の自治体ではプレミアムつき商品券の発行を相次いで決めており、特に千葉県や秋田県では全市町村で発行すると報道されています。石川県でも先頭を切って小松市が各自治体が取り組む商品券1枚500円、23枚つづりを6月をめぐり1万円で販売することが示されており、消費者にとっては1,500円得するわけです。プレミアム商品券は地方自治体や自治体が指定する商店街や地域の消費者に、今言いました小松市のように、例えば1万円で販売し、国はプレミアム分の1,500円や商品券の印刷費用を交付金として自治体に助成する仕組みであります。自治体では、商品券の使途について灯油、ガソリン、旅行パックの補助費用にも使えるなど、その地域の事情に応じた消費意欲を高める各自治体の工夫もなされています。

今言いましたように、プレミアム商品券は販売金額や対象商品、店舗など、そのメニューは各自治体で決めるなど自由度があり、魅力的な商品メニューやプレミアム内容次第では、かつての地域振興券を上回る費用対効果を生むと言われています。私は、この春からさらに多くのものにおいて値上げの実施が予定されている今日の生活環境において、消費者はプレミアム商品券を上手に使うなど、賢い選択をしていくと思います。ぜひ取り組むべきと考えます。個人消費の喚起、さらに町の活性化のため、行政としての工夫を凝らしたプレミアムつき商品券の発行に町民の一人として大変期待しております。

矢田町長のご見解をよろしくお願いします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 プレミアムつき商品券につきましてのご質問にお答えいたします。

このほど政府が打ち出しました地域住民生活等緊急支援交付金はその使途が自治体の裁量にゆだねられている部分も多く、そのうちの地域消費喚起・生活支援型におきましては地域の消費喚起など、景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応を求められております。そのメニュー例といたしまして、八十嶋議員の言われるプレミアムつき商品券が挙げられております。プレミアムつき商品券は住民の方や事業者に直接効果が反映されるものであり、地域の消費を喚起する有効な手段でございます。本町におきましては、すでに津幡町販売事業協同組合、通称ドレミファスタンプ会が町からの補助を受けて毎年プレミアムつき商品券を発行し、一定の効果を上げているところでございます。

提案理由でも申し上げましたが、今回この交付金を活用し、今までのノウハウを生かしたドレミファスタンプ会での拡充したプレミアムつき商品券の発行を実施したいと考えているところでございます。拡充の内容は、これまでは年1回、プレミアム率10パーセントであったものを、年2回、プレミアム率20パーセントでの発行となりますように現在、ドレミファスタンプ会と詳細を詰めているところでございます。また、プレミアムつき商品券に限らず、この交付金を活用し、本町の消費喚起をより大きく促し、さらなる活性化の起爆剤となるような、さまざまな事業を予定しているところでもありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○道下政博議長 1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

商工会とかいろんな絡みで技術的なことは多々困難なことがあるかと思いますが、消費者は非常に期待しておりますので、先ほど申しましたように、今の若い世代というのはポイント制

とか、いろんな形でそういうところへすごく注目している世代でもございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブの指定管理を問うということで質問させていただきます。

本年4月より町が管理運営していた総合体育館、津幡運動公園、町テニスコート、町艇庫が一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブに指定管理者として新たに運営委託されます。スタートに当たり、ここまでかかわってこられました町および体育協会関係者のご努力に、スポーツを愛好する一人として感謝いたします。

私が今回の質問に至りましたのは、一つに、先般、津幡運動公園において日程調整会議がございました。この会議の出席者はほとんどが実務担当の方々と、一同が会える機会にはほかにございません。まず時間にして30分で終了いたしました。しかし、4月からスタートする指定管理者について何の説明もなく、少し寂しい思いがいたしまして思わず、この制度導入により何が変わるのか変わらないのか、私は質問せざるを得ませんでした。これが第1点でございます。

第2点は、先般、予算内示会において生涯教育課長より指定管理制度における27年収入支出明細予想ですかね、これが提示され、自動販売機による売り上げの還元の見直しによる収入増や正規職員から嘱託職員採用による人件費削減等での町の持ち出しを極力抑えることはよく分かりました。しかし一方で、例えば運動公園や総合体育館など、幾つかの施設を持ち、多額の予算を伴う施設において、本年4月よりスタートする指定管理者と町が管理運営面でどこまでかかわりを持つのか、正直よく分からないこともあります。例えば他の施設と比べ、修繕費が多目になるのかということでもございます。さらに、ノウハウを持った正規職員から嘱託職員への転換による不安材料も懸念されます。これまでの施設の運営や管理、事業のあり方を含めて、町がかかわる範囲やどこまでが指定管理がかかわるのかお尋ねいたします。

さらに、将来は財政面で町の補助金等は少なからず削減されなければならないし、そのためには指定管理者は自前の事業を行い、絶えず営業努力もしていかなければなりません。施設利用者や町民が指定管理者にしてよかったと言えるような管理者になるよう、私は期待してやみません。

新たなスタートに当たり、指定管理者と町のかかわりを竹本教育部長にお聞きいたします。

○道下政博議長 竹本教育部長。

〔竹本信幸教育部長 登壇〕

○竹本信幸教育部長 一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブの指定管理について問うのご質問にお答えいたします。

2月13日に開催された日程調整会議は、年間を通して開催される大規模な大会の日程を事前に調査し、その結果を通常利用する各種団体に予約状況を事前に把握していただき、日程の調整を行う会議です。利用する各種団体にとっては施設管理者が町であっても指定管理者であっても使い勝手が従来と変わらないことから、町の体育施設の指定管理者制度導入についての説明を省略させていただいたものですが、広報や直接利用する皆さま方に対し、速やかに指定管理者制度について周知していきたいと考えております。

次に、指定管理者と町とのかかわりについてお答えいたします。

指定管理者制度導入に当たっては、平成26年11月に津幡町公の施設指定管理者制度選定委員会

が開催され、管理する施設の視察や指定管理者候補者からのヒアリングなどについて3回にわたり審議いただき、11月13日に町長へ答申、平成26年町議会12月会議において指定管理者の指定について可決いただいたものでございます。指定管理者制度による指定管理のほうが町の直接管理よりも経費節減につながることは、議会の予算内示会において説明したとおりでございます。指定管理者制度による管理の内容は、施設管理運営に要する職員の人件費、光熱水費、夜間管理・館内清掃の業務委託費などが主なものです。一方、町が施設管理費として直接負担する部分は、火災保険や消防設備保守点検委託料、電気工作物保安委託料など、建物の基本となる部分が主な内容です。施設修繕料についてもガラスの破損や照明灯具の交換など、小規模なものは指定管理に含まれていますが、一定の額を超えた大規模な修繕は町が直接行うことになっています。

平成27年4月より町の直接管理から指定管理者による管理に移行されることになり、職員についても現在、町で雇用している嘱託職員が指定管理者の嘱託職員へ移行され、業務に従事していただくこととしております。ただし、初年度である平成27年度は従来どおり町職員を総合体育館に配置し、必要に応じ指導、助言を行うなど、円滑な事務引き継ぎを行い、利用者に不便を感じさせないようにする予定としております。なお、スポーツ推進事業や町総合体育大会など、各種スポーツ行事の開催については、施設管理委託費とは別途、各種スポーツ行事開催委託料として計上しており、従来どおり一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブと委託契約を締結し、事業を実施する予定です。

指定管理者制度導入の目的は選定委員会の答申理由にもありますが、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的な対応をするため、公の施設の管理に民間の能力の活用を可能とし、住民サービスの向上、経費の削減を図り、自主事業の充実を図ることとあります。施設の管理運営と町から委託されている各種スポーツ行事開催に関しても民間手法による経営手腕を取り入れ、さらなる効果的、効率的な管理運営、経費節減、施設利用者へのサービス向上が図られるものと期待されます。平成27年度は町職員を総合体育館に配置し、引き継ぎなどの対応をいたしますが、近い将来には指定管理者独自の職員による管理運営、事業実施に移行することとなっています。そうなった場合でも、生涯教育課は担当所管課として施設管理運営に関し、的確な指導、助言を行い、また行事開催委託事業に関しても町と指定管理業者が連携を密にし、協力しながら実施してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○道下政博議長 1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

町の持っているノウハウをさらにこの（一社）津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブとの連絡を密にしながら、ぜひ立派なスポーツクラブになったらいいなという期待を込めておりますので、今後ともこれらに対してもご支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、私の3点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○道下政博議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、13番 南田孝是議員。

〔13番 南田孝是議員 登壇〕

○13番 南田孝是議員 13番、南田です。

私からは3点について質問をさせていただきます。

初めに、防災協定に関連したことをお聞きしたいと思います。

東日本大震災の後、災害対策に強く関心が向けられるようになってきています。当町も近隣の自治体や福岡県岡垣町、和歌山県上富田町と災害時相互応援協定を締結しております。また、災害時における応急対策活動に関する基本協定や物資の供給に関する支援協定を締結して、当町の災害対策は進んでいるように感じますが、より災害に強い、安心、安全なまちづくりを推進する一助として、私はインターネットを通して、より円滑な情報を発信してほしいと思っております。今回質問します防災対策に関連して調べてみますと、ヤフーのホームページに各自治体向け災害協定を結んでいることが目にとまりました。内容は、ヤフーの災害協定と題して、災害時の被害の状況は各地域によって全く違うことがあります。この協定は、各自治体とヤフーで連携してインターネットの特性を活用し、きめ細かでタイムリーな災害情報を住民の方にお伝えすることを目指していくものとなっています。自治体から発せられる避難勧告、避難指示や自治体によって指定される避難場所情報その他さまざまな災害に関する情報に、住民の方がいつでもどこでもアクセスできるよう、ヤフーにて集約、整理して提供するとともに、災害時に自治体の運営するWebサイトがアクセスの集中により閲覧しづらい状況になることを防止することを目的としております。なお、この協定の締結に関しては費用はかからないということです。

協定を締結している一例として、愛知県日進市では、平成26年3月13日、ヤフーと災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、ヤフーのサイト上に日進市防災情報ブログを開設しております。これによりますと、地震や台風、洪水などの災害に対し、ヤフーの運営するサイトなどにおいて市内の被害発生状況や避難に関する情報等について迅速に提供することが可能となったそうです。なお、また平常時には地域における防災活動についての紹介や防災への備えに関する情報などを掲載するとともに、災害時指定避難場所等をヤフーサイト上の地図上に表示するということになっています。

災害時の被害の状況は、各地域によって全く違うことがあります。また、きめ細かでタイムリーな災害情報を住民の方に伝えることができることは大変大事なことだと思います。自治体から発せられる避難勧告、避難指示や自治体によって指定される避難場所情報その他さまざまな災害に関する情報に住民の方がいつでもどこでもアクセスできることは、災害対策に最も必要だと私は思います。調べた感想では、ヤフーとの災害協定はメリットはあっても何のデメリットもないように感じております。

ヤフーとの災害協定について、矢田町長の見解をお願いしたいと思います。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 南田議員のヤフーと災害協定を締結し、防災情報ブログの開設をとのご質問にお答えいたします。

甚大な被害をもたらしました東日本大震災の発生から、間もなく4年が経過しようとしております。この大震災の発生を教訓として、これまでの施設対策中心の防災に加え、災害発生時における情報の伝達強化など、災害時の被害を最小化する減災の取り組みが重視されております。こうした中、インターネットの利用者は年々増加し、その多くの方がポータルサイトのヤフーを利用していることから、ヤフー株式会社は住民に防災情報を伝達する配信者として大変有効な企業であると考えております。

災害時におきまして、行政は多くの情報をもとに避難等の情報を迅速に住民に伝達し、情報を入手した住民はいち早く避難などの命を守る行動をとっていただく必要があります。総務省では、この情報伝達手段として多様なメディアに一齐に伝達する災害情報共有システム、通称Lアラートを構築し、各自治体に対して利用の促進をしております。本町におきましても本年3月下旬から試行運用を予定しており、Lアラートの利用によってヤフーのページに避難勧告等の発令情報や避難所の開設情報が伝達、表示されることとなります。避難情報の掲載や町サイトの負荷軽減については同等の効果が得られると考えております。

現在、平時や災害時を問わずSNSが多様に活用され、東日本大震災におきましても情報伝達収集手段としてSNSが機能した事例が検証されております。このことから、本町では防災情報を初めとした町の情報発信ツールの一つとしてフェイスブックを利用するための作業を進めております。現時点ではヤフーとの災害協定や防災情報ブログに関しては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○道下政博議長 13番 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 どうもありがとうございます。

私はヤフーだけとかじゃなく、災害に対して住民がより早く迅速な対応のためにやはり検討すべきことは、ほかの自治体で、県内ではヤフーとの締結はないというのは調べて分かってるんですが、富山県、福井県ではホームページに載っているのがありました。その自治体がどういう意図で、いろんなケースも考えられますが、やはり検討することが一番大事かなと思っていますので、検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目に入ります。

高齢者の健康づくり、子育て支援と空き店舗、空き家対策として、宅幼老所の設置について質問をさせていただきます。

厚生労働省が推進している宅幼老所とは、地域の多世代にわたる触れ合い、交流事業の推進や中学生と高齢者、幼児がともに活動する場の特性を生かし、運営面の創意工夫を通して、地域住民も参加する多様な交流を行うことを言います。小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者や子どもなどに対し、一人一人の生活リズムにあわせて柔軟なサービスを行う、いわゆる宅幼老所を行っている事例が最近、全国で見られています。地域共生型サービスとも言われ、通い（デイサービス）のみから、泊まり（ショートステイ）や訪問（ホームヘルプ）、住まい（グループホーム）等の提供も行なうなど、サービス形態は地域のニーズに応じてさまざまに設定されています。宅幼老所のイメージは、例えば高齢者の通所介護と、先ほどの地域型保育事業の家庭的保育事業や放課後児童クラブなどを組み合わせたり、小規模多機能型居宅介護と保育所の分園などを組み合わせることも可能です。こうした宅幼老所、地域共生型サービスの効用として、高齢者にとっては子どもと触れ合うことで自分の役割を見つけ、意欲が高まることと、日常生活の改善や会話の促進、児童にとってはお年寄りや障害者など、他人への思いやりや優しさを身につける成育面の効果が考えられます。また、地域にとっては地域住民が持ちかけてくるさまざまな相談に応じる地域住民の福祉拠点としての効果もあると思います。

健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流、学習、相談を行うため、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動もふえてきております。宅幼老所は、地域共生型サービスとして介護施設や保

育所等を組み合わせて、高齢者、障害者、子どもたちが互いに支え合う環境を提供する施設であり、高齢者には、子どもたちと触れ合うことで日常生活を改善することで介護予防にもつながり、さらに子どもたちには、核家族化が進む中で高齢者との触れ合いにより思いやりや優しさを身につけることができる大きな効果も期待できると私は考えます。

先般、早川教育長の記事が1月26日の北國新聞の夕刊に載っておりました。コメントに、地域ぐるみで学びの支援について書かれていました。子どもの学習時間の充実にも私は活用できると考えます。未来を築く子どもたちと元気な高齢者の生きがいにもなります。当町でも今後、こうした施設の設置を私は検討すべきだと思いますが、羽塚健康こども課長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 羽塚健康こども課長。

〔羽塚誠一健康こども課長 登壇〕

○羽塚誠一健康こども課長 宅幼老所の設置の検討をとのご質問にお答えいたします。

宅幼老所については、高齢者や障害者、子どもが身近な地域に必要な福祉サービスをコンパクトにまとめた一つの施設で、ともに受けることができる地域共生型サービスであります。この事業の主な効用については南田議員がご質問の中で述べられたとおりであり、さらにソフト面では、福祉サービスを受ける中で同時に世代間の交流が図られること、また共存することのすばらしさを体感し、核家族化が進む現代社会において大家族のような関係も築くことができるものであります。また、施設整備および運営などのハード面においては、高齢者、障害者および児童関係のサービスを地域のニーズに応じて柔軟に組み合わせることが可能であり、多機能の施設として整備すること、また設備の一部を共用することも可能であり、施設の効率的な活用が図られるものと考えられます。なお、運営の実施主体はNPOや社会福祉法人、民間会社などであります。

本町においての子どもと高齢者との交流は、すでに町内にある保育園やふれあい・いきいきサロン等で活動を行っています。今後も既存の社会資源を有効に活用し、子どもたちと高齢者が触れ合う場を数多くつくり出し、児童の健全育成を図るとともに、生きがいづくりによる介護予防活動と元気な高齢者をふやし、町民の健康寿命延伸を目指すものであります。

以上のことから、宅幼老所の設置については地域における新たな交流づくりや福祉サービスの向上、また空き家等の有効利用の一つの方法としても考えられ、さらに交流から生まれる相乗効果にも期待できる事業であるため、今後の住民ニーズの状況や施設設置希望事業者があった場合も想定し、調査、研究を続けていきたいと考えております。

以上です。

○道下政博議長 13番 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 いきいきサロンも活動しています。やはり高齢者の子どもさんとの接する機会というのは、本当に元気な高齢者の生きがいには必ずなると思ってますので、いろんな形でまたご支援のほどをお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。

3点目に、ドッグランについてお聞きします。

ドッグランは、人と動物の豊かな共生生活を目指して設置されるものだと思います。町にドッグランを設置することは愛犬家の方たちのみならず、当町に新たな活力を生み出す重要な施策の一つだと私は確信しております。近年の少子化、高齢化の進展により町民の意識の中で安らぎ、

憩いを求める傾向が強まっております。ペットに対する需要の高まりが見られ、ペットを日常生活のパートナーとして飼育する家庭もふえてきております。また、町民の中には多くのストレス、精神的苦痛を抱える一方、動物と一緒に暮らすあるいは一緒にいることで人に元気やいやしを与えることは、多くの研究データにも実証されております。また、犬を飼育する家庭の増加の影響で、公園における犬の放し飼いやふんの後始末、不衛生な状態等によるトラブルが数多く発生するようになり、飼い主のマナー向上を求める利用者等からドッグランの設置を求める意見も多く聞かれます。

私は、人と犬が触れ合えるレクリエーション空間づくりとしてドッグランの設置を検討すべきと考えます。候補地としては、津幡丘陵公園用地内や体験型観光交流公園の近隣などが適当じゃないか。場所は限定しませんが、大田企画財政課長から答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 大田企画財政課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 ドッグラン設置をとのご質問にお答えいたします。

愛犬を伸び伸びと走らせたり、また愛犬と一緒に外出をしたいといった愛犬家のニーズに対応して、ドッグランと呼ばれる愛犬と飼い主が遊べる広場が全国的にふえていていると聞いております。その形態は、設置主体や運営面では、高速道路のサービスエリアや都市部の公園等で展開されている公共施設利用者への利便としてのものや収益を目的として運営される民間経営のものなど、さまざまなようでございます。近隣では、のと里山海道の高松サービスエリア、また七尾市にはわんわん広場という民間施設、小松市の木場潟公園や中能登町の道の駅、織姫の里なかのと、小矢部市の道の駅メルヘンおやべには公設のドッグランが設置されているとお聞きしております。ドッグランにつきましては犬を自由に運動させることができるほか、南田議員が言われるように、ペットと一緒にいることで、人に元気やいやしを与える効果や飼い主のマナーが向上する効果が期待できる有効な施設ではないかと思っております。

本町の犬の登録件数は、平成21年度は約1,900頭で、平成26年度においては約2,100頭と登録件数は増加しており、大体約6世帯に1頭が飼われている状況からすれば、住民サービスの向上にもつながるのではないかと考えております。設置につきましては、立地場所や駐車場の確保、また管理上必要となる施設の設置が可能であるかどうか、施設の配置を含めた全体の面積など、いろいろな条件から検討していかなければならないものと考えております。ご提案の津幡丘陵公園用地や体験型観光交流公園につきましては現在はまだ計画の段階ではあり、面積的にも広く、候補地の一つでないかと考えられます。いずれにしても、ドッグランの設置につきましては、犬を連れて公園を利用したい方々、また犬が苦手な方々両方がともに安心して気持ちよく公園を利用していただく必要があります。加えて、公園利用者や周辺にお住まいの方々のご理解を得ることも重要であると思っております。町といたしましては、ご提案の場所のほか町内に適地がないか、また公営のみならず、民間運営を含め調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○道下政博議長 13番 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 前向きな答弁ありがとうございます。

いろんな角度からシミュレーションしていただき、いい形で設置できるようになればなと私は思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○道下政博議長 以上で13番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党、塩谷道子です。

私は5点にわたり質問させていただきます。

まず1点目ですが、高校生への医療費助成、通学費用の助成を求める質問です。

この間シングルマザーの方から大変苦しい胸の内をお聞きいたしました。次のように言われました。「子どもが高校生になるのはとってもうれしいことだが、経済的にはとても苦しくなる。高校生になると児童手当がなくなる。さらに、授業料の負担がふえる。国の制度として、平成26年3月までは授業料無償制度があったが、それも打ち切られた。入学金や新年度の準備などにまとまったお金が必要になっても貸付制度は合格が決まってからの申し込みで、お金がおりるまでに時間がかかる。私立は受験することはできないよと子どもにも言って聞かせている。給料が上がるわけでもないのに負担ばかりがふえて苦しい。子どもは夏休みにバイトがしたいから高校へ行ったら部活はしない。少しでも家計の助けにしたいと言っている」というお話をお聞きしました。このほかにも、通学のための費用もかかるのではないかと思います。こういう具体的なお話をお聞きしますと、子どもが高校生になったらなったで負担が重くのしかかるということがよく分かりました。

平成26年度からは国の制度として新高校就学支援金制度が始まっていますが、ひとり親家庭だけでなく、高校生を持つすべての家庭に、町としての支援はほかにもできるのではないのでしょうか。高校に進学した生徒さんが少しでも夢に向かって歩めるように支援していただきたいと思います。例えば子どもの医療費の助成制度を18歳までに延長することや通学にかかる交通費全額の何割かの助成をすることなどはできるのではないのでしょうか。松江市とか長野県北相木村、鹿児島県宇検村などは交通費への助成を行っていると出ていました。ぜひ検討していただきたいと思います。

町長の答弁を求めます

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の高校生の医療費助成、通学費用の助成につきましてのご質問にお答えいたします。

子ども医療費の助成対象年齢の18歳までの拡大につきましては、さきの議会全員協議会でもお答えいたしましたとおり、15歳で就職される方もいらっしゃることを踏まえ、町単独で行うことは考えてはおりません。

次に、高校生を持つ家庭への通学費用の助成につきましては、義務教育でないこと、通学する高校を選択できることなどから公平性の確保が難しいため、現時点で町単独で行うことは考えておりません。

以上です。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 18歳までの医療費助成ってということは、割合ほかの自治体で今、広く行

われるようになってきたと思います。

再質問になります。

例えば今度の子どもの医療費窓口無料制度っていうのが、輪島市を初めとして、ことしで4つさらにふえまして、また検討してるというところも含めると、全部で4、5、6、7、7自治体ぐらいになるかなと思います。ことし、子どもの医療費無料化するっていう自治体では、すべて18歳までの医療費を無料にするというふうに報道ではそういうふうに書かれていました。18歳までに延ばすっていうことについては、公平性っていう観点からということで、先ほど前もお話があったと思いますが、実際には働いている人と学校行っている人とは確かに違うとは思いますが、やはり同じように子どもが病院に行くときに無料化してもらえんということは大変親御さんにとっては大きなメリットというか、大変待たれていることだと思いますので、せめて18歳までの無料化っていうのを延ばしていただくことを検討できないでしょうか。

よろしくお願いします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

何度も申し上げております。いろんな機会に申し上げたかと思いますが。現時点ではその考えはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 これ以上言ってもちょっと無理そうなので、これで終わりたいと思いますが、先ほども少子化の問題、八十嶋議員のことにも出ていましたが、やはり子どもさんを持つ親にとっては、住んだ町によって随分助成制度が違うということはやはり大きな問題かなと思います。ぜひ今後、その医療費の無料化に向けての制度を進めていただけることを願ってやみません。質問はこれ以上はしません。

次の質問をお願いいたします。

2点目は、住宅リフォーム助成制度の復活を求めるというものです。

津幡町では24、25年度に住宅リフォーム助成制度が実施されました。多くの町民や業者がこれを利用し、町の中小零細企業がとっても元気になりました。2年間の実績を見ますと、申請件数752件、かかわった業者数146社、そのうち約半分が法人、約半分が個人で、ふだんの工事では下請として働いていた方も元請になったということを聞いております。町の助成、2年間で約1億4,000万円でしたが、全体工事費は約11億8,000万円にも上りました。津幡町の経済を活性化するために大きな役割を担ったと言えます。

今、安倍政権はアベノミクスの宣伝を盛んにしておりますが、実態は大企業と大金持ちに対する支援であることが明らかになっています。2015年の予算でも庶民には大增税でしたが、大企業には減税、さらに研究開発のための減税まで追加しています。一方、中小企業はどうかというと、アベノミクスによる円安で原材料費やエネルギーコストがかかるのに、それを価格に転嫁できない企業が約7割、しかも消費税増税で赤字であっても支払わなければ税金がふえ、苦境に立たされているという国会論戦、ちょうど私も見ましたので、そのように言っていました。

日本商工会議所の2015年1月の早期景気観測調査でも次のように述べています。生産、消費の

回復に力強さを欠く中、仕入れコスト増加分の価格転嫁に向けた交渉が難航している中小企業も多く、昨年秋以降の足踏み状況からは脱していない。安倍政権がアベノミクスの効果があらわれているかのように言っているのは、政府が大企業の立場から景気を見ているからだと思います。本来は国民や中小企業の立場から景気を見るべきで、その立場から見ると、格差が広がり、全体として不況が続いていると言わざるを得ません。津幡町がリフォーム助成制度を実施したときにも緊急経済対策だと言って実施しました。今も緊急経済対策が必要なときだと思います。津幡町の中小零細企業が元気になってこそ、地域経済は活性化します。

また、きのうは町長のほうから住宅リフォーム助成制度のようなものを実施したいという旨の発言がありました。きょう新聞で朝見しましたところ、快適居住環境推進助成制度というふうに書いてありましたが、それかなと思います。まだどういう中身かということが具体的にはよく分かりませんが、例えばそのアパートにも使えるという点ではとてもいいのではないかと思います。しかし、平成24年、25年の2年間、津幡町で実施された住宅リフォーム助成制度と比べると商工会発行のカードですかね、というところが問題ではないかと思います。カードでは結局、商工会に加盟する業者やお店でないと使えないということにならないでしょうか。多分利用できるところが限られると思います。津幡町在住のすべての業者が利用できるということが津幡町の中小企業の活性化には必要だと思います。多分商品券のようなイメージだと思うんですが、お金で還元されるのと比べると使いにくいという印象もあります。羽咋市、内灘町で実施された住宅リフォーム助成制度のことをちょっとお聞きしたんですが、還元される費用のうち半分为現金で半分为商品券だということをお聞きしました。その際に、商品券であってもすべてのお店で使えるような工夫がされていたと聞いております。また、その商工会に加盟しているという条件だったところでは、参加できる業者が限られていたり、反対に当該自治体以外からも結局商工会に参加しているという理由で参加できたということもあったということです。津幡町で実施した住宅リフォーム助成制度は大変使いやすく、幾つかの自治体の議員さんのところから私のところにまで問い合わせがあったぐらいです。商工会とか商品券とか、幾つかの縛りがあればあるほど使いにくくなるのではないかと懸念しております。実施するのなら、ぜひ以前に津幡町で実施されていて好評だったリフォーム助成制度を基本にアパートでも使えるとか、またほかの付加価値をつけるとかいうことをしていただくとさらに使いやすくなって、地域経済の活性化に大いに役に立つのではないかと思います。

町長の答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 住宅リフォーム助成制度の復活につきましてのご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、緊急経済対策を基本として町内の事業者の振興および活性化と町民の居住環境の質の向上を図るため、平成24年度、25年度の2か年の限定事業として実施したものでございます。現時点では、町単独による財源での実施は考えておりません。

なお、昨年度より新たに定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として住宅取得等奨励金制度を開始いたしております。その中で町内建築業者が新築する場合、加算額を設けるなどの支援拡大を行っているところでございます。それから、提案理由でも申し上げましたとおり、現在、国の補正予算で創設されました地域活性化・地域住民等緊急支援交付金、これを活用いたし

まして、交付金の趣旨を逸脱しないような仕組みで新たに消費喚起、生活支援を目的に居住環境向上を担う事業が実施できる、そんな見込みになったということで、きのうの提案理由の説明でもさせていただきました。これはあくまでも国の予算で行われるということでございますので、いろいろな、何て言いますか、決まりがあるということでご理解を賜りたいと思います。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

先ほど言われました国の緊急支援制度っていうのは結局、よく似た制度であってもいろいろな縛りがかなりあるということなんですか。今までのような住宅リフォーム助成制度みたいなことにはお金は使えないということなんですか。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 地方創生に絡んでの今の国の補正でございますけれども、現金での利用ということについては、かたくいけない。商品券、先ほど八十嶋議員に答弁いたしましたプレミアムつきの商品券、こういったようなものにつきましては問題はないという、そういう報告を受けております。

以上です。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 国の支援制度っていうのはよく分かりました。これは国の支援制度そのものにやっぱりちょっと問題点があるなということを感じました。

〔議席から笑い声あり〕

もっと使いやすいことしたほうがいいなと思います。特に地方創生ということが言われてるっていうことは、やっぱり地方をもっと元気にしないといけないっていうことを考えているからということだと思いますので、そのためにはやっぱり地域にある中小零細企業がいかに元気になるかっていう、そこが一番大事なことで私は思います。だからそのためのやはり政策というのを今後また別にそしたら考えていただくことをぜひお願いいたしまして、

〔議席から笑い声あり〕

質問はいたしません、期待しております。

では、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、65歳以上の障害のある方への医療助成制度の改革を求めるものです。

65歳以上の障害のある方への心身障害者医療費助成制度は、後でお金が戻ってくる償還払いとなっています。64歳までだと現物支給となっています。65歳になった途端に償還払いになるというふうに聞いております。後から戻ってくるからいいのではないかと思われるかもしれませんが、子どもの医療費と同様に、手元にお金がなくても病院にかかれるかどうかということは大変大きな違いです。手足にしびれを持っている方の障害認定2級だったと思いますが、お話を聞きしましたが、一度に病院で支払う費用が大変大きいために幾ら後からお金が戻ってくるといってもやはり大変苦しいのだと言っておられました。64歳までは現物支給ですから、なぜ今65歳になった途端に償還払いという使いにくい制度になるのか理由がよく分かりません。県の補助要綱によることだということは聞いておりますが、何か申請する人が減ることを待っているのではないかと勘ぐりたくなるような制度です。せっかくいい制度があるのに、65歳になった途端に変わって

しまうというのがちょっとやりきれません。

町は県に対して今までにも現物給付にするようにという要望をしていただいていたということをお聞きしていますが、そのことをぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。できれば町独自で、例えばすぐに現物給付にならなくても自動償還とかの制度ができないのかという検討をしていただけるとありがたいと思います。

町長の答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 65歳以上の障害のある人への医療費助成制度の改革をとのご質問にお答えをいたします。

塩谷議員のご指摘のとおり、65歳以上の障害のある方への心身障害者医療費助成は償還払いとなっております。心身障害者医療費の助成は、県の心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱に基づき2分の1の補助があり、対象は身体障害者手帳の1級と2級の方、また療育手帳Aの方およびBの方の入院の場合の医療費となっております。ただし、補助対象者が65歳以上の場合にありましては、償還払いにより助成した額に限るとされております。町では県の補助対象者のほかに身体障害者手帳の3級の方と療育手帳Bの方の通院も対象としております。

県に対する要望につきましては以前から65歳以上の方の償還払いを本人が医療機関窓口で支払う必要のない現物給付とするよう要綱の変更を求めています。今後も機会をとらえて、引き続き要望していきたいと思っております。

発言通告にありました輪島の件は質問されていらっしゃるんですね。

〔「してほしいです。せめて自動償還制度にはならないものではないでしょうかというふうにお願ひしたいんです」と呼ぶ者あり〕

では輪島の件で。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

すみません。

次に、今ほどの輪島市では平成25年8月から輪島市内の医療機関で受診した場合に限り、自動償還払いを実施していると聞いております。この場合、医療機関等で一部負担金を支払い、医療機関等が市に一部負担金支払証明書を提出することになります。本町では、町内を初め、近隣市町に多くの医療機関があることから、町内の医療機関のみならず、町外の医療機関を受診する町民も多いことなどから、輪島市の医療環境とは格段の違いがございます。このことから、輪島市と同様な自動償還払いを実施するには各医療機関等に一部負担金支払証明等の事務が生じるため、関係医師会や個々の医療機関等との合意が必要であり、本町のみでまとめることは困難であると思っております。したがって、町単独で自動償還払いを実施することは考えておりませんので、ご理解をお願いをいたします。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 言われるとおりに、町外の病院で受診する場合は、もしも自動償還制度というのはつくったとしてもできないということで理解しておりますが、やっぱりできるところからやっていかないと、本当は県でまとめてすることが正しいと思うんです。県、本当に一律に。でも大変石川県はおくれておりまして、子どもの医療費でも同じですが、やっぱりできてないん

ですよね。36の都府県ではもうすでに県として子どもの医療費も無料化というのは実施してますし、現物給付っていうのができてますし、大変おこなっていると思いますが、できたら本当にできるところからでも、何とかその風穴を開けるようなつもりで実施していただくことが望ましいかなと思っております。でも本当に県として実施するということが大変大事になるので、今後とも県に要望を上げていただくことをお願いいたします。

4点目の質問に移らせていただきます。

4点目の質問は、体験型観光交流公園の見直しを求めるというものです。

町長は体験型観光交流公園をつくる目的の一つとして、新幹線で金沢を訪れた人を津幡まで呼びたい、そのための公園づくりだとお話しになりました。試行的にアンズを植える、桃を植えるとは言っておられますが、栽培してそれが採算ベースに合うようにする6次産業化を目指すとなると、本気になって取り組む人が必要だと思います。アンズづくりについては酒井議員からも視察してきたことの報告がありましたが、私も視察をしてきましたので感想を言いますと、大変土壌が重要な役割を果たすことや消毒を多くしなければならないこと、広範囲にアンズを植えている千曲市の会社でさえアンズの加工にはよそからの仕入れが必要なほど多くのアンズを必要とすることなど、クリアすべき課題が多いと思いました。本気でやりたいという人たちがいるのかどうか、17年もの時間をかけてその意欲と仕事が継続するのかどうか。しかも一番大事なのかという公園が果たして町内、町外からの人々から待ち望まれているのかということだと思います。

安倍首相は雇用の増加をアベノミクスの成果と言っておりますが、総務省が発表した労働力調査2014年平均によりますと、正規雇用は2013年に前年度比46万人減、2014年には16万人減、合わせて62万人が減っています。その一方、非正規雇用は2013年に93万人増、2014年には56万人増となっております。2007年からの統計を見ても、見事に正規労働が非正規労働に置き変わっています。非正規労働者の年収は200万円未満で男性が56.5パーセント、女性で85.2パーセント、合わせて1,500万人近くがワーキングプアとなっております。年収100万円未満、男女合わせて760万人にもなります。今国会ではさらに労働者派遣法を改悪し、さらに非正規雇用を拡大させようとしています。経済が右肩上がりのときなら体験型観光交流公園をつくることもあったかもしれませんが、しかし、今述べたような雇用状況のときに進めるべき政策ではないと思います。

2015年度の国の予算を見ても、社会保障は軒並みの削減です。介護事業所への介護報酬も2.27パーセント削減されますし、特養の基本報酬6パーセント減、訪問介護5パーセント削減、通所介護20パーセントの削減です。前期高齢者の病院窓口での支払いも、70歳になった人から1割から2割へと倍増します。多くの町民は、町が20億円かけて公園をつくるよりも、国が進める社会保障の改悪の防波堤になってほしい、町独自の福祉政策を進めてほしいと願っています。体験型観光交流公園の計画を進めるよりも、社会保障、福祉の制度をぜひ前進させていただきたいと思います。

私たちアンケートをとりましたが、その中でもやはりそういう意見が大変多くありましたし、観光交流公園そのものを知らないという意見もたくさんありました。ぜひ、これだけのお金をつぎ込むのだったら、福祉の制度を充実するという方向にかじを切っていただきたいなと思います。

町長の答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 体験型観光交流公園につきましてのご質問にお答えをいたします。

まずアンズに関してでございますが、塩谷議員も昨年11月に議員有志としてアンズの産地である千曲市に視察に行かれたとお聞きしております。アンズに関しましては、体験型観光交流公園推進協議会において十分に議論もさせていただきました。委員からの意見として、収穫に至るまでの栽培が難しいならば、開花時の観賞用としてだけでも十分だとかのご意見もございましたが、しっかりと管理すれば、十分に実も収穫もできるであろうとのことでもあります。また、品種改良も進んでおり、本町に一番適した品種を栽培すればよいとかのご意見もいただいたところでございます。私といたしましては、アンズは生食用果物としての魅力はもとより、公園を訪れた方のジャムやシロップ漬け等の加工体験として活用できないかとも思っており、町の新たな特産品として大切に醸成したいと考えているところでございます。そして体験型観光交流公園における栽培のノウハウをもとに、意欲ある生産者が特産品として育てようという機運が高まるようであれば、試験や研究、指導などの支援も考えてまいりたいと思っているところでございます。また、体験型観光交流公園はアンズにだけ特化した公園ではございません。ほかにもさまざまな果物や野菜の収穫を体験していただく予定であることもご理解をしていただきたいと思います。

次に、体験型観光交流公園の建設による財政負担が福祉や社会保障事業を圧迫するのではないかと、そういうご心配もされておるようでございますけれども、これにつきましてご説明は平成25年の12月会議で中村議員のご質問に企画財政課長から詳細に説明をさせていただいたところでございます。

最後に、体験型観光交流公園の見直しをとのご質問でございますが、昨年9月会議に塩谷議員から同様の質問があり、そのときにお答えいたしましたとおり、根本的な見直しは今のところ考えておりません。

以上です。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問はいたしません、限られた税金を何に使うか、どう使うかっていうことはとても大事なことですし、本当に私が聞く範囲ではこういうことが必要かということをよく聞きますので、私も同様な意見だからこそなのかもしれませんが、多分またこういう質問を、質問というか思いは持ち続けたいと思います。

では最後に、次の質問させていただきます。

今、安倍政権の進めようとしている、いわゆる農協改革についての町長の見解をお伺いいたします。

いわゆるというのは、農協改革ではないという私の思いが強く入っております。いわゆる農協改革なるものの安倍政権のねらいはTPPにあると思います。かつて安倍首相がTPPに反対する農民と闘うという発言をしたことがエコノミストという雑誌に書かれているという記事を読んで、首相が農民と闘うってどういうことなんだとびっくりした覚えがあります。TPP交渉については日本が大きく譲歩し、国会で日本が米など重要5品目は絶対守ると公約し、国会決議も上げたのに、それを反故にしようとしています。そうまでして妥結させようとしているTPPに反対を主張する農協を敵視しているからこそいわゆる農協改革だと私は思っています。農協の信用・共済事業に日米の金融資本を参入させたいという思惑があると思います。それこそTPPのねらいの一つです。安倍首相は「中央会は単位農協の自由な活動を阻害している」と言いますが、

J A島根中央会の会長さんは「全中の指導が邪魔だと思ったことは一度もない。農協を弱体化させたいというねらいがまずあって、いろんな理屈を後からつけている」と言っています。また、安倍首相は「農家の所得をふやすための改革だ」と言いますが、J A香川中央会の会長さんは「日本農業の困難の大もとは農産物価格の低下だ。輸入自由化の拡大や米の価格決定を市場任せにしてきた結果だ」と指摘しています。また、利益が少なく、営利企業が撤退する地方で、ガソリンスタンドや生鮮食料品店を営業するなど、重要な役割を果たしているのが農協です。静岡中央会が実施した調査では、J A利用の住民の9割が農協がなくなると不便だと答えています。

また、日本協同組合学会は昨年10月に協同組合の自己改革の道を閉ざす政府介入に対するアピールを採択しています。会長は「協同組合全体に対する重大事項であり、容認できない。国連も2012年を国際協同組合年に定め、世界が抱えるさまざまな経済社会的な問題の解決に果たす協同組合の歴史的、今日的意義を明らかにしている。これが世界の共通認識だ」と述べています。

このような大切な農協を、いわゆる改革という名でつぶそうとしていることに町長はどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 いわゆる農協改革について、私の見解ということでのご質問でございます。お答えいたします。

いわゆる農業改革というのは、平成26年6月24日閣議決定されました政府の規制改革実施計画において農業協同組合の見直しが盛り込まれたことであると理解をしております。この見直しの内容は、各農協が置かれた環境は地域によってさまざまであるため、全国一律の活動を行うよりも各農協が地域の実情に合った戦略を単独あるいは連携し、策定し、実効的に成果を上げることができる仕組みづくりを目的としているように思います。安倍総理が言われるように、農家の所得をふやすための改革で、決して農協をつぶすことが目的ではないと理解をしております。

さらに規制改革実施計画につきましては現在、全国農業協同組合中央会と政府の規制改革会議において慎重な議論がなされているところでございます。双方の主張は農家および組合員のことを第一に考えたものであり、近年の農業を取り巻く環境が非常に厳しいということを改めて痛感するとともに、今後の農業協同組合の見直しが農業に携わる方々にとりまして有益なものになることを期待をしているところであります。

以上です。

○道下政博議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 見解は私とはかなり違うんだなということが分かりました。ただ、農家の所得をふやすというふうにおっしゃいましたが、今、企業の参入を農業に可能にしようとしている動きがあると思います。そうすると、農家同士の、今まで協同組合としてまとまっていた農家が、農家同士の競争ということを強いられてくるのではないかという不安も私は大変大きく持っています。T P P絡みでこういうことが出されてきていると思いますので……、

〔「再質問かなんやい、再質問じゃないのか」と呼ぶ者あり〕

再質問ではありません。意見です。時間ないです。時間ないです。

ぜひそういうことも大事ということを経後どうなるかっていうことを見ていかないとはいけませんが、以上で、私からの質問を終わります。

○道下政博議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 10番、多賀でございます。

きょうは、2問質問させていただきます。それでは通告に従い、質問させていただきます。

まず、最初の質問、災害時相互応援協定を結んでいる和歌山県上富田町との今後の交流はということで質問させていただきます。

大規模な災害発生時において、周辺自治体による相互支援が困難になった場合に備え、平成24年3月に福岡県岡垣町と災害時相互応援協定が締結されています。その後、昨年、平成26年8月には、協定先である岡垣町に町内小学生25人が派遣される小学生国内派遣交流事業が実施されています。この事業は、次世代を担う小学生に派遣先の小学生との交流を図り、友好を深めるとともに、コミュニケーション能力を高めてもらうほか、町のPRを通じて郷土愛をはぐくんでもらおうと、3泊4日の日程で企画されたものであります。27年度にもこの事業が継続されるべく、予算案に計上されています。協定を結んだ両町がこのような事業を通じて継続して交流を深めることは、いつ発生するか分からない大災害時の相互対応を考えると、大変有意義なことだと思います。まさに、一つの事業で二つの効果が期待できるものであり、ぜひ今後も交流事業の継続を望むものであります。

しかし、同じく平成24年10月に、直線距離にして約350キロ離れた和歌山県上富田町とも災害時相互応援協定が締結されております。矢田町長はこの協定締結時に「この協定をきっかけに両町の友好のきずなが深まるような交流をしていきたい」とコメントされております。しかし、岡垣町と行われたような具体的な事業が、まだ上富田町との間には事業が示されておられません。総務常任委員会では昨年10月に、スポーツを通じたまちおこしについてをテーマに先進地の上富田町を視察しております。しかし、これは単発的な視察であり、決して継続性の高い交流とは言えません。

今後、上富田町との友好のきずなを深めるため、どのような交流事業を考えているのか、矢田町長の答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 多賀議員の災害時相互応援協定を結んでいる和歌山県上富田町との今後の交流についてのご質問にお答えいたします。

和歌山県上富田町とはツエーゲン金沢が一次キャンプ地としていたとの縁もあり、平成24年10月に災害時相互応援協定を締結いたしました。協定式の際には、災害時だけではなく、幅広い交流を進めていくことを小出町長と申し合わせたところでございます。防災担当職員の交流はもとより、お互いの防災訓練時に通信訓練を行うなど、平時から交流を深め、万が一の場合に備えております。また、協定の締結以後に大規模な災害は発生しておりませんが、大雨や台風などで報道により被災のおそれがあると思われる場合には、被害状況の確認など連絡を取り合っております。議会の皆さまにも視察、交流をしていただいているところでございますが、職員間におきましても防災担当職員を中心に相互訪問し、お互いの取り組みや施設の状況等を学んでおります。ことし2月には上富田町からの要請もあり、約6,000人が参加する紀州口熊野マラソンの会場で

総務課の職員と交流経済課の職員４名が倶利伽羅そば、おまん小豆茶などの販売を行うとともに、津幡町のPR、大河ドラマ誘致の活動の紹介もしてきたところでございます。

上富田町はツエーゲン金沢やサッカー日本女子代表のなでしこジャパンのキャンプ地となり、平成27年度に開催される紀の国わかやま国体のサッカー、軟式野球、ラグビーフットボールの会場となるなど、スポーツ施設が充実しております。災害時相互応援協定締結のきっかけがサッカー競技だったことから、サッカー競技のジュニアスポーツクラブの派遣や紀州口熊野マラソンへの参加など、スポーツを通じた交流を図ることを検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 すみません。再質問はございますか。

○10番 多賀吉一議員 再質問ではありません。

○道下政博議長 それではこの際、暫時休憩をいたしまして、午後１時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時57分

〔再開〕 午後１時00分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

10番 多賀吉一議員。

○10番 多賀吉一議員 それでは、休憩前に引き続いて質問をさせていただきます。

先ほど休憩前に、町長からスポーツを通じての交流、ぜひ継続してやっていただきたい。上富田町と友好のきずなを深めるよう、継続するよう、またお願いいたします。

それでは、第２問目質問いたします。

太白台小学校、保育園の登校坂に融雪装置を。

そのままなんですけど。太白台小学校は山の高台にあり、隣接して太白台保育園があります。冬の積雪時には、保育園に園児を送ってくる保護者の車や登校する児童にとって大変危険です。現在、機械除雪により対処されていますが、除雪車が出動されない程度の雪や除雪後であっても雪解けが進まず、凍結のおそれがあります。勾配のきつい坂道では、スリップ事故の危険もあります。登下校中の児童が事故に遭わないか、大変心配です。この指摘や融雪装置の要望は、太白台小学校、保育園開設以来、ずっと継続して上がっている地域の皆さんの声です。平成20年9月議会で、私は融雪装置設置について、町の考え方を質問したことがあります。当時の答弁では「交通量や物資の輸送路等の緊急性を勘案し、市街地中心部より順次事業を実施している」とのことでありました。それから6年余り経過した現在、登校坂の下のほうまで融雪、消雪装置が整備されております。

近年、通学路の安全確保が見直され、各地域の通学路が整備されてきました。しかし、通学路の安全確保は夏場だけではありません。冬場の子どもたちの安全確保のため、登校坂に融雪装置の設置を検討すべきと考えますが、矢田町長の見解をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 太白台小学校、そして保育園の登校坂に融雪装置の設置が検討できないかとの

ご質問にお答えをいたします。

太白台小学校、そして保育園へ通じる上り道は、中津幡ニュータウン前、大石石材前、倉見側の3か所あります。中でも大石石材前の登校坂は道路幅員が狭く、冬場の登下校時間は車が集中するため、すれ違いに支障が生じたり、坂道でのスリップや立ち往生する車があり、登下校の児童にとっても通学路として危険ということで、安全対策についてのご意見もいただいております。太白台の登校坂の歩道につきましては、冬期間の児童の安全な通行に配慮し、除雪機械が歩道上で除雪作業ができるよう、通常の幅員基準より広くなっております。その分車道が若干狭くなり、雪の多いときには道路の安全性の低下が避けられない状況となっております。

登校坂の消雪装置設置につきましては、高低差があり、かつ大変長い距離の区間に消雪管を設置することになり、また地下水源が乏しいことから、津幡川からのポンプの設置費用も必要となります。相当に建設費がかさむことが予想されております。事業の実施につきましては少し時間をいただきまして、現行の機械除雪での対応を検証するなど、具体的な検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○道下政博議長 10番 多賀吉一議員。

○10番 多賀吉一議員 ありがとうございます。

十分に検討していただき、できるだけ消雪、融雪装置設置のほうへ向けてお願いしたいと思います。

以上で、10番、多賀の質問を終わります。

どうもありがとうございました

○道下政博議長 以上で10番 多賀吉一議員の一般質問を終わります。

次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井です。

まず、午前中に八十嶋議員も申し上げておられましたが、今年度で退職される職員の方が何名かおいでになっております。私と同級生であり、同い年であります。大変お疲れさまでございました。また、退職されても、これまで経験されたことをまた町にご協力願えればと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、私からは2点について質問をいたします。

まず1点目は、当町の成人式を1月に開催できないか、またアンケート調査の結果はどうなったかということで質問をいたします。

この質問は一昨年、洲崎議員が「成人者だけではなく保護者の意見も聞き、検討も必要ではないか」と質問されております。その答弁の中で「成人者本人やそのご家族、関係者にも満足していただけるような式となるように、開催時期や内容を今後検討してまいりたいと考えているところである」と言われております。そして昨年、アンケート調査が実施される中、もちろんその目的としては、成人式をさらによりよいものにするためアンケートを実施し、成人者やそのご家族にも満足していただけるよう、開催時期や内容について検討するものであると述べております。調査対象者の2,364人のうち846人、35.8パーセントの方が回答されております。その中で、1月に開催をする希望の方が成人対象者で70パーセント、保護者の方で65パーセントいるという結果が出ております。しかし、調査の結論としては、これからの津幡町の成人式については夏の成人

式開催に至った帰省のしやすさや式典の簡素化など、歴史的背景や理由を考慮し、45回を数える夏の成人式としての伝統を守りつつ、また恒久平和について改めて考え、後世に継承していく場として、また県内唯一の夏の成人式として注目を集めていることから、元気な津幡町をアピールし、町の一部活性化につなげるため、夏の成人式の開催を継続するとまとめております。そこで、アンケート調査の結果は、夏の成人式は継続するとの結論が出ました。そして、その調査結果は町のホームページからは見ることはできますが、対象者や回収者に報告をしたのか。もしまだ報告をしていないのなら、どういうふうに報告していくのか。また、町への要望書の回答欄に「今後、開催時期の検討材料とするために27年度から5年間、成人式対象者にアンケートを続ける」と発表されております。これはアンケート調査の結果を毎年検討していくということであると理解します。町民の期待に沿うようにぜひ検討をお願いいたします。

国民の祝日に関する法律の中で「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」と、成人の日を定義し、現在は1月の第2月曜と制定されております。私は、成人の日を期して青年を立派な成人として社会に迎える重要性にかんがみ、国民の祝日とした経緯を踏まえ、1月に行うことを強く要望いたします。また、式典の中で成人者が平和宣言を行っております。その始まりは平成7年に戦後50年がたち、終戦記念日の8月15日に平和を考える大切な日であるということで、成人の方が平和宣言を行い、町の平和への思いを新たにするとしております。平和を考えることはもちろん大切なことであり、これは継続していくべきであると考えます。

以上、昨年8月に行われました津幡町成人式のアンケート調査結果について、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 荒井議員の成人式につきましてのご質問にお答えいたします。

津幡町では昭和44年から、帰省のしやすさや当時の社会情勢を考慮いたしまして、旧盆の8月に成人式を開催し、定着しております。昨年も8月15日に町外在住者を含む505人の対象者に対し、368人の出席をいただき、開催をいたしました。成人式に関するアンケートにつきましては、平成25年9月会議におきまして、洲崎議員の一般質問への答弁におきまして「成人式をよりよいものとするため、将来成人式を迎える子どもたちやその家庭および成人式を終えた方に対し、意向調査を実施し、開催時期や式の内容について検討してまいりたい」と回答をし、平成26年2月に平成6年度から平成10年度生まれの成人式対象者2,364人とその保護者の方々を対象に実施いたしました。その集計結果を平成26年9月の議会全員協議会において報告をさせていただきました。

アンケートの集計結果につきましては、荒井議員のご質問にもありますように、回収率35.8パーセント、1月開催希望の回答が成人式対象者で70パーセント、保護者で65パーセントという結果でした。また一方では、昨年の成人式において式典参加者に対して実施したアンケートでは回収率73.1パーセントで、8月開催でよいが44.6パーセント、1月開催希望が50.5パーセントと拮抗した結果となっております。アンケートのまとめでは、夏の成人式開催も45回を数え、また恒久平和について改めて考え、後世に伝える場として、さらに県内唯一の夏の成人式として注目を集めていることから津幡町をアピールし、活性化につなげるため、夏の成人式を継続するという

結論に達しております。なおアンケート結果につきましては、町のホームページで公表し、発表させていただいておりますが、無記名提出であり、アンケート対象者の方々に個別には報告することはできません。今後もアンケート結果を町ホームページに継続して公表してまいります。

また、質問にあります町への要望書の回答欄の「平成27年度から5年間成人式対象者にアンケートを続ける」と発表されているとのことですが、これは平成27年度以降5年間の成人式対象者にアンケートを実施するとの趣旨であり、平成26年2月に実施したアンケートのことでございます。しかしながら、成人式の内容や開催時期につきましては成人式出席者へのアンケートの継続実施や県内他市町の出席率などの調査を行い、さらに広く皆さまからのご意見を伺い、動向、情勢を見きわめながら、さまざまな角度から成人式に関する検討を継続していきたいと考えているところでございます。

成人者が大人になったことを自覚する場として、式典の内容などについて成人者主体の実行委員会を組織し、打ち合わせを行いながら、かつ成人者として町の活性化について考える場として、真に成人者のための成人式を開催していくことが重要であると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○道下政博議長 4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

これはアンケート結果、多くの町民が興味を持っていることであると思います。それからまた、成人式を控えているご家族の方、それから小さいお子さんを持っているご家族の方まで、アンケート、それから夏、冬のそういう成人式のあり方ということは大変興味のあることだと思いますので、それからまた定住促進にもある意味つながることかなと思いますので、これからはまた慎重に検討をしていただければと思います。

次に、2問目の質問をいたします。

2問目は、当町役場前庁舎周辺道路の混雑に対し、交通安全対策の強化をすべきではないかということで質問いたします。

近年、役場庁舎周辺道路は大変混雑が頻繁に見られます。特に朝夕は通勤の車で浅田川尻線のしらとり通り、また朝昼夕通して交通量の多いのは庄南交差点から中条小学校前までのシグナス通りであります。これは定住人口促進や環境整備に伴う人口の増加や企業進出における津幡町の活性化のあらわれであると言えます。また、役場は主に住民と直接向かい合う場所でもあり、住民サービスなど、あらゆる行政業務をこなしているがゆえに来庁者も多く、また北側駐車場に位置する資源リサイクル施設つばたRecoには毎日多くの町民が利用し、車の出入りが絶えません。

そんな中、多くの車が通れば当然交通事故の確率も高くなり、また混雑、渋滞によるマナー違反車などの増加など、住民を巻き込む事故の原因ともなります。特に子ども、高齢者、障害のある方など、いわゆる交通弱者の方々の安全確保を考え、安全、安心に暮らせる歩行環境づくりを目指す取り組みが必要であると考えます。役場庁舎周辺道路に指定区域を制定し、ドライバーに減速を促すことが必要であります。しらとり通り、シグナス通りの交通安全対策をもう一度考え、町庁舎から安全、安心の発信をすべきではないでしょうか。関係機関と対策を十分練り上げ、あんしん歩行エリアや交通安全指定道路などということがあればそういうことも検討し、交通事故のないまちづくりを目指すことが必要かと考えます。

以上、庁舎周辺道路の交通安全対策について、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 庁舎周辺道路の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず荒井議員のご意見のとおり、町庁舎周辺道路は近年の周辺地域宅地化や駅等、公共交通機関へのアクセス道路として自動車交通量が増加しております。交通安全対策といたしまして、荒井議員にご提案いただきましたあんしん歩行エリア、交通安全指定道路につきましては、死傷事故の抑止対策を集中的に実施することを目的に、国家公安委員会と国土交通省が連携し、緊急に歩行者、自転車の安全対策が必要な道路、そして地区を指定し、県公安委員会と道路管理者が面的かつ総合的な事故対策を行うものと聞いております。対策を行う指定条件には、自動車交通量や年間面積当たりの死傷事故件数や面的整備方針など、多くの調査計画が必要であり、かつ死傷事故減少率の目標設定や目標に対する評価も定められており、現時点では死傷事故が多発しているエリアが該当するものと理解をしているところでございます。

町といたしましても庁舎周辺の交通安全対策は必要であると考えており、交通マナーアップモデル路線の制定を検討するとともに、ドライバーへの減速を促す看板の設置や関係機関の協力による巡回、監視など、対策の強化に努めてまいりますので、ご理解をお願いをいたします。

以上です。

○道下政博議長 4番 荒井 克委員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

本当に車が多くて、きのうも私1時間ぐらい前で車の行き来、夕方見てたんですけど、本当に大変車が多くて、いつ事故が起きるかとか心配であります。また、そういう対策をまた考えてほしいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○道下政博議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。通告に従い、私は3項目にわたって質問させていただきます。

最初に、学童保育の補助規定の見直しをということで質問をさせていただきます。

学童保育については、当町では先進的に取り組まれ、その補助体制も他自治体と比べても充実していると思います。しかしながら、学童保育を利用する児童数はここ数年間で飛躍的に伸びており、それに伴う対処すべきさまざまな問題もあると考えられ、質問させていただきます。

学童保育を利用する児童数は10年前323人だったのが、去年は453人、ことし2015年度については548人かそれ以上になるとされ、昨年度に比べて一気に約100人ふえます。クラブ数も3クラブふえて、7つの小学校下で計12クラブになります。学童保育は、この4月から12の放課後児童クラブで行われることとなります。津幡町では、学童保育は公設民営ですので、児童の保護者が各クラブを運営しています。

そこで質問させていただきます。各クラブでは、就学援助を受給する児童に対して保育料の一部減額を行っています。就学援助とは、経済的な理由によって就学困難と認められる児童や生徒

の保護者に対して、町が必要な援助を与えなければならないとされるもので、補助対象品目では学用品費や通学費、通学用品費、それから修学旅行費、学校給食費など、そういったものに補助されるものです。では、就学援助を受けている世帯数はどれくらいかという、昨年2014年度で小中学校合わせて225世帯、全小学生2,350人中8.1パーセントに当たる191人が援助を受けております。また、全中学生1,250人中は9.8パーセントに当たる122人がその対象となっております。約10人弱でしょうか、それに1人ですね、10人弱に1人が就学援助を受けているということになります。就学援助対象児童に対して学童保育料を一部減額するのは当然の配慮であり、的確な判断です。例えばある放課後児童クラブを例にしますと、お菓子代を除く月額保育料、3学年以下は1人目7,800円のところを就学援助を受ける児童に対しては3,300円とし、半額以下に設定されています。この減額分については、学童児童クラブが負担しているということになります。昨今の社会状況を見ますと、今後も就学援助対象児童数は増加することも十分考えられます。そのような家庭については負担軽減措置を継続することが必要ですが、放課後児童クラブの経営状況には厳しいものがあります。保育料の減額分については町行政で負担し、補助すべきと考えますが、いかがですか。また、町が負担した場合、その金額は幾らとなるのか。

次の質問です。これは過去に何度か質問させていただいておりますが、答弁をよろしく願います。町の運営委託料の基準額についてです。これは児童数区分で設定され、それに開設日数、時間などによって加算されて各クラブに委託料が支払われています。児童数区分で見た場合、津幡町の場合は、児童数が20人以上の児童に対して児童が15人ふえるごとに115万円が加算されます。例えば35人いた児童が1名減って34人になった場合、委託料は一気に115万円減額になります。逆に34人が35人になると、115万円が増額されます。ここで問題なのは減額された場合です。委託料115万円の減額は、学童を運営する際に大きな負担となります。個々のクラブが補助金が減ったからといって急に保育料を上げることは困難です。また、いろいろ経費を切り詰めても115万円という差額を埋めるのは大変です。クラブを運営する保護者は児童数の増減に対して毎年大変心配しているのが現状です。2013年の国の基準は、35人から55人までについては10人ごとに区切っています。かつては15人単位の基準であったものを国も細い方向へと見直し始めているのです。津幡町の補助要綱は1998年に策定されたものであり、そろそろ実態に即して問題はないか検証すべきではないかと思います。特に15人ごとに115万円という区分については見直すべきではないか。放課後児童クラブの保護者からは5人ごとに細分化して補助金の設定をしてほしいという要望もあるそうで、これにこたえるべきではないかと考えますが、いかがですか。

次に、学童保育の指導員について質問します。

2015年度、本年からですね、始まる新基準で各クラスに指導員を原則2人以上置くことが義務づけられることになり、1クラスの定員は40人以内が基本となります。また、指導員の資格を新設し、職員2人のうち少なくとも1人に取得を求めており、資格は都道府県の研修を受けた人が得られるというものですが、これは指導員の専門性、重要性を国がようやく認識し始めているとも言えます。学童数が数名減って、補助金が減ったことにより指導員を雇えない。削減しなければならないということになっても、安易に指導員を減らすことには問題があります。町は指導員の役割についてどう認識しているかお伺いします。また、障害児の学童保育は指導員設置加算については、1名から3名につき指導員1人、4名から6名につき指導員2人としておりますが、この根拠は何でしょうか。例えば埼玉県川越市では2名に1人、5名に2人となっています。

町は年に1回、各放課後児童クラブから要望を聞く機会を設けていて、そのことについては大変歓迎すべきことではありますが、その要望について町と協議する場合も必要ではないか。年に1回要望を聞くということに加え、行政と学童保育連絡協議会、保護者とが協議する場合も設けるべきではないでしょうか。そうしなければ、毎年同じような要望が繰り返され、なかなか問題解決には至らないということになってしまいます。

町長に答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の学童保育の補助規定の見直しをとのご質問にお答えをいたします。

まず、就学援助を受けている児童の保育料の減額につきましては、放課後児童クラブが主体的に独自に実施しているものであり、クラブに対し減額分を補助することは現在のところ考えておりません。

次に、国の補助金がクラブの児童数を基準としているのに対し、町の放課後児童クラブへの委託料につきましては、およそ児童15人の保育に対し必要な指導員数を1人としてその指導員設置数を基準としております。これは指導員数を委託料の基準とすることで保育の質を確保するとともに、クラブが指導員を雇用するために必要となる費用を確実に担保するためであり、現時点では国の算定基準より町の算定基準のほうが金額的にも有利となっております。また、障害のある児童に対する指導員数につきましては、障害のある児童2人につき保育士1人としている保育所職員配置基準の特別保育等加配必要数の積算をもとに、放課後児童クラブが保育する児童が就学児童であることを考慮して児童3人につき指導員1人としております。なお、障害児受け入れに対する国の補助基準は、障害児の人数に関係なく定額となっております。町といたしましては、来年度からの子ども・子育て支援新制度において改正が予定されております国の補助金交付要綱を踏まえ、適正なクラブの運営とその安定のため、今後も必要に応じて実施要綱の見直しを検討してまいります。

最後に、町行政と町学童保育連絡協議会および保護者が協議する場合につきましては、これまで同様、連絡協議会の要請に応じて要望の場合、機会を設けたほうがクラブの要望へ柔軟に対応できるのではないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

まず1点は、そうしますと、就学援助の児童に対して各クラブが減額をしているということについては、町長はどのように思われ、適切な対応であると思われるのかどうかというようなことについてが1点。

それから2点目なんですが、これはちょっと例えばの話なんですけど、実際あることなんですけども、ある学童クラブでは年間の予算が約1,000万円なんです。そのうち人件費が約800万円です。おやつ代が約100万円、残りの100万円弱を通信費や光熱費、印刷費や事務用品購入などの事業費に充てています。こんな場合に1人とか2人の児童が減って、委託料が115万円下がった場合を考えていただきたいと思います。児童が1人減ったから指導員を1人減らすというわけにはいかないと思いますし、115万円の差額をどうやってやりくりするのか、保護者の立場になっ

て考えることができないでしょうか。

それと最後ですけども、実際に例えばこれを15人のとかっていう、その児童数区分についてなんですが、15人の場合にした場合、10人の場合にした場合、5人の場合にした場合という試算はされたのでしょうか。もしされているのであれば、どのようにその委託料がですね、上下するのか、変わるのかということが分かっているようであれば答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 中村議員に申し上げます。

1番目の再質問については町長が先ほど述べました。2番目、3番目につきましては通告してありますか。

○5番 中村一子議員 通告というか、現状……、はい、議長。通告というか、そういった事例を掲げて、こういった場合に115万円の減額というのはどう思われますかということなんですが。

○道下政博議長 細かい数字を挙げた質問が多かったですね。それについていきなり答弁せよと言っても難しいのではないのでしょうか。

○5番 中村一子議員 2問目のことに……。

○道下政博議長 なぜ通告していなかったのですか。

○5番 中村一子議員 通告という、これは事例を挙げたわけで、こういうことについてはどう思われるかということをお伺いしたかったんです。それから3番目の質問は、15人体制でやるということであれば、もし5人とか10人の場合、委託料はどうなるのかという試算がされていないのであればされていないという答弁で結構ですし、されているのであれば、どのように上下するのかということを答弁でお答えいただきたいと思います。お願いします。

○道下政博議長 答弁よろしいですか、できますか。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

まず、3つの再質問でございますけど、1番目のことでございますが、それぞれのクラブが独自に実施していることでもございますので、詳細につきましては承知はしていないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、2番目の115万円の件でございますけども、中村議員は減ることばかりを考えておられますけれども、逆のこともあるということでございますし、5人ずつ、例えば5人ずつにした場合には、次から次と減っていつてしまう可能性もある、また逆にふえる可能性もあるんですけれども、そういうことも考えた中での15人適正というふうに考えているところでご理解を賜りたいと思います。

3つ目につきましては、担当の羽塚課長から答弁をさせます。

○道下政博議長 羽塚健康こども課長。

〔羽塚誠一健康こども課長 登壇〕

○羽塚誠一健康こども課長 中村議員の再質問にお答えいたします。

5人単位で115万についてなんですが、特に試算はしておりませんが、児童数を基準にした場合、必要な指導員とその費用は変わらないにもかかわらず、児童数を単位に細分化することで委託料も当然3分割になります。この場合、児童数が少人数で増加したときにですね、指導員1人分の費用に満たない場合も想定されます。このため、町長がお答えしたとおり、指導員の雇用に

必要な費用を確実に確保するため、現在のところ今の方法をとっているものであります。

今後については、改正が予定されております国の補助金交付要綱の内容を精査、確認しまして、町長がお答えしたとおり、必要に応じて実施要綱の見直しを検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

再質問はいたしません。ぜひ現状に即した運営、委託をよろしくをお願いいたします。

次の質問は、過疎化高齢化が進行する地域のビジョンとその支援策はということで質問いたします。

津幡町は広大な森林地帯と自然豊かな中山間地域、水田が広がる農耕地域、そして旧来の住宅密集地や商店街に加え、ベッドタウンとしての新興住宅街が広がっています。これらどこもが津幡の魅力を支える大切な地域です。津幡町内に見られる少子高齢化や人口の増減については地域差が見られます。将来的に高齢化、人口減少が進むと予測される中山間地域の住民からは、将来への不安の声を多く聞きます。保育園や小学校がなくなり、子どもがいなくなり、地域を支える担い手が減少の一途をたどるとき、地域共同体としての運営が成り立たなくなり、いずれ、いや近い将来に地域が寂れ、荒廃していくであろうということは十分に想像されます。

2012年12月末の時点です。人口構成割合については、津幡町全体で65歳以上の高齢者の割合は約20パーセントとなっています。しかし、河合谷地区では65歳以上の人口割合は全体の約65パーセント、笠谷地区では約33パーセント、俱利伽羅地区でも約32パーセントで、人口も減少傾向です。一方、中条、井上地区では約15パーセントで、同じ津幡町でも地域によって高齢化や過疎化が進む地域とそうでない地域の二極化が進むのではないかと懸念されます。町内各地域の10年後、あるいは20年後の人口および人口構成はどのように推移すると推測していますか。また、過疎化高齢化が進む中山間地域や都市ドーナツ化で人口減少が懸念される旧市街地などの10年後、20年後について町はどのようなビジョンを持っているのか聞きます。

また、このような地域においてはさまざまな問題に直面しており、今後一層の地域づくりへの支援、地域活性化への支援が必要です。将来を見据えて町はどう取り組むのか聞きます。

農山村、中山間地域の少子高齢化、過疎化は深刻です。このような地域について最も配慮すべきことは、そこで生活している人々が誇りを持って地域のことを考えられるということ、また住民同士が話し合い、つながり合うことが大切です。地域づくりのスタート地点はここからだと思います。しかし、それでも5年後、10年後、本当に近い将来、もしかしたら集落がなくなるかもしれない、今から手当てをしていかなければ手おくれになるかもしれない、農業などの生産基盤が崩壊する危険性もあるのではないかと、そういったことを考えると、すぐにでも行動を起こすことが求められているのではないかと。行政として何をしたらいいのかしっかり対策を考え、支援することが肝心だと思います。では、どのような支援が必要なのでしょう。その対策、支援について、今求められているのが、人的支援、人材支援ではないかと私は思います。お金や物による支援よりも地域をサポートする人材支援が必要です。もちろんお金や物はあるにこしたことはありませんが、地域づくりの核は人です。その人材支援として、国が特別交付税措置で補助し、制度化しているものに集落支援員制度や地域おこし協力隊の制度があります。これを取り入れてはどうでしょうか。また、このような国の制度のもとに、大分県竹田市のように行政独自に農村回

帰支援事業を行っているところもあります。まずは地域住民の声をしっかり聞くことが重要ですが、それを踏まえた上で必要であれば、こういった制度の利用や支援事業も考えるべきではないかと思います。

集落支援員制度と地域おこし協力隊、この2つの制度は違った側面を持っています。集落支援員は地元の地域の事情に精通している人を想定して構想されたものであり、一方、地域おこし協力隊は都市圏から農山村に移住してもらうというもので、地域おこし協力隊の多くは若者です。集落支援員制度は地域の実情に詳しくて、集落対策に関しての知見を持ち、ノウハウを兼ね備えた人材が地方自治体、例えば津幡町から委嘱を受けて町職員と連携して集落を巡回し、状況を把握するというもので、国から支援員1人当たり年間350万円を上限に特別交付税措置されます。

集落支援員は、住民や町職員と協力して集落の状況を把握、例えば通院、買い物、共同作業や農地の状況、地域資源などについて点検します。また、点検事項について住民同士の話し合いや住民と町職員との話し合いを促して、集落の現状、課題、あるべき姿などを明らかにしていきます。また、外部有識者の参加を求めるなどして行政との話し合いを実施することにより、例えば集落の自主的活動を支援したり、特産品を生かした地域おこしに取り組んだり、高齢者の見守りサービスをしたりと、施策を積極的に実施します。

地域おこし協力隊は、地方自治体から委嘱を受け、3大都市圏を初めとする都市地域から過疎山村地域に移住して、1年以上3年以下にわたり地域協力活動を行います。地域に移住して地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなど、地域おこしの支援や住民の生活支援などを行いながら、その地域への定住を図る取り組みです。隊員1人当たり年間報酬等200万円その他の経費200万円、計400万円を上限として国が財政支援します。

地域おこし協力隊の地域要件を見ると、津幡町の一部は山村振興法、これ法律ですけども、それにおける地域に該当していますし、半島振興法においては津幡町全部が対象地域であるはずですので、町はその要件を満たしていると考えられます。地域おこし協力隊の4割は女性で、20から30代が8割、任期終了後6割がその地域に定住、生活しています。国より先に先駆的な取り組みをしていた鳥取県を現地訪問し、視察した安倍首相は、一昨年度約1,000人いた地域おこし協力隊員を来年度までに3倍の3,000人にふやしたいと発言し、目標としています。支援事業の内容や規模については、草刈りの手伝い、雪かきサポーターのようなものから特産化を成功させて地域が潤うという事例など、自治体によってさまざまです。石川県内では、集落支援員制度を活用している自治体は七尾市で6人、珠洲市で2人、白山市では3人、地域おこし協力隊は七尾市で2人、輪島市で1人です。

町長に答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 過疎化高齢化が進行する地域へのビジョンとその支援策についてのご質問にお答えをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所による将来の津幡町の推計人口は、10年後の2025年には3万7,376人、この内訳は年少人口12.8パーセント、生産年齢人口61.8パーセント、老年人口25.4パーセントとされており、20年後には人口3万6,459人、年少人口11.8パーセント、生産年齢人口58.0パーセント、老年人口30.2パーセントとされております。データによりますと、高齢化の進

展は確実視されており、中山間地におきましてはさらに著しくなることが見込まれます。

過疎化高齢化への対応としては、買い物弱者に対する支援として各地区の拠点をめぐる移動販売を昨年スタートさせました。地域の課題に対しまして、地域住民とともに考え、継続的、包括的に課題解決していく地域の拠点となる地区社会福祉協議会の設立支援にも取り組み始めたところでございます。また、定住人口増の視点から中山間地に特化した施策である農村定住奨励金制度があり、これまでに3件の交付実績がございます。

地域づくりの支援策としてご提案のありました地域おこし協力隊につきましては、先行して実施している自治体によりますと、受け入れる地域住民の理解や合意形成のための調整、また協力隊が地域になかなか溶け込めなかったりと、何かとご苦労が多いと聞いております。そういう苦労はあるものの全国的にも成功事例はふえてきているようで、中には任期満了後もそのまま赴任地に居住し、地域住民となるケースもあるようでございます。地域おこし協力隊や集落支援員の導入につきましては、さきに申し上げましたように、成果も上がっているようであり、検討すべきであるとは考えております。しかしながら、これらはあくまでも裏方であり、地域づくりの主体は言うまでもなく地域の皆さんであります。導入後に裏方がいなくなった後も地域で問題意識を持ち、地域で解決していく、行政依存ではなく、自立して運営していけるような地域づくりに支援策を講じられないか、今後、調査、研究していきたいと思っております。

以上です。

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

再質問はいたしません。ぜひ調査、研究をしていただきたいんですね。というのは、津幡町興津ではですね、カボチャの特産化とか、皆さんご存じのようにヒガンバナを植えてみたり、河合谷では水力発電をしていこうという意向も見られますし、市谷営農組合でドジョウを放流するなど、それこそその地域の住民が主体となって積極的に地域づくりに取り組んでいる、そういった様子が見受けられます。それこそが地域づくりの成功のかぎだと思います。それに加えて、国のこういった制度を活用して、よそ者、つまり外から来た人間から見た、人から見た津幡町の魅力の発掘や、それからですね、若者の目線、そういったものも活用しながらですね、何ていうのかな、持続可能な地域活性化が期待できるのではないかと思います。廃校になりました河合谷小学校、私いつもどうなるのかなって気になってはいるんですけど、こういったものもですね、もしかしたら何かこれを利用して何らかのビジネスも起こせるかもしれません。ぜひこの調査、研究を進めていただきたいと思っています。地域間交流、それから世代間の交流が津幡町の中で行われ、そしてその中心市街地に住んでいる人間が例えば中山間地域のほうへ行って一つのボランティアとして参加して、草刈りを手伝ったり、そういった中での交流からまた新しい津幡町の人間関係が生まれてくるのではないかなとも思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、津幡駅周辺施設の整備について質問いたします。

次の質問は何といいますか、トイレ等のことについてなんですが、新幹線開通、もう間もなくで、開通初日には津幡駅でも商工会や女性会など、地域住民も参加してお祝いイベントが盛大に開かれるということで、さらに今後のにぎわいが期待されているところです。

そこで、津幡駅トイレについて最初に質問いたします。女性トイレの場合ですけども、和式トイレが2つあるのみです。確認はしていませんが、男性トイレも和式のみだと思います。今では

洋式ではないと用を足せられないという方やかむのが苦痛だという高齢者や身体障害者の方もおられます。また、ベビー専用チェアもないので、赤ちゃんや幼児を連れているときは大変不便です。おむつ交換のためのベビーシート也没有ありません。津幡駅は通勤通学、通院、買い物など、多くの住民が利用する場でもあり、また新幹線が開通すれば、鉄道を利用して観光客などが津幡駅を利用することでしょう。ＩＲと協議して洋式トイレ、ベビーチェアの設置など、トイレを整備できないか。整備すべきではないと思いますが、そのような計画はないのでしょうか。

また、町営駐車場の料金については、１日駐車すると1,700円かかります。1,700円は高いのではないか。上限を設ける考えはないか。津幡駅を利用するために、自家用車で出かけ、駅周辺に駐車し、帰りはまた自家用車で自宅に帰るという需要はどのくらいあるのか。今後ふえるのではないか。駐車場等の駅周辺施設は十分か。町が整備する必要があるのではないか。

また、津幡駅の朝夕の通勤通学ラッシュについて全員協議会でも質問が相次いでいましたが、現在のところ問題はないのか。あるとしたら、どのようなことでどう改善していくのか、町長に答弁をお願いします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡駅周辺施設の整備についてのご質問にお答えをいたします。

津幡駅に設置してありますトイレは、現在ＪＲ西日本が管理をしております。３月14日からはＩＲいしかわ鉄道が管理を行うこととなります。トイレ整備につきましては、既存トイレのほかに、現在ＪＲが事業主体のバリアフリー整備事業におきまして、車いすや目の不自由な方、高齢者、小さい子ども連れの方にも使いやすい多機能トイレ内に洋式トイレが整備されております。

次に、駅前駐車場に１日駐車した場合の上限料金を設けてはとのご質問でございますが、１日駐車した場合、無料時間帯である午後11時から午前6時までを除いた料金は、中村議員の言われるとおり、1,700円となります。町といたしましても、近隣市町の駅周辺駐車場料金状況や上限単価を設定する場合に係る既存ソフトの修正内容やそれにかかる費用などを考慮し、ＩＲ利用促進の効果なども視野に駐車場利用にかかる上限単価の設定につきましてすでに検討を始めているところでございます。

次に、駅周辺駐車場の施設が十分かとのご質問でございますが、津幡駅の１日当たりの乗降客は、平成25年度実績では4,700人余りと聞いております。ただその中で、津幡駅を利用目的に駐車する自家用車の数につきましては、駅周辺の駐車場が数多く広範囲に存在し、かつ駐車場の利用が駅利用のみであるか判断しがたく、需要台数は把握しておりません。町での駐車場整備につきましては、駅近隣の民間貸し駐車場の現状を見ますと空きスペースなどもあることから、現時点において町として駅周辺駐車場の整備をする必要性はないと考えております。

朝夕の通勤通学ラッシュ時の混雑解消についてのご質問でございますけれども、昨年８月１日より供用を開始しております駅前広場駐輪場整備工事におきましては町道津幡駅前線の幅員を狭めることなく施工していましたが、現在ＪＲが施工中のバリアフリー工事におきましてはバス専用レーンの一部が工事のために狭くなっております。そのような状況にもかかわらず、指定外の一般車が駅前で駐車し、さらに道路が狭くなり渋滞を招いております。今後の混雑解消につきましては、バリアフリー工事完了後の状況も見ながら、駅利用者への通行区分周知を繰り返し行うとともに、津幡警察署と協議の上、駅前出口信号機の周期変更や人員による30分間無料である駐

車場への誘導なども検討し、混雑の解消に努めたいと考えているところでございます。

以上です。

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

トイレについてなんですけども、ということは駅構内にはあるので外の、外の駅ですね、トイレが、和式のトイレが2つあるというふうに申しましたが、そこについては改築するというか、改修するというような計画もないし、I Rに働きかけをするということもないということなのか、それともそういったことをしていただく余地があるのか答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 以前に、J Rのほうにトイレの改築を要望させていただきました。そのときの回答は「電車にはトイレがしっかりとついておりますよ」という話、それともう一つは「したがって更新はしない」という回答を受けております。町が主体となって整備する必要があるものなのかどうかということは今、中津幡でも今やろうとしてはおるんですけれども、どこまで必要なものなのかがちょっと分からない部分があって、今後、検討課題となるかなというふうに思っております。ただ、これまではJ R、これからは、3月14日以降はI Rに対して要望はしてみたいとは思っております。

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問はいたしません。津幡駅周辺、特にあそこのにぎわいをこれからですね、つくっていくという意味では、ちょっとトイレは寂しいかなという思いがしております。ぜひ、I Rにも働きかけながら、今後、改修に向けて取り組んでいただければなと思っております。

ありがとうございました。

これで、中村一子の一般質問を終わります。

○道下政博議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

任期最後の一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

1番目、ぐるりんこバスの創設についてお尋ねします。

3月14日の新幹線開業で、金沢駅に降りる人は年間100万人とも1,000万人とも考えられます。

今のままでは、津幡町から新幹線を利用して東京に行く人ははかり知れないほどおいでだと思いますが、津幡町を素通りの町にすることなく、あげあげスポット観光地や企業の技を持つ職人さん、特産農産物などを発掘して、政治の光を当て、広く世間に認知させる運動を推進し、行ってみたいと思われる、魅力ある津幡町の創生を行い、それらを巡回観光ができるぐるりんこバスを創設することが重要だと思いますが、取り組む考えがあるのかないのか、町長さんにお尋ねします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員のぐるりんこバスですか、の創設につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、西村議員の言われるそのぐるりんこバスでございますけども、町内の観光地等をめぐる循環バスという認識で答えさせていただきます。現時点では、町単独でそのようなバスを創設し、運行することは、相当の費用もかかることから考えておりません。

まずは町内の観光地等をPRし、多くの方が津幡町に訪れたいと思っていただけるよう、今後とも努力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○道下政博議長 2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 予算がないことは十分今説明を受けて分かりましたので、民間にしてもらうとか、津幡町にこういうマップもございますので、

〔西村 稔議員 津幡の珍スポガイドマップを掲示する。〕

これをただありますありますじゃなくして、こういうルート、こういうルート、こういうルートとすれば1時間コースで東京から来た人がまわれるというような、そういったものも考えてみる必要があるんじゃないかと思います。一遍にできないと思いますんで、少しずつ誘客する努力を行っていただきたいなと。その中にそういう考えを入れてほしいと思うんですが、いかがなもんですか。

これ再質問です。

〔議席から笑い声あり〕

○道下政博議長 再質問をされる場合は、冒頭に再質問をする旨述べてから再質問をするようお願いをいたします。

再質問の答弁できますか。よろしいですか。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 鶏が先か卵が先かではないですけども、まず来てもらうことがまず優先課題であろうというふうに思いますし、もう一つは、新幹線、北陸新幹線の関係で、きょう朝、午前中の河上議員の質問にもお答えしたとおり、河北郡市が一つになっての今事業も展開しようとしているところがございます、その経過も見ながら検討、できれば検討していきたいと思います。

○道下政博議長 2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

防犯カメラの名称変更についてお尋ねします。

本津幡、中津幡、能瀬駅に防犯カメラを設置するということですが、この言葉自体、町民を監視し、威圧する言葉であり、行政そのものがこの発想で行われているような感じを与えております。JR等サービス業では、モニターカメラと表記しております。町民の生活を下から支えるような発想に変えなければならないと思います。その取り組みをどのように行っているのかを含めて、安心カメラ設置に名称を変更していただきたいと思いますが、変更する意思がありますか。あるのかないのかお答え願います。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 防犯カメラの名称を安心カメラに変更すべきとのご質問にお答えいたします。

まず結論から申し上げますと、ありません。防犯カメラの名称は一般的にも認知度が高く、公共施設利用者に安心感を与えるとともに、存在を看板などで明示することにより犯罪を抑止する効果も大いにございます。名称を変更いたしますと、特に犯罪を抑止する効果が薄れることから、名称の変更は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 回答ありがとうございます。

〔議席から笑い声あり〕

そういうことだということで理解しておきます。

3番目の質問に移らせていただきます。

町内区長さんからの要望事項の取り扱いについて質問いたします。

各区長さんから出された要望事項の総数および採択、不採択および次年度採択見込み件数のそれぞれの詳細。採択、不採択等の決定方法および優先順位の決め方。採択することに関して議員在住の区および周辺の区を優先することがあるのかないのか。

〔議席から笑い声あり〕

不採択や次年度以降に持ち越された理由を説明しているのかどうか。費用対効果を理由に不採択とした地区名および件数は何件あるか。

以上、5点に関して分かりやすく回答をお願いします。

○道下政博議長 回答者はどなたにいたしましょう。

○2番 西村 稔議員 町長さんに。総務部長や、ごめん。

〔議席から笑い声あり〕

すみません、総務部長さんお願いします。

○道下政博議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 町内区長からの要望事項の取り扱いについてお答えいたします。

各区からの町への要望事項は、町に対しまして文書や口頭で要望を行うもの、担当の部や課に直接要望を行うものなど、各区それぞれの方法で要望を行っているのが現状でございます。区長さんからまずいろいろな相談があつて、すぐに対応できるものもあれば、文書による要望をお願いすることもありますので、要望全体の件数について把握することは困難でございます。なお、平成26年度に各区から町に対して行われました文書による要望については、現在のところ157件でございます。そのうち、実施するとした件数は73件、実施できないと判断した件数は8件、次年度以降の実施および検討中とした件数は76件であります。

文書での区からの要望につきましては、受付の後、担当課において緊急性や必要性、財政面などを考慮し、検討いたします。その上で文書回答を求められている場合は、要望のあった区へ書面で結果および理由を回答しております。当然、緊急な案件につきましては、現地調査の上、担当課が直接処理しております。

また、実施することに関して、議員在住の区および周辺の区を優先することは全くございません。

さらには費用対効果を考慮することは重要なことではありますけれども、何より緊急性や必要

性を優先すべきであり、費用対効果だけを理由に実施しないということはございません。

以上でございます。

○道下政博議長 2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 今の説明でよく分かりましたけれども、お金がないとできないということは要望があってもできないということなんで、まずお金をちゃんときちんと用意しているような段取り、そしてもう一つは、最後に言いました費用対効果を理由に不採択とされたという回答を受けた区長さんがおいででしたんで、そういうことはないということはないんじゃないかなと思います。ですから、できるだけ不採択のないように、また次年度に持ち越すことのないように、財政の健全化に取り組んでいただきたいということを要望しまして、この件に関しては終わります。

続きまして、温水プールの設置場所についてということで、プロジェクトチームから出されている候補地について、中央公園、運動公園Bの2か所になっておりますが、いずれの場所をとっても私は適地ではないと思いますが、最適地を今後どのようにして決めていくかを質問したかったんですが、河上議員さんが質問したところ、財源がないので、今すぐ場所を決める段階ではないと、こういうお答えがありました。その理由として、建設費が高騰、または東日本大震災復興費、2020年のオリンピック、パラリンピックの財源、ほんで消費税が10パーセントに上がります。こういうことから町長さんの言ったことを理解しますと、プールはできないんじゃないかと、こういうふうに思いました。町長さんの答弁をお聞きしまして、できなくてもプールをつくるんだと、プールはできると町民に希望を与えている答弁であったので、さすが矢田町長だなと思いました。

〔議席から笑い声あり〕

実際には財源はなくて、場所の選定まで行わないというんで、あればしていただけるという町民に希望を持たせるということも大事なことで、まだまだできないと思いますんで、2020年を過ぎてもできないように思います。その間、プールがないと困る人がたくさんおると思いますんで、他市町にある温水プールなどを便利に利用できるよう努力していただきたいなと、こういうふうに思いますんですが、町長さんのお考え方を一つお願いします。

○道下政博議長 西村議員に確認します。

質問趣旨は、当初の通告にある内容でよろしいですか。

○2番 西村 稔議員 そうということなんですけど、すみません。

〔議席から笑い声あり〕

そうということなんですけど、先に場所決めとらんということですから、まず金沢市とかかほく市、内灘にある、そういったプールの施設を便利に利用できるようにしてほしいと、こういうことなんですけど。

○道下政博議長 質問趣旨が変わったということでよろしいですか。

通告にない場合は答弁しない場合もありますが、よろしいでしょうか。

○2番 西村 稔議員 いいですよ、はい。

〔議席から笑い声あり〕

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 いろんなことを言われましたけれども、別にプールをつくらないというつもりは全くございません。一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。都合のいいところだけなんかつままれたような気がするような、そんな質問でもございます。ただ、ほかの市町の件も話がありましたけれども、西村議員に以前の議会で同じような質問があったかと思っておりますので、そのときに答えたとおりでございます。

以上です。

○道下政博議長 2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 どうもありがとうございます。

それで私、最後の質問になりますんで、3つだけ要望を簡単に述べさせていただきたいと思ひます。

○道下政博議長 今までの4点の質問以外の質問ですか。

○2番 西村 稔議員 質問っていうか、成人式を……、

〔「全協で言えばいい」、「だめやわいね」と呼ぶ者あり〕

成人式を1月に戻してほしいということと……。

○道下政博議長 通告外の質問については受け付けませんので、終了してください。

○2番 西村 稔議員 質問じゃないんですけどね、要望。

〔「要望はだめだぞ」、「ここは質問する場だぞ」と呼ぶ者あり〕

要望というか、私の最後の言葉なんで。

○道下政博議長 西村議員にお伝えします。

質問の制限を超えていますので、発言の中止を命じます。

終了してください。

○2番 西村 稔議員 はい、分かりました。

どうもありがとうございました。

○道下政博議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 どうも西村議員の後、何か質問しにくくなりましたね、本当に。そう言わずに質問いたします。

まず1点目、現在行われております町総合体育大会について質問をいたします。

現在、行われている町総合体育大会は、スポーツを通じ体力、健康づくり、そして地域と地域の交流を促進し、大会を通じて、町の一体感や活力を今日まで醸成してきました。当初の町総合体育大会は、多くの競技種目において地域間の競争意識が旺盛であり、総合得点の結果に非常に関心がありました。また、優秀な結果を出した選手を郡体、県体の選手として選抜することも兼ね備えた大会でもあり、選手となった人は、地域にとって大変誇りに思った時代でもありました。現在は町総合体育大会に対する地域住民の関心が低いのか、各地区体協は出場する選手の掌握に苦労しているのが現状です。また、地域の成績結果の上位は常に変動はなく、さらに県体出場選手は各单位協会で選手を選出しています。

時代とともにスポーツを取り巻く環境は変化しています。これからの町総合体育大会はスポーツを通じ、子どもから高齢者まで体力と健康づくりで人々に大きな感動や楽しみをもたらし、人

と人、地域と地域の交流を促進し、町の力となるような行事にしていかなければならないと思います。町の体育協会も町体育協会総合型地域スポーツクラブとして26年度に設立されました。選手の育成強化と競技力の向上は当然であります、一方では子どもから高齢者までが生きがいとなる生涯スポーツの普及を目指すものであります。

現在の町総合体育大会がこのままでよいのかと考えたとき、各地域で盛大に行われている運動会を町としても開催できないものかと思います。玉入れ、綱引きなど、各地域の行われている種目を取り入れ、順位を競い合い、地域住民同士が親睦を深め合うと同時に、健康増進につながるような大会を開催すればどうかと思います。現在の町総合体育大会は長い歴史があり、なくすことには抵抗もあります。各種目を同日開催ではなく、長いスパンで種目ごとに開催し、最終競技が終了したときに表彰するような大会とすればどうかと考えます。

矢田町長の答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 角井議員の町総合体育大会についてのご質問にお答えいたします。

町総合体育大会は昭和35年に第1回大会が開催され、平成26年度には55回を数える歴史ある大会になりました。合併7地区の親睦と融和を図るため、また郡体や県体の上位大会に優勝するための予選会的な役割を果たす大会として、さらに各競技のレベル強化を図るとともに、人材の発掘を目的に各地区体育協会の対抗で盛大に行われ、第1回大会は井上地区が総合優勝を果たしています。町総合体育大会のあり方につきましては、過去にも参加人数を増加させ、町民間の交流を促進するため、開催日程を土日連続開催や週をまたいでの開催、春と秋に分けて開催するなど、対策を講じてきました。しかしながら現在では、各区ごとに掌握できる選手の人数に大きく隔たりが発生し、そのことが順位の固定化につながり、町民の町総合体育大会への関心が低くなり、さらに選手掌握に苦勞する悪循環になっていると思われます。

近年、健康志向の高まりや少子高齢化、生活習慣や価値感の多様化など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、体力の向上や健康づくりによる医療費の削減、地域間、世代間での交流もスポーツ事業の果たす役割の一つとなってきております。こうした中、任意団体でありました町体育協会が平成26年4月に一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブとなり、選手の育成強化や競技力の向上だけでなく、スポーツライフの充実、総合型地域スポーツクラブ事業活動の推進ならびに普及など、生涯スポーツの推進にこれまで以上に取り組むことも求められるようになってまいりました。こうしたことから、子どもから高齢者まで町民すべてが参加でき、体力向上、健康づくりや地域間、世代間交流につながるような事業を実施することも重要であると考えているところでございます。

今後の町総合体育大会のあり方につきましては、競技ごとの大会の開催を含め、子どもからお年寄りまであらゆる世代が気軽に参加でき、スポーツや健康に対する町民の関心を高める町民参加型事業の実現を目指し、町、一般社団法人津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブなど、関係団体が一堂に会する機会を設け、協議、検討を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○道下政博議長 7番 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほどの町長さんの答弁、本当に理解いたしました。ぜひそのような

企画をこれから進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、災害時の要支援者対策につきまして質問をいたします。

災害時に個人の生命、財産にかかわる問題として、平成23年度12月会議に、私は避難行動要支援者に対する個人情報の第三者目的外利用を図れないかとの一般質問を行いました。そのとき町長は「家族、本人の同意を得ていなければ基本的には公表はできないが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、地域防災に必要な情報を提供できるよう、関係部局と協議する」との答弁であったかと思います。その後、平成25年に災害対策基本法が一部改正されており、その一部を申し上げますと、避難行動支援指針で、市町村は災害時にみずから避難することが困難な者に対し、迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿の作成を義務づけています。その際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、名簿作成のために必要な情報を目的外利用することができるとしています。さらに、平時に当たって名簿情報の提供されることに抵抗のある要支援者もいることを踏まえ、本人の同意を原則としていますが、より積極的に避難支援の実効性を実現するため、市町村の条例に特別な定めを置いた場合には、平時でも本人の同意なしに必要な機関に名簿情報を提供することとしています。なお、名簿情報をどこまで提供するかは、地域防災計画に定めなければなりません。

町では災害対策基本法の改正を踏まえ、防災計画を見直し、整備されていると思います。避難要支援者名簿は同意されている方のみ各区長に配付されていると思います。同意されていない方は、災害が発生したとき関係者に提供するというふうになっていると思います。これは災害規模にもよりますが、大きな災害が発生した場合、電話などの通信網が使えず、地域自主防災や民生委員など、日ごろ地域に密着されている関係者には提供できない場合が想定されます。防災無線での連絡は可能と考えますが、いざ災害となれば、予想のつかない状況が発生します。町の条例に特別の定めを制定し、人命を最優先に迅速な避難の確保が行えるよう、平時から本人、家族の同意に関係なく、避難要支援者名簿を関係者に目的外利用を行い、適切な情報管理を図れないか質問をいたします。

答弁は、長総務部長にお願いいたします。

○道下政博議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 災害時の要支援者対策を問うとのご質問にお答えいたします。

平成25年の災害対策基本法の一部改正を踏まえまして、町でも津幡町地域防災計画の見直しを行い、避難行動要支援者名簿の作成や活用について定めております。名簿は法律に定められた要件をもとに対象者名簿を作成し、この中から本人の同意を得た方の名簿を関係機関に配付しております。配付先は区長、民生・児童委員、自主防災クラブ長、消防本部、警察署、社会福祉協議会であります。配付先には個人情報保護法および津幡町個人情報保護条例を遵守いただき、個人情報の保護を図るとともに、災害時の避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援や安否確認体制の整備と日ごろの見守り活動をお願いしております。災害時もしくは発生するおそれがあるときは、地域において築かれる避難支援等の体制整備により避難行動要支援者の支援に大きな役割を果たすものと考えております。

個人情報の保護に関する法律第1条に「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」が目的として掲げられており、個人情報を取り扱う際には個人の権利利益を

保護することが必要でございます。しかしながら、災害対策基本法の趣旨を踏まえれば、本人の同意がない場合でも災害時要支援者名簿情報を提供すべきであるというご意見もあると思います。こうした相反する要請に対応するには、内閣府の指針に基づいて、津幡町個人情報保護条例の目的外利用の例外規定が適用できると考えております。災害対策基本法第49条の11第2項にある「ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合」の規定は、個人情報保護と災害対策双方の趣旨を踏まえ、両法律の規定を熟知し、細心の注意と配慮がされた場合に利用できるということとあります。これは個人情報保護条例の規定を根拠に、未同意者の名簿についてその利用に十分配慮がなされ、使用方法、情報の管理方法、情報の提供範囲、目的などを考慮した上で個人情報保護審査会の審議を経て、公益上の必要があると判断されれば、名簿が提供できることとなるものでございます。名簿の提供ができると判断された場合には、同意していない旨をお知らせした上で提供したいと思います。なお、名簿利用者の個人情報保護制度の理解を深め、適正な名簿使用に関する研修なども進めるとともに、避難行動要支援者名簿作成のメリット等を説明することにより、未同意者を減らしていきたいとも考えております。

避難行動要支援者名簿の制度は、名簿受領者と名簿登載者との信頼関係が築かれなければなりません。地域における防災や見守りの担い手となる方々に防災と個人情報に関する理解が得られている必要があります。名簿を提供しても個人情報保護等で名簿登載者とトラブルが起これば、避難行動要支援者の支援に支障を来すことになるからでございます。避難行動要支援者の支援については、地域住民、ボランティアなどの支援が不可欠となります。地域の特性や実情を踏まえつつ、関係機関と協力し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとして対策を行っていききたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○道下政博議長 7番 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 長部長、本当にご丁寧な答弁ありがとうございました。十分理解をいたしました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○道下政博議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたしまして、午後3時05分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時43分

〔再開〕 午後3時05分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

○11番 向 正則議員 11番、向です。

久しぶりに議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして本日、3点について質問したいと思います。

まず初めに、上下水道事業の包括的な民間委託の進捗状況、今後の取り組みを問うということで質問いたします。

平成23年度決算審査特別委員会の審査において、包括的な民間委託を検討したらどうかという意見が出され、決算認定に当たって調査、研究を必要とする附帯意見がなされ、その後、担当部

局において調査、研究がなされ、課題も見えたと思います。今まで聞いたところによると、施設等の修繕、更新に課題があり、先に取り組んでいる隣のかほく市も委託期間が短期間であることから、平成25年度は明確な対策、解決方法が確認できないとされております。国、国交省においてはPFI法の改正により、民間との連携がより広範囲での委託が可能な方向に動きつつあり、さらに26年度には、経営権の移譲を認める方式を打ち出しております。平成24年度から数々の調査、研究、先進地事例などを研究してきたと思いますが、今までの調査、研究でどのようなメリット、デメリットが想定されるのでしょうか。

先月、2月の予算内示会で平成25年度決算審査特別委員会の報告事項において、包括的な民間委託は全国的にも積極的に議論、検討されており、民間企業の収益増加に働く要素であるとともに、事業運営者である津幡町にとっても経費節減、収益増加につながることを期待されるとしており、平成26年度は国交省と維持管理、定期的な管理発注業務、改築工事等を含めた採算性について検討中であるとの報告がありました。また、平成27年度から農業集落排水事業を含め、下水道事業として公営企業法を適用し、企業会計とするとのことであり、下水道事業の現状がより明確になると思われます。

今日においては、下水道施設も重要なインフラであり、公共下水道整備も90パーセントを超え、農業集落排水事業もすでにそのメインの整備を完了しています。今後は安定した継続的な事業運営が必要であり、維持管理等も少しでも削減するためにも、包括的な民間委託も重要な手法の一つと考えるが、今までの取り組みと今後の見通しについてお答えを求めます。

それから、すみません、宮川環境水道部長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 向議員の上下水道事業の包括的な民間委託についてのご質問にお答えいたします。

上下水道事業経営を取り巻く環境は、人口減少社会や節水意識の向上による使用水量の減少により使用料金収入が減少する一方、これまで建設した膨大な資産の老朽化による改築や東日本大震災を教訓とする耐震化の機運の急速な高まりにより、多額の改築更新費用が必要になるなど、一層厳しくなることが予想され、これまで以上に徹底した運営が求められる状況にあります。そのような状況の中、住民に密着したインフラとして適切かつ持続的運営が求められる上下水道事業にとって、向議員のご質問にある包括的民間委託は健全な経営を目指すための有効な手段の一つであると考えております。特にここ数年、国内においても包括的民間委託等について積極的に議論され、検討がなされ、委託範囲の拡大化、委託年度の長期化の方向にあり、民間の持っているノウハウをより活用できるPFI事業による官民連携まで拡大されつつあります。そのことは事業の効率化につながるため、行政としてもさらなる経費削減、収益増加ならびに公益サービスの質の向上が期待できます。

さて、包括的民間委託に係る関係法令や先進事例の調査、研究で見えてきた課題は、包括的民間委託等を行うに当たり、事前に施設等の健全度、維持管理の方針、施設等の改築計画、収入見通しなどを明確にした中で委託することが重要であるということです。それを受けて、今年度は特に下水道事業について国土交通省と協力し、包括的民間委託等を含めた官民連携を見ながら、限られた人、物、お金の観点から、今後の新規の建設だけでなく、改築も含めた需要予測を行っ

ているところであります。また、上水道事業においても施設等の健全度や改築計画、耐震対策および収入見通しを把握することは下水道と同様に重要なことであり、平成27年度当初予算に耐震診断、将来の水需要、経営状況を予測するアセットマネジメント委託費を計上させていただいております。

今後の取り組みとしては、それらの調査、研究結果を踏まえて、健全経営実現のための勉強会を随時開催し、将来に向けて上下水道事業を適正に運営するための課題を抽出し、包括的民間委託を含めて、上下水道事業を一体とする本町にとって適する制度が構築できるできるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○道下政博議長 11番 向 正則議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございました。

ちょっと再質問をよろしく願いいたします。

先ほど、隣のかほく市のお話をちょっとしましたが、かほく市、国交省の先導的官民連携事業という事業で調査委託費の助成を受けております。26年度、1,040万の交付予定という、ちょっと国交省のホームページ見てたら出てたもんですから、ことしは3月3日から始まってるそうなので、津幡町はそのあたりはどういうふうに考えておいでるのかなということをちょっと質問いたします。

○道下政博議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 今ほどのかほく市の官民連携、先導的な事業につきましては、平成26年度の第2次募集で多分採択された案件かなというふうに思います。うちの町も第1次募集に応募したんですけれども、より具体的に包括的連携、民間委託を初め、いろんな方法を探っていきたいということで応募したんですけれども、残念ながら26年度については採択がされませんでした。ただそうした中で、国土交通省の下水道事業化において、特に中小の事業体について調査、研究が必要ということで、少し支援をいただいております。27年度についてもそういう支援のもとに、より深く具体的に調査、研究をしていきたいというふうに思っております。

ただ、今の当該事業につきましては、27年度、今のところ応募する予定はございません。事業化のほうのものをベースにしながら、うちの課題等をしっかり抽出しながら、これからの先の取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○道下政博議長 11番 向 正則議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございました。

町民の方が本当にあー安くなったなと思えるような大胆な改革をよろしく願いしたいと思えます。

では、2点目に入ります。

I Rいしかわ鉄道開業後の津幡駅、倶利伽羅駅の利活用、利用促進策を問うということで質問いたします。

I Rいしかわ鉄道の開業は、もう目前でございます。J RからI Rにかわるということで、今後は地元密着の鉄道として、地元住民に愛される、親しまれる鉄道を目指していると聞いております。倶利伽羅地区振興会では、3月14日9時から倶利伽羅駅での開業イベントを実施いたしま

す。津幡駅でも12時30分から行う予定となっております。皆さんご参加のほどよろしくお願いたします。詳しいイベント内容は昨日、町長が詳しくお話されましたので、省略させていただきます。

本題に戻ります。

開業前から厳しい経営が懸念されており、ＪＲ運賃からの値上げが避けられない状況で、今後は利用客の減少等も考えられます。利用客の減少を食いとめ、また増すためには、地元の方々が利用することはもちろんですが、ＩＲの出資者である津幡町がＩＲと協力し、津幡駅、倶利伽羅駅等の利活用や利用促進に努めることが必要と考えます。

そこで、私として次のことを提案したいと思います。倶利伽羅峠の戦いで有名な倶利伽羅古戦場や倶利伽羅不動尊の最寄りの駅である倶利伽羅駅舎の空きスペースを利用した歴史、観光資料館、じゃなくて室ですね、の設置、駅近くの赤れんがづくりの建造物の整備、この空きスペースの件につきましては24年3月会議で質問しておりますが、よろしくお願いたします。また、利用客確保のため、倶利伽羅駅に向かって右側の空きスペースを駐車場として整備していただけないかということです。

もう1点は、ＩＲとの共同による鉄道イベントの開催、以上のことの実現に向けて、町として積極的に取り組むべきと考えます。

太田産業建設部長に答弁を求めます。

○道下政博議長 太田産業建設部長。

〔太田和夫産業建設部長 登壇〕

○太田和夫産業建設部長 ＩＲいしかわ鉄道開業後の津幡駅、倶利伽羅駅の利活用、利用促進策についてのご質問にお答えいたします。

本町でのＩＲいしかわ鉄道の利活用促進策につきましては、平成26年6月会議で八十嶋議員のご質問にお答えしたとおり、町内の商工会など、各種団体が県と町の協調補助事業である並行在来線地域活動サポートモデル事業を活用し、地域を挙げてＩＲいしかわ鉄道の利用促進を進めているところであり、こうした取り組みを町内各駅で展開していくことが重要であると考えております。

最初に、倶利伽羅駅舎空きスペースの活用についてですが、すでに倶利伽羅地区振興会などから源平合戦のジオラマなど、倶利伽羅の歴史を紹介する展示コーナーなどを設置すればどうかのご意見も伺っております。また、赤れんがづくりの建造物整備については、鉄道の下をくぐる歩道が赤れんがづくりでできており、歴史を感じることができる建造物であります。どちらのご意見も駅周辺の貴重な鉄道遺産として、旧北陸線のトンネル跡地や倶利伽羅峠とともに、新たな歴史探訪コースの一つとして活用できないか、地元の皆さんや観光ボランティアガイドの皆さんと一緒に検討したいと考えております。

次に、倶利伽羅駅東側の土地を駐車場にとのご質問につきましては、駅舎西側の既存駐車場が満車になり、周辺に路上駐車が出るような状態はないと聞いており、早急な駐車場整備については今のところ考えておりません。東側の土地についてはＩＲ管理地であり、今後、駅利用者や観光客の増加が見込まれる場合、駐車場として利用が可能かＩＲと協議したいと考えております。

津幡駅や倶利伽羅駅での鉄道イベントについては、鉄道に興味がある方を主に、参加者目線でも楽しめるようなイベントを提案できればと考えております。また、駅を起点としたウオ

ーキングイベントや観光イベントなども含め、ＩＲの利用促進に向けた新しい取り組みも考えていきたいと思います。ご意見いただいた取り組みは、藤崎石川県企画振興部長も発言しているように、ＪＲの駅からＩＲの駅になることを契機に、地域の有志らで設立する地元連絡組織を立ち上げ、情報交換や連絡調整を行い、町およびＩＲいしかわ鉄道も連携、協力し、にぎわいの創出を図っていくことが不可欠であると考えております。

今後も皆さんに自分たちの鉄道である、マイレール意識を持ち続けていただけるよう、町といったしましても各種事業を活用しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上で、答弁を終わります。

○道下政博議長 11番 向 正則議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

先ほど太田部長も触れられましたが、倶利伽羅トンネル、それから九折トンネル、赤れんがの構築物、多分推測するに、明治31年ですか、北陸本線が開業した時点につくられたものだと思います。倶利伽羅トンネルは今8号線の道路が走っておりますが、九折トンネルはまだ現存しております。中には入れないんですけど、ちょっと整備すればウオーキングのコースとかそういうものに使えるんじゃないかなと思っております。また、倶利伽羅駅構内には旧のホームも残っておりますので、また倶利伽羅駅のほうへおいでたら、またよろしく見学していただければなと思っております。

次の質問にまいります。

鳥獣被害防止対策について質問いたします。

農水省は平成25年度、野生鳥獣による被害金額を199億円と発表いたしました。また、国の統計によりますと、平成16年から毎年200億円規模の被害が続いております。生息域の拡大や狩猟者減少、高齢化、耕作放棄地の増加などが要因と指摘されております。農水省は市町村の被害防止計画に基づく取り組みを総合的に支援するとし、平成27年度予算案で鳥獣被害防止総合対策交付金95億円を計上しました。ハード対策として被害防止施設経費の補助、それからソフト対策としては鳥獣被害対策実施隊の設置による地域ぐるみの活動の支援などがあります。町の取り組みをお尋ねいたします。

また、町の当初予算で計上されました電気さく購入補助金についてですが、内示会で少し説明があったと思いますが、もっと詳しく説明をお願いいたします。

それからもう1点、狩猟免許取得についてもお伺いいたします。

県内でも狩猟免許取得に補助金を出す自治体があると聞いております。当町の取り組みはいかなもののでしょうか。

榊田農林振興課長に答弁を求めます。

○道下政博議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 鳥獣被害防止対策を問うとのご質問にお答えいたします。

初めに、国は平成27年度予算で鳥獣被害防止総合対策交付金として95億円を計上されておりますが、当町としての取り組みはとのことについてお答えいたします。

鳥獣被害防止対策については、河北郡市1市2町で構成する河北郡市有害鳥獣対策協議会を平

成21年5月に設立し、広域的取り組みとして実施しております。本町では、イノシシの捕獲については現在188頭を捕獲しており、平成26年度水稻被害は石川県農業共済の調べで350万円にも上っております。この被害を防止するため、平成27年度の予算要望に係る津幡町分としては、水稻被害報告のあった42集落分の電気さく購入に係る費用として、延長にして8万5,400メートル分、1,255万円、またイノシシおり20基分、200万円の要望をしております。

次に、実施隊の活動状況はとのご質問にお答えいたします。

実施隊は平成24年9月に設置され、平成26年度の実施隊員は24名の登録となっております。主な活動はクマ対策であり、クマの捕獲やクマおりの設置、見回りなどを実施しております。また、緊急時における現地調査や緩衝帯の整備も行っております。

次に、電気さく購入補助金25万円ですが、現在、国の交付対象とならない農地、畑地ですが、被害防止対策として新たに計上した予算であり、中山間地域の畑作物などを有害鳥獣の被害から守ることを目的として実施するものです。平成27年度当初予算案に25万円計上させていただきましたが、当初予算を超える要望があった場合は補正予算にて対応させていただきたいと考えております。

最後に、狩猟免許取得の補助金についてですが、新たに猟銃免許を取得するには8万5,000円、わな免許を取得するには1万5,000円が必要となっております。今後、狩猟免許取得の補助につきましては、近隣の市町の動向を考慮しながら十分検討した上で対応していきたいと思っております。

今後も石川県猟友会河北支部と協議しながら、有害鳥獣対策に努め、町民の安全、安心を最優先に鳥獣被害防止対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○道下政博議長 11番 向 正則議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

最後に、イノシシの繁殖力に負けないよう、町独自の施策で農作物を守っていただきたいと思いますと思っております。

最後になりましたが、本年度で退職なされる皆さん、本当に長い間お疲れさまでございました。これからも健康に留意され、町、地域の発展に今までの経験を生かし、ご活躍なされることを期待しております。本当に長い間、ご苦労さまでございました。

これにて私の一般質問を終わります。

○道下政博議長 以上で11番 向 正則議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

質問について、前回はトップ発言でありましたが、今回は大トリの発言と、非常になかなか経験のできない順番であります。朝から長時間にわたり少しお疲れのところだと思いますけども、もうしばらくの間、ご静聴のほど、よろしくお願いをいたします。

私からは2点、3項について質問をいたします。

1番目に、緑が丘交差点の違反車両の取り締まりについてであります。

一昨年6月10日にグランドオープンをいたしましたミニボートピア津幡も当初の予想をはるかに上回る大盛況であり、施行者であるみどり市より環境整備基金として売り上げの1パーセント

が納付されまして、昨年、26年度は定住促進支援制度に1,000万円、小学生国内派遣交流事業に200万円を充当し、いずれも今後の津幡町に大いに貢献が期待できる事業に充てられました。今後も実りのある環境整備協力費として町民が納得のいく事業を選定していただき、大きく貢献ができる事業を期待をしております。このミニボートピア津幡に関しては、長期間にわたり町が二分するほどの激論も交わされました。教育、治安、町のイメージ、交通、町の財源など、いろいろな反対意見も飛び交いましたが、オープン以来、警察や国土交通省、施設管理社の協力により、以前と変わらない町が存在し、周辺の環境も以前にも増して整備されているようにも伺えます。

しかし、施設から少し離れた緑が丘交差点の交通のマナーが非常に悪いのが目を引きます。交差点内のUターン、赤信号で侵入してのUターン、夜は無灯火によるUターンなど、危険きまわりの違反車両があります。実際に先月の2月20日、午後2時半から3時30分の1時間、交差点わきの広場に車を乗り入れて調査をして見たところ、結果は舟橋方面から来た車が交差点内でUターンをする行為が1時間の間に軽四車が6台、普通車が2台の8台が、そういうUターン行為をしました。また、森林公園へ左折してUターン車が9台、想像以上の交差点内のUターンには非常に驚きました。この森林公園のUターンも緑が丘が青で本線が赤信号にもかかわらず、森林公園のほうへ信号無視してですね、一度左折してから、そしてちょうど緑が丘交差点が青のときにすぐざっと出て右折すると、そういう非常に危険な状態の車も見受けられました。

そういうことで町長にお伺いをいたしますけれども、こうした違反車が非常に多いため、関係機関と協議して交差点内の違反行為を一掃する処置を事故が起きる前に、一刻も早く実施するように働きかけていただきたいと思いますけれども、今の見解をお尋ねいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の津幡北バイパス緑が丘交差点についてのご質問にお答えいたします。

津幡北バイパス緑が丘交差点内でのUターンは可能であります、本線上は速度が出ており、交通量も多く、禁止となっております。しかし、交差点内での信号無視によるUターンなども見受けられ、津幡警察署ではパトカーによる街頭監視も実施しているところでございます。また、森山議員ご指摘のように、金沢方面から倶利伽羅方面へ向けて進行する車両が緑が丘交差点でUターンをし、交通事故になりそうな場面を見たという話も聞いております。町では交通事故を未然に防ぐ対策といたしまして、関係機関との協議の中で、対向車と衝突する危険性が大きく減少する方策の一つといたしまして、津幡北バイパス緑が丘交差点に右折青矢印信号の設置に向け、津幡警察署と詳細に詰めております。そしてこのほど、設置に向けた要望書を提出したところでございます。

また今後も、パトカーでの街頭監視など、現場周辺の交通安全対策の強化について、津幡警察署を初め、関係機関へより一層の協力をお願いするものであり、議員各位におかれましては、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○道下政博議長 6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございました。

緑の矢印設置ということでもありますけれども、特に高齢者の方の運転でUターンとかということで、非常に反射能力の少ないような、少ないっておかしいですけど、高齢者がやっておりますので、特に早急の措置をしていただきたいと思います。

次に2点目で、津波防災マップを作成についてでありますけども、昨年8月に国土交通省などの検討会において、日本海で今後予想される大地震の規模や津波高に関する推計データが公表されました。内容は、マグニチュード6.8から7.9の活断層型の地震を想定したことによる、日本海側の都道府県、地域の想定津波高を公表したものであります。海岸線では、北海道せたな町で23.4メートル、次に青森県深浦町で17.4メートル、次いで石川県珠洲市で15.8メートルであることから、それを推測すると、内灘、金沢港沖にも約10メートル級が押し寄せてくると推測をされます。当町には河北潟が間近にあり、その延長線には河北潟放水路が海に直結をしております。津波が沖から一気に放水路に流れ込んだ場合、想像もつかない水量が河北潟に流れ込み、瞬く間に津幡バイパスの西部地域は甚大な被害は逃れないと想定されます。当町では、例えば津波高が5メートル、10メートルが押し寄せてきたときの地域までの到達時間や被害状況のシミュレーションなどにより、町民に危機管理を認識させる必要があると思いますけども、今後、津波防災マップの作成をするのか、総務課長に、河上総務課長にお伺いをいたします。

関連でもう1点。

この2月24日の新聞紙上で「北陸新幹線開業で2倍景気で駅前沸く、空前の増車ラッシュ、新幹線開業で最も活況を呈したのがレンタカー業界である」と記載をされておりました。金沢駅で下車した新幹線利用者は、おのおのが各地へ車で移動するとなれば当然、多くの他県者の運転する車が町内の道路網を利用することになります。特に河北潟周辺に沿って走る河北潟周辺広域道路は、他県者にとっては津波による危険度を知る余地もありません。当町では、平成24年3月議会で酒井議員の一般質問で海拔表示を町内に設置するよう求め、その後、町内の公共施設に海拔表示が設置されております。隣の内灘町内では、ご存じの方もおられると思いますけども、車の運転中、至るところに電柱を利用して海拔表示の看板が設置が見受けられます。看板には「この地盤は海拔何m内灘町」となっております。走って目に入ると、何となく安心して運転ができます。当町においても、みずから暮らす地域の海拔も知り、他県からの運転者にもいざというときに災害時の基準になり、これはおもてなしとしても十分に役に立つと思います。

そういうことで、幹線道路わきに海拔表示の設置をぜひ関係機関と協議をしていただき、努力をしていただくよう、あわせて河上総務課長にご見解を求めます。

○道下政博議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 津波防災マップを作成せよとのご質問にお答えいたします。

津波による浸水想定につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年3月に県が公表した想定では、内灘町の海岸付近で最大3.8メートルの津波がシミュレーションされております。その津波浸水想定区域図によると、津幡町では東部承水路の堤防がないとした場合、その付近の農地が最大で50センチメートルまで浸水するという想定となっております。しかしながら、東部承水路の堤防がある本町では、浸水の想定はほとんどされておられません。また、その後の昨年9月に国土交通省が発表した日本海における大規模地震に関する調査検討会の報告においても、石川県内の海岸線沿いの自治体における最大津波高は、県の想定とは大きな差異が見られません。内灘町の海岸付近で最大3.4メートル、金沢市の海岸付近で最大3.1メートルの津波想定となっており、現時点では津波防災マップの作成の必要性は低いと考えております。しかし、県では平成28年、来年でございますけども、地域防災計画（津波対策編）を見直すことになっております。

それで、必要に応じ津波ハザードマップも見直すとしております。本町ではその結果を踏まえ、住宅地などにまで浸水が想定される場合には、避難計画を含め津波防災マップの作成を考えたいと思っておりますので、お願いをいたします。

次に、幹線道路わきに海拔表示を設置せよとのご質問でございますが、現在、災害に備える社会の啓発や子どもたちの防災教育のため、本町の公共施設とご理解をいただいた民間施設合わせて43か所に海拔表示をその施設の玄関前に設置しております。津波防災マップのご質問にお答えしたとおり、本町では津波による浸水は東部承水路付近の農地のみとなっているため、住居などが津波で被災する可能性は低いと考えております。したがって、先ほど申し上げました県の津波ハザードマップが見直された時点で、必要に応じ、必要があれば、海拔表示を行いたいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いをいたします。

以上でございます。

○道下政博議長 6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 ちょっと再質問でございますけども、まず、内灘などに3.1とか3.4メートルの津波が来ると。これは一応、国土交通省の話とかなり違うような数字でございますけども、この状態だったら町にはそんなに被害はないだろうということでありまして、それでは、例えば何メートル来たら、そんなん言ったらおかしいかもしれんけど、何メートルぐらい来たらそのマップをつくる予定でございますか。それをお聞き願います。

○道下政博議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 先ほど申し上げましたけど、何メートル来たらということでございますけども、県とか国はデータに基づいて、研究所が研究した上でマグニチュード7、8が起こったときに、津波がこれぐらい来ると、何メートルまで来るという想定で計算をしております。その計算では、県のほうの計算では最大3.8メートル、先ほど、それから昨年9月に発表した国土交通省の発表では、内灘町では3.4メートル、若干低くなっております。それらに基づいて、県のほうが津波防災マップを作成しております。うちのほうは、河北潟東部承水路の付近あたりで若干の浸水があるというシミュレーションをしております。今私どもが考えているのは、来年また地域防災計画、県は見直しすると言っております。その中で、津波ハザードマップの中で津幡町がもう少し河北潟からまた、いわゆる川尻、中条あたりの宅地近くまでの色が塗られたとなれば、直ちに海拔表示等も行いたいということで、ご理解をお願いします。何メートルということは申し上げられませんので、よろしくお願いいたします。

○道下政博議長 6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 よく分かりました。ありがとうございます。あとまた変化があれば、そのようにまた対策のほど、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○道下政博議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○道下政博議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時53分

平成27年 3 月13日（金）

○出席議員（18名）

議 長	道 下 政 博	副議長	多 賀 吉 一
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	11 番	向 正 則
13 番	南 田 孝 是	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	小 倉 一 郎	長寿介護課長	寺 本 紀 子
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	宮 川 真 一	上下水道課長	八 田 信 二
生活環境課長	伊 藤 和 人	会 計 管 理 者	岡 本 昌 広
会 計 課 長	橋 屋 俊 一	監査委員事務局長	田 縁 義 信
消 防 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	竹 本 信 幸	教育総務課長	石 庫 要
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第3号）

平成27年3月13日（金）午後1時30分開議

日程第1 議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算から

議案第42号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更についてまで
請願第2号～請願第4号

陳情第1号

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見
書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○道下政博議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○道下政博議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○道下政博議長 日程第 1 議案第 2 号から議案第42号まで、請願第 2 号から請願第 4 号までおよび陳情第 1 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○道下政博議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第 2 号 平成27年度津幡町一般会計予算

第 1 表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費から

第 6 項 監査委員費まで

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第13款 予備費 第 1 項 予備費

第 2 表 債務負担行為

第 3 表 地方債

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、
議案第10号 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、
以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第14号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第5項 統計調査費

第9款 消防費 第1項 消防費

第12款 公債費 第1項 公債費

第2表 繰越明許費

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第21号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第22号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第25号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて、

議案第26号 津幡町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、

議案第27号 津幡町教育長の勤務時間等に関する条例について、

議案第28号 津幡町行政手続条例の一部を改正する条例について、

議案第29号 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
について、

以上、2件の条例の制定および3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一
致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書、

請願第3号 「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」
の採択を求める請願書、

請願第4号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書、

以上、3件の請願については、いずれも全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであ
ります。

終わります。

○道下政博議長 角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費から
第3項 災害救助費まで

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から
第6項 保健体育費まで

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第3号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第4号 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、

議案第5号 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第6号 平成27年度津幡町介護保険特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第11号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費
第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から
第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第15号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第16号 平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第23号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第32号 津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、

議案第33号 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第34号 津幡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について、

議案第35号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、

議案第36号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について、

議案第37号 津幡町特定教育・保育施設の保育料に関する条例について、

議案第38号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第39号 津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について、

以上、4件の条例の制定および5件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第42号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○道下政博議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費

第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで

第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費
------------	-----------------

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第7号 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、

議案第8号 平成27年度津幡町バス事業特別会計予算、

以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 平成27年度津幡町水道事業会計予算、

議案第13号 平成27年度津幡町下水道事業会計予算、

以上、2件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費
	第2項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第18号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、

議案第19号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第20号 平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）、

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第24号 平成26年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第40号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第41号 津幡町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例について、

以上、1 件の条例の制定および 1 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○道下政博議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○道下政博議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○道下政博議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9 番 塩谷道子議員。

〔9 番 塩谷道子議員 登壇〕

○9 番 塩谷道子議員 9 番、日本共産党の塩谷道子です。

議案第 2 号 平成27年度津幡町一般会計予算、議案第25号、第26号、第27号、議案第30号には反対討論を、請願第 2 号、第 3 号、第 4 号には賛成討論をします。

初めに、議案第 2 号 津幡町一般会計予算について、反対の意見を述べます。

予算には放課後学童クラブの増設等もあり、私たちの暮らしを支えるものもたくさんありますが、認めがたい予算も盛り込まれています。次の 3 点により反対いたします。

1 点目は、2 款 1 項14目自衛官募集事務費です。

昨年 7 月に安倍政権が多くの国民の反対を押し切って憲法 9 条の解釈変更を閣議決定したことにより、自衛隊の役割が大きく変わろうとしています。詳しくは請願第 3 号についての賛成意見で述べますが、自衛官募集に関するもので、自衛隊の若者が海外の戦場にまで送られる危険性があることを黙って見過ごすことはできません。

2 点目は、2 款 3 項 1 目コンビニの交付事務費です。

安倍政権はマイナンバー制度を2015年10月から本格実施しようとしています。津幡町でもマイナンバー制度システムを構築するものです。一人一人の社会保障の利用状況と保険料、税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整えます。将来的には貯蓄に関する情報もこの制度に一元化すると説明されています。内閣府の 2 月公表の世論調査では、国民が不安を抱いていることが示されています。プライバシー侵害のおそれ32.6パーセント、個人情報不正利用被害の心配32.3パーセント、国による監視のおそれ18.2パーセントと、いずれも特に不安がないの11.5パーセントを上回っています。これまでは年金、医療、介護、雇用の情報、納税、給与の情報はそれぞれ制度ごとに管理されていますが、マイナンバー制度になるとこれらが一つに結ばれ、大量の個人情報の塊となります。マイナンバーが流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に引き出される危険性が増します。政府は正確な所得把握による社会保障や税の公平化と言いますが、憲法が保

障する自由申告権の否定となります。また、真に手を差し伸べるべきものに対する積極的な支援に活用するとしていますが、生活保護受給者等を機械的に選別し、監視することにもなりかねません。すでに社会保障番号を導入しているアメリカでは、個人情報の大量流出、不正使用が大問題となっています。イギリスでは、導入後に国民世論の高まりで廃止されています。政府に個人情報が一括して握られることや個人情報の流出のおそれがあるということは、行政事務の効率化、利便性を強調したとしても、より大きな危険性を持っているので認めるわけにはいきません。

3点目は、8款2項3目町道能瀬線道路改良事業費です。

どの道路工事を進めるかは緊急性にもよるとの行政の説明でしたが、町道菩提寺1号線改良工事こそ暮らしに密着するものです。介護の車が集落にまで入ってこれるようにしてほしいという切なる願いをお聞きしております。道路完成時に、この道路を利用する方が少なくなっているのではないかと懸念しています。町道菩提寺1号線の必要度に比べると、町道能瀬線の緊急度、必要度はずっと低く、必要な工事とは思えませんので反対します。

次に、議案第25号、第26号、第27号について反対の意見を述べます。

これらの議案は、安倍政権が教育委員会の仕組みを変える法律をつくったことによる関連の条例の一部改正するものです。この条例の一部改正は、教育長が新たに任命されたときに適用されるもので、今すぐ適用されるものではないと理解しています。今まで教育委員長は教育委員会の中から選出されていましたが、安倍政権はその仕組みを変え、教育長が教育委員長の役目に当たるとしました。なぜそのように仕組みを変えたかという、教育長を教育委員長にすることにより、行政の思惑を直接反映させる仕組みをつくったわけです。教育委員会の改編が議論されたときには、教育を政治に従属させるものだという批判がたくさん出ました。戦前戦中の教育制度の反省から、戦後は教育を政治から独立させてきましたが、それが少しずつ変えられ、今回の大改編となったものです。この制度改編には反対ですので、この条例の一部改正にも反対します。

次に、議案第30号に反対の意見を述べます。

介護保険事業が第6期を迎え、新たな保険料が算定されました。介護を必要とする方がふえ、介護給付費も期を追うごとに大きく膨らんでいます。その中で介護保険料の算定をするのは大変だったと思いますし、行政は負担をなるべく減らしたいと考え、保険料の段階も低所得者に負担を少なくするように10段階から11段階にふやしましたし、保険料も基金を取り崩して値上げ幅を少なくしています。基準額で5期の5,550円が、6期5,700円になる150円のアップに抑えています。県下でも上げ幅が一番少ないのではないかと説明でした。このような行政の努力は大きく評価します。しかし今、町民の多くの方が生活は大変苦しく、わずかな値上げでもこたえます。年金生活の方は減らされていく年金でどうやって生活するか、どこで支出を減らそうかと悩んでいます。きのうお会いしたお年寄りの方もデイサービスや訪問看護を減らすしかないなとため息をついておられました。非正規雇用の方で収入が上がらない方も税金や国保税、介護保険料で四苦八苦されています。1期の介護保険料2,900円が6期5,700円に上がったわけです。年金も給与も2倍にはならないのに、介護保険料は2倍になっているのだから苦しいはずです。そもそも介護を社会的な問題と考えて取り組もうと始まった介護保険ですから、国がもっと援助すべきです。それができていないのですから、町がそれを補うために、例えば基金を全部取り崩す、足りなければ一般会計からの繰り入れも行って介護保険料を上げないことも考えていただきたいと思います。介護保険料は3年分を考えて算定しているわけですから、次期のために残しておきたいとい

う気持ちは分かりますが、基金を全部取り崩すことも考えられるのではないかと思います。このような現状を見ますと、行政の努力は大変評価しますが、値上げには同意することはできません。

最後に、3つの請願に賛成の意見を述べます。

請願第2号は特定秘密保護法の廃止を求める請願、請願第3号は日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める請願です。この2つの請願趣旨を見ますと、安倍政権の平和への考え方が見えてきます。大もとにあるのは、昨年7月に閣議決定により憲法9条の解釈を変え、集団的自衛権行使を容認したことです。きのうの全協ではガイドラインを日米軍事協力の指針ではなく、日米防衛協定の指針とするべきで、防衛なのだから請願趣旨にあるような戦争する体制づくりではないと述べられたと思います。大切なことは、言葉よりも実際にどのようなことをしようとしているのかを見抜く力だと思います。

3月6日に、政府は他国に対する武力攻撃に日本が反撃する集団的自衛権の行使を自衛隊の主たる任務に位置づける自衛隊法などの改定原案を自民、公明両党の安全保障法制の協議会に正式に示しました。また、同じく政府は、文官、背広組と呼ばれています、が、自衛官、制服組と呼ばれています、よりも優位に立つ文官統制の撤廃や武器専門官庁である防衛装備庁の新設などを盛り込んだ防衛省設置法改定案も閣議決定しています。自衛隊を海外派兵する恒久法の新設、周辺事態法の改定を政府は与党協議会で提案していますが、恒久法とは、いつでも、世界じゅうどこでも自衛隊を派兵し、支援活動ができるようにするものです。周辺事態法は日本の安全確保の名目で周辺事態での有事に米軍を自衛隊が支援する法律ですが、改定案では周辺という概念を廃止し、世界じゅうで米軍支援を行うことを可能にするものです。政府は限定容認であると主張している武力行使の新三要件ですが、「米国が違法な先制攻撃を行った場合でも新三要件を満たしていると判断すれば集団的自衛権行使を発動するのか」という国会での質問に対して安倍首相は「総合的、客観的に判断される」と、この質問を否定しませんでした。このように、危険な自衛隊の海外派兵を日米両国で先取り的に進めようとしているのが、ガイドライン再改定作業です。関連する国内の法整備より先に日米の協議で海外で戦争する国づくりのルールを敷くことは、国会無視、国民無視の民主主義を否定するものです。また、戦争する国づくりを進めようすれば、国民に都合の悪いことは特定秘密として隠そうとします。戦争には秘密がつきまとうのです。何が秘密かそれは秘密、知らなくても秘密に近づけば罰せられる、これはかつての暗黒の時代に日本を引き戻すことです。国民主権を保障する憲法に反する特定秘密保護法は廃止すべきです。

最後に、請願第4号 慰安婦問題の早期解決を求める請願についての賛成意見を述べます。

政府は、これまで慰安婦問題に対して河野談話、村山談話を発表して取り組んできましたが、朝日新聞の慰安婦記事取り消しを受けて、慰安婦問題そのものがなかったかのような動きをしています。それが日韓関係悪化をさらにひどくしています。河野談話が取り消された吉田清治証言を根拠にしていないことは明らかになっています。日本の裁判所で10件の慰安婦問題の裁判が行われています。そのうち8件の裁判では事実認定されました。しかし、損害賠償については日本と韓国との間で取り決めがあり、認定されませんでした。日本の裁判所で慰安婦問題が事実認定されていることは、とても大事なことです。

ドイツのヴァイツゼッカー氏は「問題は過去を克服することではない。後になって過去を変えたり、起こらなかったりすることはできない。過去に目を閉ざす者は結局のところ現在も盲目になる」と演説しました。また、先ほど来日したドイツのメルケル首相も歴史認識の問題で語って

おります。「戦後、ドイツではどのように過去の総括を行うのか、どのように恐ろしい所業に対応するのかについて、非常に突っ込んだ議論が行われてきた。ナチスとホロコーストは、我々が担わなければならない重い罪だ。過去の総括というのは、やはり和解のための前提の一部分だった」というふうに演説をしております。日本政府が河野談話、村山談話に立ち戻って早期解決のために尽力することを求めます。

以上をもちまして、私からの討論を終わります。

○道下政博議長 次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

私は、平成27年3月会議において、町長から提案されました議案第2号から議案第13号までの平成27年度津幡町当初予算について、また議案第14号から議案第24号までの平成26年度一般会計、特別会計、事業会計の各補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、平成27年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算と比較しますと7.0パーセント増の総額128億8,000万円を計上しております。まずハード面におきましては、いよいよ完成を迎えるあがた公園整備事業や消防救急デジタル無線整備、歴史資料館建設事業などの継続事業のほか、幼稚園、小中学校の非構造部材耐震改修や津幡小学校グラウンド北側擁壁改修、湖南大橋の長寿命化補修事業など、安心、安全に向けた緊急度の高いものが計上されております。また、ソフト面におきましては、小学校の特別支援員の増員や給食管理指導職員の配置、中条小学校区および井上小学校区に放課後児童健全育成施設を追加設置するとともに、笠野小学校区に新たに設置するなど、教育、福祉関係経費も充実したものになっております。またそのほか、長寿祝い金の支給年齢を見直しする一方で、新たにI Rいしかわ乗り継ぎ通学定期券購入に対する助成を実施し、また体育施設の指定管理者制度導入など、めり張りをつけた予算編成は町民の皆さまがより満足を得られるものであり、津幡町の行政基盤を固めるものであります。また、屋内温水プールの建設に向けた具体的な調査や体験型観光交流公園整備を見据えた果樹の植樹、大河ドラマ誘致関連経費や科学のまちづくり経費、各種定住促進事業についても町の交流人口拡大や人口減少対策につながるもので、地方創生に向けて津幡町のさらなる活性化に必要不可欠なものだと私は思います。

歳入については、家屋の評価がえにより固定資産税で減額となるものの、景気の回復基調による法人税の増額などにより、町税全体で前年度当初予算比0.4パーセント増の37億7,361万円余りを見込んでおります。また一方、地方交付税は国の地方財政計画で0.8パーセント減となることに加え、普通交付税に算入される町債残高が減少する要素を盛り込み、前年度当初予算比4.2パーセント減の34億6,000万円とするなど、決して過大に見積もることもなく、見込み得る歳入を適正に計上してあります。また、町債発行はあがた公園整備事業を初めとした建設事業のほか実質的な地方交付税である臨時財政対策債など、必要な財源を措置しながら総額13億9,110万円とし、平成27年度の償還元金16億5,290万円を下回ることで町債残高を減らし、財政運営に対する健全性確保への姿勢がうかがえます。

また、特別会計、事業会計においても、町民の視点に立った事務事業で、それぞれの目的に対応しながら経費の抑制、効率化を図り、経営健全化に向けた努力が見られ、特に下水道事業会計は特別会計から事業会計に移行することで、より細かな経営状況を把握するなど、時代の要請に

も対応した予算となっています。

また、各補正予算についても年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減のほか、国の補正予算により創設されました地域住民生活等緊急支援交付金を活用した快適居住環境推進助成・商工会商品券発行事業の実施、また子育て世帯支援対策として、3人以上お子さまがいらっしゃる世帯の2人目以降の保育料に対する助成を行うなど、地方創生に向けて必要な予算措置を行ったものと言えます。

議決後各予算の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら、町長の目指す安全、安心なまちづくり、笑顔があふれるまちづくりを目指し、より一層の創意と工夫が満ちあふれた事業となることを期待し、私の賛成討論といたします。

終わります。

○道下政博議長 次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 私は、請願第2号および請願第3号には賛成の立場で、そして請願第4号に対しては反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願についてですが、本請願は平成25年12月10日に多くの国民が懸念を示す中成立した特定秘密保護法の廃止を求める請願であります。私はこの法律に対し、全面的に反対するものではありません。日本は国際社会においてスパイ天国と称され、各国のスパイが活動しやすい国と呼ばれています。したがって、同盟国であるアメリカからも重要な軍事機密が我が国には知らされなかったという事態がこれまでも幾度となくあったと言われております。こうした現状の中で、内政や外交あるいは防衛の領分において、すべてつまびらかにできない事柄があってもしかるべしと考えます。したがって、国民の知る権利がその部分においては制約を受けるのはやむを得ないことと考えますし、これら一連の活動を厳しく規制する法律が独立国家として当然立法化されていなければなりません。しかしながら、現行の特定秘密保護法は、当初から懸念されているように、何が秘密かわからない、特定秘密を特定できず、行政の恣意的な判断の余地を残しています。この特定秘密保護法の政府による運用をチェックする衆参両院の情報監視審査会の初会合が今月下旬にようやく開催される見通しとなりましたが、その権限は強くなく、例えば秘密の開示を求めても政府はそれを拒否できることになっていますし、指定期間は最長の60年で、例外も認め、何が秘密かわからないまま半永久的に公開されない事態も予測されます。半永久的に公開されない事項があることは、国民の知る権利を侵害するものであります。これはあってはならないことと考えます。したがって、主権者たる国民の声を聞き、国会で十分に討議時間をとって議論し、特定秘密の範囲を明確にし、国民の知る権利を担保できる法律に改定すべきではないかというふうに考え、この請願に賛成するものであります。

次に、請願第3号 「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願についてですが、本請願は、基本的に昨年6月会議に出された請願2号や12月会議に出された請願6号、集団的自衛権行使容認から派生する事柄であり、賛成討論の内容もおおのずと同様でございます。

まさに、現下の日本の置かれた国防上の環境は極めて厳しいものがあると考えます。覇権主義を貫き、本年度の防衛予算もアメリカに次いで世界2番目の多額な予算を組み、海洋進出を強化

する中国やあるいはロシア、さらには反人道的な独裁国家である北朝鮮を隣国に持ち、極めて厳しい状況下にあると言わざるを得ません。しかしながら、集団的自衛権の行使容認をするには、基本となる憲法9条、とりわけ第2項において「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としています。したがって、この9条と現在の自衛隊との関係をきっちりと整理することが必須であると考えます。現在、これらの基本的な事柄をうやむやにしたまま集団的自衛権の行使容認をベースに、自衛隊が他国の軍隊を後方支援するため、随時派遣を可能にする恒久法の制定など、安全保障法制の整備が進められています。その一環として、日米軍事協力の指針の再改定作業が行われているものであります。

加えて、防衛省は自衛隊が発足以来堅持してきた文官統制、シビリアンコントロールの基本を定めた防衛省設置法第12条を改正し、文官統制の規定を全廃する方針を固めたとしております。これは1954年の防衛庁、自衛隊発足以来、旧日本軍が暴走し、国民を無謀な戦争に導いた反省から制服組の政治への介入を阻止するために設けられたのが文官統制、シビリアンコントロールであり、憲法9条とともに国民や周辺諸国が日本の平和国家を堅持するよりどころとなっていた規定であります。

以上のような考えから、憲法をないがしろにする集団的自衛権の行使容認から派生する本請願に賛成するものであります。

次に、請願第4号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願には、反対の立場で討論させていただきます。

そこで、慰安婦問題ですが、巷間言われるようなことがあったかどうかについては、これまでさまざまに言われてまいりました。そしてまた、これからもさまざまな方々のしっかりとした調査と検証にゆだねるとしまして、私の現在までの考え方を述べ、討論とさせていただきます。

さきのアジア太平洋戦争にかかるアジア諸国に対する我が国の総括は、村山談話と言われる戦後50年を経過した1995年、第81代内閣総理大臣の村山富市が閣議決定に基づき発表した声明と、この後、戦後60年を経た2005年に当時の小泉総理がこれをほぼ踏襲する形で発表されたものが、これまでの日本政府の公式な歴史的見解とされています。この中で、韓国や中国に対する謝罪問題に対して「植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えたことに対し、改めて痛切な反省の意を表し、心からおわびの気持ちを表明する」としています。そして、韓国との戦後賠償については、日韓基本条約、正式には日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、1965年6月22日に日本の佐藤栄作首相と韓国の朴正熙大統領、現在の朴槿恵大統領のお父さんであります、との間で締結された条約であります。これに付随して同日、日韓請求権協定、正式には日本国と大韓民国との間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定が締結されました。これら一連の条約の内容で戦後補償問題は解決済みであり、韓国および韓国国民は日本国および日本人に対して賠償を一切要求することができないとする、これまでの根拠となっております。したがって、日本政府が韓国政府に対し支払ったのは賠償金とは書かれてはおらず、経済協力金となっております。また、1965年に支払った経済協力金1,080億円は、その年の日本の国家予算の約40分の1、韓国の国家予算のほぼ1年分と同額を支払っております。さらに、日本国政府による韓国国民への直接賠償が規定されていないのは、韓国政府が自国民に対し個別補償をするので、日本政府は韓国政府へ一括して賠償金、いわゆる経済協力金を支払ってほしいという韓国政府からの要請によるものであります。そして、

この条約締結に当たっては、竹島の帰属に関する問題はペンディングとされております。したがって現在、日韓の国家間にある問題として残るのは、竹島の帰属問題だけであると考えます。

請願にある内容では、日本が早期解決を求めるということは、あたかも二国間にこの問題が未解決であるということを認めるということであり、処理を誤れば国家の威信の失墜と損害に直結する問題に発展することになりかねません。日本の一部には、日韓請求権協定が締結される交渉ではかかる問題はほとんど議論されず、これらの被害に対する歴史的責任の問題が解決されたとは言えないとする考えもあるようですが、日韓関係は現在のように近くて遠い国ではなく、同じ自由主義陣営の一員として、双方が何のわだかまりも、すべてのわだかまりを捨て同じ土俵に上がり、まさに発展的互惠関係を具現化していくべきだと考えます。

前述しましたような立場から請願第4号には反対を表明するものであります。

これで3番、黒田の討論を終わります。

ありがとうございました。

○道下政博議長 次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井です。

私は、請願第2号、3号、4号に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願であります。この法律は国の安全保障に関する情報のうち特に秘密にすることが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定め、漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としております。請願趣旨には「政府がなにを秘密情報とするのか、国民はまったく知ることができない」とありますが、特定秘密の指定として、第1号の防衛に関する事項から第4号のテロ活動防止に関する事項までを初めとして、明確にあらわしております。我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することができる必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めております。

次に、請願第3号 「日米軍事協力の指針再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書であります。我が国がこれからも平和国家として存続していくためには、日米安全保障体制を基軸に安全保障の枠組みの中で国と国民をどう守っていくのか、国民の生命と自由の権利を守っていくことを考えていかねばなりません。したがって、請願趣旨の中の「海外で戦争する国」づくりのルールを敷いているものでもなく、また戦闘地域において戦争をする体制づくりもしておりません。それから「日米軍事協力」とありますが、これは「日米防衛協力」であります。一部でやたら軍事協力と言っておりますが、政府は日米防衛協力の指針再改定作業としております。これからも我が国の平和と安全を確保し、より安定した環境を構築するためにも、日米防衛協力の指針再改定作業は必要であると思います。

次に、請願第4号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書であります。この請願書には「早期解決を」と書いてありますが、戦後70年が経過し、その間、たび重なる謝罪や賠償要求がされております。安倍内閣は歴史認識に関して歴代内閣の立場を引き継いでおり「慰安婦問題については筆舌に尽くしがたい」と述べております。また、河野談話については「官房長官の談話ではあるが、それを見直すことは考えていない」と述べており、そして「歴史に対して謙虚でなければならない」とも述べております。慰安婦問題の早期解決は日本国民の願いでもあります。慰安婦問題に特化することなく、慎重な取り扱いを求めたいと思い

ます。

請願趣旨の河野談話ではありますが、河野談話では「慰安所の設置、管理および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」と発表しておりますが、その一方で昨年、2014年に朝日新聞は、日本軍が慰安婦を強制連行したとする1982年の吉田証言の報道が虚偽であったことを認め、これを正式に取り消しし、謝罪しております。過去の報道の誤りが取り消されても、すでに最初の吉田証言の報道から32年たっております。また、吉田証言の信用性が失われたとされる1992年からでも22年が経過しており、今日に至るまでの隣国韓国との関係悪化や強制による従軍慰安婦の問題が白紙に戻ることは考えにくいことに、この報道の大きな問題点があるのではないのでしょうか。また、1965年に締結された日韓基本条約に付随して、日韓請求権協定が交わされております。この協定は、日韓両国およびその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたと確認するものであります。ただ、韓国側では請求権の具体的な内容が協約に記されていないことなどから、従軍慰安婦問題についてはこの協約の対象とはならないとの意見も一部にはありますが、日本政府はこの協定で請求権は解決済みであるとの立場であります。したがって、私もそう理解しております。

以上、請願2号、3号、4号に反対とし、私の討論を終わります。

○道下政博議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、請願第2号と第3号に賛成の立場で討論します。

この請願については総務常任委員会に付託され、全会一致で不採択となっております。昨年12月10日、特定秘密保護法が施行されました。政府が何を秘密としているかということそのものが秘密なのですから、国民は何が秘密とされているのかを知ることができません。例えば集団的自衛権を行使して海外に自衛隊を派遣した場合にも、秘密保護法によって、その具体的な理由や根拠が国民には知らされない可能性があります。政府は、集団的自衛権等の安全保障政策を進めるには秘密保護法が不可欠であると考えています。つまり、集団的自衛権の行使容認に基づく安全保障法改正など、それと特定秘密保護法、これらはしっかり連動しているのです。そういった意味で今回、請願第2号、第3号についても同様につながりのある請願であると私は考えて、賛成の討論をいたします。

つい先日、3月4日、政府は安全保障整備をめぐり、現行の武力攻撃事態法を改正して、日本が直接攻撃を受けなくても集団的自衛権が行使できるという新たな概念、（仮称）存立事態を盛り込む方針を固めました。武力攻撃事態法改正と自衛隊法改正を同時に進め、集団的自衛権を行使するというものです。ほかにも船舶検査法、周辺事態法、PKO協力法の改正や恒久法の制定も政府提案されています。また、文民である政治家が自衛隊の行動の最終的な決定権を持つという、シビリアンコントロールのたがが外されようともしています。何だかきな臭い、戦争の方向へと日本は進んでいるのではないかと、憲法9条の平和主義の理念はどこへ行ったのかと懸念するのは、私ばかりではない。その行き先を心配している国民が多くいるに違いありません。しかし

現状は、閣議決定と与党協議にゆだねられ、国会の審議、採決を経て、国民の懸念する声に耳が傾けられないまま、政府の方針がそのまま通ってしまうのではないかと大変不安です。

また、日米防衛協定のための指針、ガイドラインの17年ぶりの再改定の審議も同時に進められています。このガイドライン改定作業では、集団的自衛権の限定行使を含む憲法解釈の変更が閣議決定されたことを受けて、それを日米防衛協力に反映させることが期待されているのです。つまり、事の発端は昨年7月の安倍内閣の憲法解釈変更に基づく閣議決定にあります。この閣議決定の内容は皆さんご存じのように、一つには、海外で自衛隊が戦争することを厳しく禁じてきた憲法の解釈を変えて集団的自衛権を認めたということ。もう一つは、国際社会への平和貢献のためという名目で自衛隊の海外活動や他国軍への支援をより広げることを認めるというものです。憲法9条の解釈を変えた、この閣議決定がすべての始まりです。しかし、よく考えてください。今まで国際的な信認を得てきた憲法の解釈を時の政権、政府が勝手に変更していいのでしょうか。憲法の解釈をその場の都合で変更することは認められるべきことなのか。国際的に高く評価されてきた日本の平和主義も今までの憲法解釈への信認が背景にあることは明らかなです。憲法の平和主義に関しての国民的議論を深めることこそ肝心ではないですか。それをしないで、政府による憲法の解釈の変更によって安保法制関連法案が国会に提出され、これら一連の法改定がなされようとしていることに対し、私は反対の声を上げます。そして、住民の最も身近にある地方議会からそうした声を上げるべきではないかと思っています。この討論で最も訴えたかったことは、そういうことです。

以上、これで終わります。

○道下政博議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○道下政博議長 これより議案採決に入ります。

議案第2号 平成27年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第24号 平成26年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第24号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 津幡町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 津幡町教育長の勤務時間等に関する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 津幡町行政手続条例の一部を改正する条例についておよび議案第29号 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号および議案第29号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第42号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第42号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○道下政博議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○道下政博議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○道下政博議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○道下政博議長 起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時49分

〔再開〕 午後2時50分

○道下政博議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号の採択に伴い、議会議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議会議案上程>

○道下政博議長 追加日程第1 黒田英世議員ほか2名提出の議会議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

<提案理由・質疑・討論の省略>

○道下政博議長 お諮りいたします。

議会議案第1号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○道下政博議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第 1 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

以上、本 3 月会議で可決されました議会議案第 1 号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○道下政博議長 以上をもって、本 3 月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成27年津幡町議会 3 月会議を散会いたします。

午後 2 時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 道下 政博

署名議員 山崎 太市

署名議員 洲崎 正昭

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表.....	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表.....	4

平成27年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名		質 問 事 項	答 弁 者
1	17番 河上 孝夫	1	温水プール基本計画の中間報告の見直しについて	町 長
		2	庄51号線（すみよし通り）と津幡川間の旧津幡川跡地と上流の八反田川雑排水処理施設の環境整備について	都市建設課長
		3	河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループについて	産業建設部長
2	1番 八十嶋孝司	1	津幡町の地方創生を問う	町 長
		2	個人消費喚起、町の活性化のためプレミアムつき商品券を発行せよ	町 長
		3	（一社）津幡町体育協会総合型地域スポーツクラブの指定管理を問う	教 育 部 長
3	13番 南田 孝是	1	ヤフーと災害協定を締結し、防災情報ブログの開設を	町 長
		2	宅幼老所の設置の検討を	健康こども課長
		3	ドッグラン設置を	企画財政課長
4	9番 塩谷 道子	1	高校生への医療費助成、通学費用の助成を	町 長
		2	住宅リフォーム助成制度の復活を	町 長
		3	65歳以上の障害のある方への医療費助成制度の改革を	町 長
		4	体験型観光交流公園の見直しを	町 長
		5	いわゆる農協改革についての町長の見解を問う	町 長
5	10番 多賀 吉一	1	災害時相互応援協定を結んでいる和歌山県上富田町との今後の交流は	町 長
		2	太白台小学校・保育園の登校坂に融雪装置を	町 長
6	4番 荒井 克	1	成人式を1月に	町 長
		2	庁舎周辺道路の安全対策を	町 長
7	5番 中村 一子	1	学童保育の補助規定に見直しを	町 長
		2	過疎化高齢化が進行する地域へのビジョンとその支援策等は	町 長
		3	津幡駅周辺施設の整備について	町 長
8	2番 西村 稔	1	ぐるりんこバスの創設について	町 長
		2	防犯カメラの名称変更について	町 長
		3	町内区長からの要望事項の取り扱いについて	総 務 部 長
		4	温水プールの設置場所について	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
9	7番	1	町総合体育大会を問う	町 長
	角井外喜雄	2	災害時の要支援者対策を問う	総 務 部 長
10	11番	1	上下水道事業の包括的な民間委託の進捗状況、今後の取り組みを問う	環境水道部長
	向 正則	2	I R いしかわ鉄道開業後の津幡駅、倶利伽羅駅の利活用、利用促進策を問う	産業建設部長
		3	鳥獣被害防止対策を問う	農林振興課長
11	6番	1	緑が丘交差点での違反車を取り締まれ	町 長
	森山 時夫	2	津波防災マップの作成および幹線道路わきに海拔表示を設置せよ	総 務 課 長

平成 27 年 3 月 13 日

津幡町議会議長 道 下 政 博 様

提出者	津幡町議会議員	黒 田 英 世
賛成者	津幡町議会議員	塩 谷 道 子
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会
会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国には、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上と推定され、国内最大の感染症となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B 型・C 型肝炎のウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しない。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者を初め肝疾患の病状に合致する基準となっておらず、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にある。

現在、ウイルス性肝炎が原因で肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援制度の創設は特に緊急に取り組むべき課題である。特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているが、国においては、新たな具体的な措置が講じられていない。

よって、政府におかれては、ウイルス性肝炎患者の救済のため、下記の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳交付の認定基準を緩和し、患者の病態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成27年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 2 号	平成27年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第13款 予備費 第 1 項 予備費 第 2 表 債務負担行為 第 3 表 地方債	原案可決
議案第 9 号	平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第10号	平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第14号	平成26年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 5 項 統計調査費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第 2 表 繰越明許費 第 3 表 債務負担行為補正 第 4 表 地方債補正	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第21号	平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第22号	平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第25号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	津幡町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について	〃
議案第27号	津幡町教育長の勤務時間等に関する条例について	〃
議案第28号	津幡町行政手続条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
請願第2号	「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書	不 採 択
請願第3号	「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書	〃
請願第4号	「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書	〃

平成27年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 2 号	平成27年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 3 項 災害救助費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	原案可決
議案第 3 号	平成27年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第 4 号	平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算	〃
議案第 5 号	平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第 6 号	平成27年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第11号	平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第14号	平成26年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	〃
議案第15号	平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第16号	平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第23号	平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第30号	津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第32号	津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	〃
議案第33号	津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第34号	津幡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について	〃
議案第35号	津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について	〃
議案第36号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第37号	津幡町特定教育・保育施設の保育料に関する条例について	〃
議案第38号	津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第39号	津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について	〃
議案第42号	「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について	〃
陳情第1号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書	採 択

平成27年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 2 号	平成27年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 3 項 清掃費 第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第 7 号	平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第 8 号	平成27年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第12号	平成27年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第13号	平成27年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第14号	平成26年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 3 項 清掃費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 農林水産施設災害復旧費 第 2 項 公共土木施設災害復旧費	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第17号	平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第18号	平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	〃
議案第19号	平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第20号	平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第24号	平成26年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第40号	津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第41号	津幡町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例について	〃